

資料編

第1章 本市の現状

第1節 地域概況

1. 地理的・地形的特性

本市は、東京都のほぼ中央にあり、都心から約25km西方に位置しています。また、武蔵野台地の南西部にあり、おおむね4km四方とコンパクトな地形で、面積は11.30km²となっています。市の中央部を東西方向にJR中央線が、東南部を西武多摩川線が南北に通っています。主要道路としては、市の中央部を小金井街道が南北に、北部を五日市街道が東西に通っています。

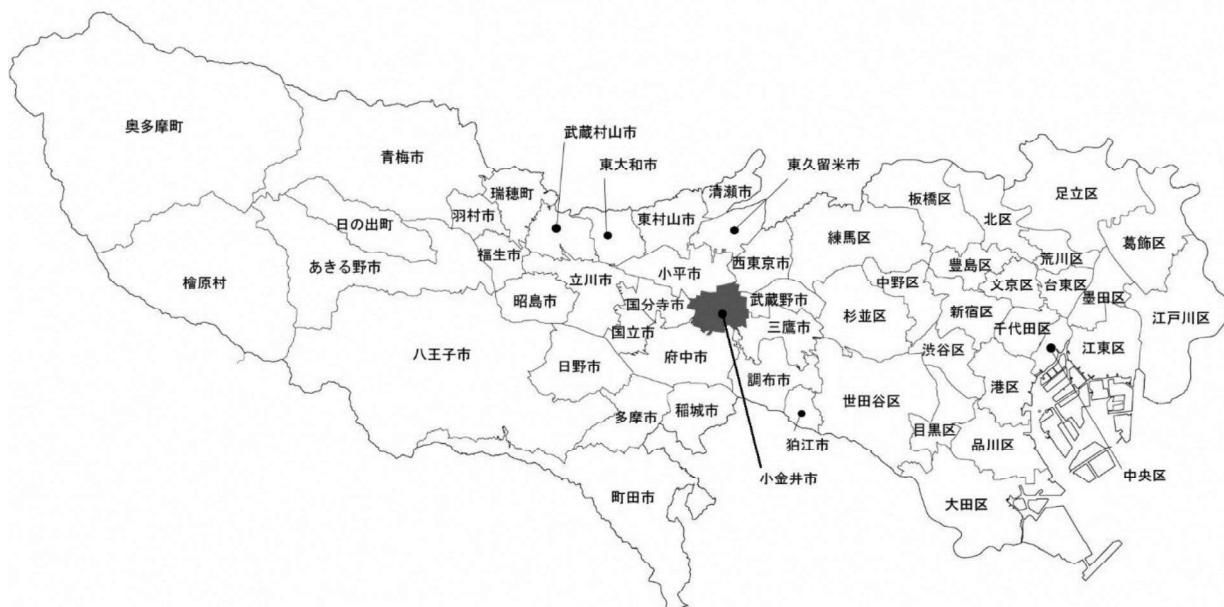


図 1-1 本市の位置

2. 人口及び世帯数

平成30年（2018年）10月1日現在の本市の外国人住民を含む人口は121,167人、世帯数は60,247世帯です。人口及び世帯数とともに微増傾向が続いています。世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの平均人数は減少傾向にあります。また、年間転入者数は7,500～8,700人程度となっています。

表 1-1 人口・世帯数・平均世帯人数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平均世帯人数 (人/世帯)	転入者数 (人)
平成 25 年度	117,116	56,929	2.057	8,470
平成 26 年度	117,272	57,306	2.046	7,585
平成 27 年度	117,851	57,908	2.035	8,149
平成 28 年度	119,238	58,828	2.027	8,381
平成 29 年度	119,984	59,392	2.020	8,152
平成 30 年度	121,167	60,247	2.011	8,708

出典：清掃事業概要、東京都住民基本台帳人口移動報告

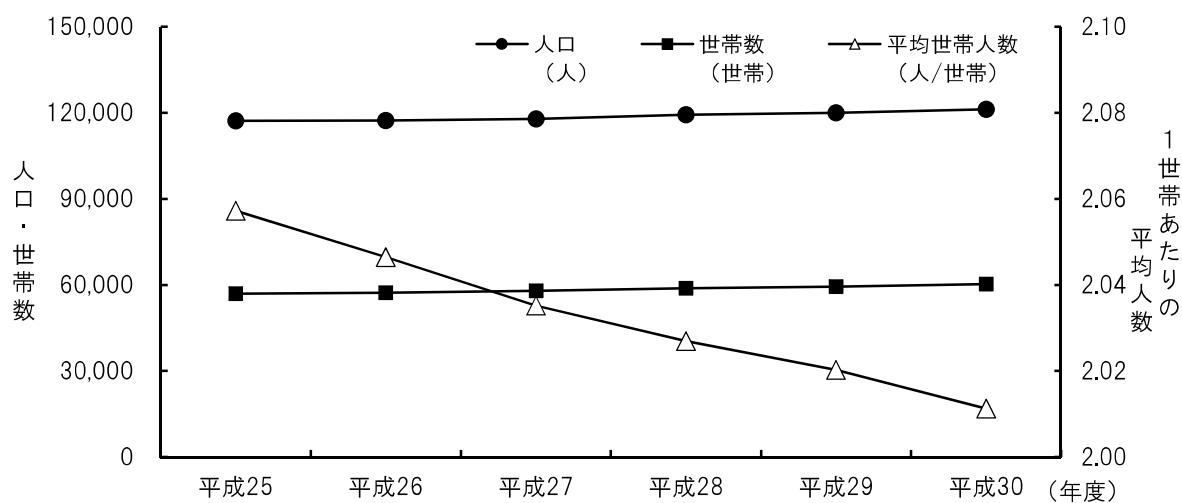


図 1-2 人口・世帯数・平均世帯人数の推移

3. 産業の概要

平成28年（2016年）経済センサスによると、本市内の事業所数は2,905事業所、従業者数は29,989人です。平成28年（2016年）10月1日の人口（119,238人）に対する事業所数の比率は2.4%です。

表 1-2 産業別事業所数及び従業者数

産業大分類		事業所数	従業者数
A～B	農林漁業	2	15
C	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
D	建設業	180	1,326
E	製造業	71	809
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1	35
G	情報通信業	52	412
H	運輸業、郵便業	28	918
I	卸売業、小売業	667	6,089
J	金融業、保険業	36	537
K	不動産業、物品賃貸業	283	934
L	学術研究、専門・技術サービス業	169	1,279
M	宿泊業、飲食サービス業	439	3,894
N	生活関連サービス業、娯楽業	301	1,550
O	教育、学習支援業	153	4,656
P	医療、福祉	396	6,130
Q	複合サービス事業	13	252
R	サービス業(他に分類されないもの)	114	1,153
合 計		2,905	29,989

産業分類別では、「卸売・小売業」が最も多く23.0%を占めており、次いで「宿泊業・飲食サービス業」が15.1%、「医療・福祉」が13.6%と続いています。

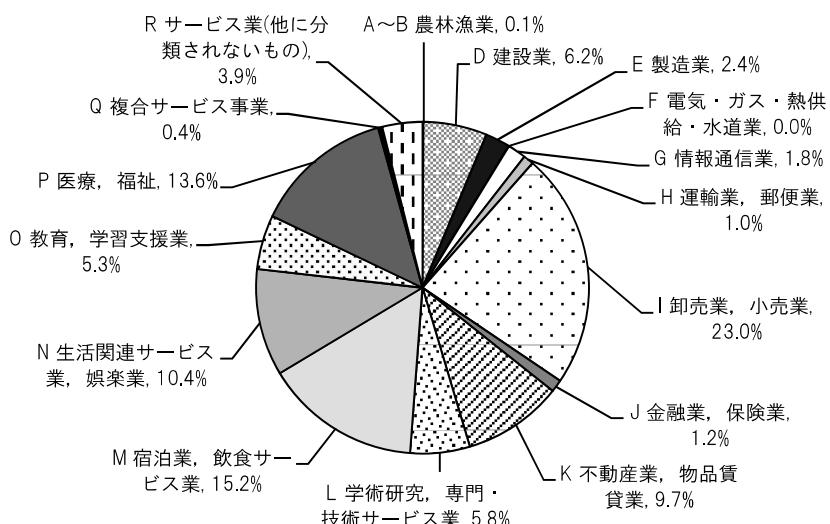


図 1-3 産業別事業所数の割合

表 1-3 従業者数別事業所数

従業者数	事業所数	割合
1~4人	1,614	55.6%
5~9人	621	21.4%
10~19人	372	12.8%
20~29人	132	4.5%
30人以上	154	5.3%
出向・派遣従業者のみ	12	0.4%
合 計	2,905	100%

従業者数別の事業所数では、従業者数が「1~4人」の小規模事業所が最も多く58.3%を占めています。

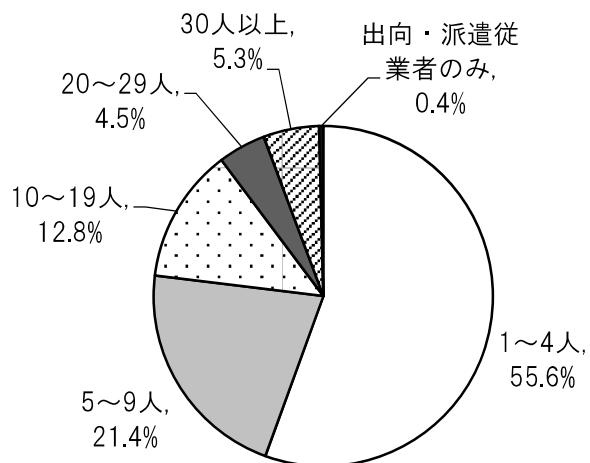


図 1-4 従業者別事業所の割合

第2節 清掃事業の概要

1. 経緯

清掃事業に関する主な経緯は、以下に示すとおりです。

表 1-4 清掃事業に関する主な経緯

年	月	主な出来事
昭和33	4	二枚橋焼却場でごみ焼却開始
46	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の施行
47	7	小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定
55	11	羽村処分場搬入開始
	12	不燃物の分別収集開始
58	12	有害ごみの分別収集開始
59	4	集団回収奨励金制度開始
	5	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入開始
61	12	小金井市中間処理場稼働 びんの分別回収開始
62	9	生ごみ堆肥化容器購入費補助制度開始
63	11	資源物回収開始（古紙等の日曜日回収＝資源の日） ごみ減量対策協力交付金交付制度開始
平成元	7	簡易焼却炉購入費補助制度開始
2	4	防鳥ネット貸出し開始
3	3	中間処理場にプラスチック系廃棄物固化設備設置 「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定
	9	紙パック拠点回収開始
4	12	粗大ごみのリサイクル開始（リサイクル事業所の開設）
5	7	ペットボトル・トレイの拠点回収開始
6	4	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の施行（小金井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正） 廃棄物減量等推進員制度を新設（小金井の街をきれいにする推進委員制度の廃止）
	6	ごみ袋の透明、半透明化の実施
	7	小金井市廃棄物減量等推進審議会発足
	8	中間処理場火災
	12	中間処理場復旧改修工事完了 一般廃棄物処理手数料の改正 事業系ごみ全面有料化（市指定袋収集開始） 一般家庭し尿有料化
7	4	粗大ごみの有料化（品目別手数料制、シール制）
10		廃プラスチック資源化開始
8	4	小金井市簡易焼却炉購入費補助制度廃止
	9	空缶・古紙等処理場整備（空き缶プレス機設置） 古紙等平日回収開始（隔週） 空き缶分別回収開始（隔週）
9	4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の一部施行 ごみ減量対策協力交付金交付制度の廃止

年	月	主な出来事
	8	清掃指導員制度開始 可燃ごみの収集業務委託開始
10	8	ペットボトル処理施設整備（ペットボトル減容機設置）
	9	ペットボトル分別回収開始（隔週）
10	1	日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場への搬入開始
	4	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場への搬入終了
	5	小金井市まちをきれいにする条例の施行 古紙・布回収業務委託開始
11	3	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂
	7	生ごみ処理機の堆肥化（実験）事業開始
12	4	容器包装リサイクル法の完全施行
	6	循環型社会形成推進基本法の施行
	11	リサイクルフェスティバル小金井の実施（エコネット多摩統一キャンペーン）
13	4	組織改正で環境部ごみ対策課に変更 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行
		家電リサイクル法対象品目の収集は東京方式（許可業者収集）で開始
		資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の施行
14	4	可燃ごみの週2回収集を開始 古紙・布の毎週回収を開始
	7	生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の開始（生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の全部改正）
	12	低公害塵芥車（天然ガス車）導入開始
15	7	事業系ごみ処理手数料改正
	10	資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンのリサイクル開始
	11	粗大ごみ処理手数料改正
16	3	小金井市廃棄物減量等推進審議会から一般家庭ごみの有料化答申
	4	びん・スプレー缶回収業務委託開始
	5	国分寺市へ燃やすごみの共同処理を申入れ
17	4	戸別収集の開始（市内4地区に分け順次実施。7月から全市域で実施） 空き缶・ペットボトル回収業務委託開始
		家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の変更（補助率と上限額）
		リサイクル推進協力店認定制度開始
	8	家庭ごみの一部有料化開始
		小金井市環境基金条例施行
18	3	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂
	4	燃やさないごみの3分別収集開始
		有害ごみの収集業務委託開始
	10	ごみ非常事態を宣言
		ごみゼロ化推進会議発足（廃棄物減量等推進員制度廃止）
		生ごみ乾燥物堆肥化実験施設設置
	11	小金井市焼却施設問題等検討委員会を設置
19	1	新ごみ処理施設の建設候補地としてジャノメミシン跡地及び二枚橋焼却場用地を選定
	3	中間処理場工場棟大規模改修工事竣工 二枚橋焼却場の全炉停止
	4	燃やすごみの全量の処理を、多摩地域の自治体・一部事務組合へ広域支援要請 家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の変更（補助率と上限額） 剪定枝等の一部資源化開始

年	月	主な出来事
20	6	シュレッダーごみ（事業所を除く）の資源化開始
	7	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設場所の選定について諮詢
	10	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の一部変更
	4	事業系可燃ごみ（持込み）処理手数料の改定
	4	生ごみ乾燥物の拠点回収開始 プラスチックごみ収集業務委託開始 一般家庭の枝木・雑草類・落ち葉の一部資源化開始（10月から全市域） 中間処理場事務所棟新築
	6	新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会において、二枚橋焼却場用地を新ごみ処理施設の建設場所として答申
	7	二枚橋焼却場用地の利用について、調布市・府中市に対して協議の申入れ
	9	ふれあい収集の開始
	10	ざつがみリサイクル袋使用によるざつがみの資源化推進事業開始
	12	事業系可燃ごみ処理手数料の改定
21	2	ペットボトルキャップの拠点回収開始
22	4	事業用生ごみ減量化処理機器購入費補助制度開始
23	2	生ごみ乾燥物の戸別回収を一部地域で開始（9月から全市域）
	3	二枚橋衛生組合解散 新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場用地に行政決定
	4	燃やさないごみ収集業務委託開始 生ごみ堆肥化容器及び発酵堆肥化促進資材配布制度開始
	7	ごみ対策課清掃分室の移転
	3	旧二枚橋衛生組合施設解体等工事開始
24	4	粗大ごみ収集業務委託開始 枝木・雑草類・枝木の回収方法の変更（資源化の拡大） 「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」の策定
	2	二枚橋焼却場跡地の利用について、調布市から、同市所有分は、独自にリサイクルセンターとして利用したいとする旨の回答が示される
	4	日野市へ可燃ごみの共同処理の申入れ くつ・かばん類の拠点回収開始 布の回収品目追加
	3	旧二枚橋衛生組合施設解体等工事完了 日野市、国分寺市及び小金井市で可燃ごみの広域化について基本合意
	4	ごみ減量啓発アニメーションDVD貸出しを開始 リユース食器の貸出しを開始
25	12	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の一部変更
	1	国分寺市との燃やすごみの共同処理を解消し、新ごみ処理施設の建設場所を二枚橋焼却場跡地とする行政決定を取消 日野市、国分寺市及び小金井市で新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意
	4	大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度開始
	7	難再生古紙の拠点回収開始
	3	浅川清流環境組合の設立許可 生ごみ乾燥物肥料化実験施設閉鎖 一般廃棄物処理基本計画策定 ごみ対策課清掃分室の移転
27	4	「小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

年	月	主な出来事
	6	例」の施行（古紙などの資源物の持ち去りを禁止）
	7	スマートフォン用ごみ分別アプリ配信開始
28	10	浅川清流環境組合の設立 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会参加 フードドライブ事業（試行）の開始
29	3	ごみ減量啓発グッズ（エコバッグ）販売開始
	4	枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収を開始し、全量を資源化
	8	フードドライブ事業の拠点回収開始
30	3	清掃関連施設整備基本計画策定
	4	日野市、国分寺市及び小金井市で、「(仮称) 3市ごみ減量推進市民会議設置に関する協定書」を締結
31	7	「3市ごみ減量推進市民会議」発足
	3	災害廃棄物処理計画策定

2. 廃棄物処理手数料

一般廃棄物処理手数料は以下に示すとおりです。

表 1-5 一般廃棄物処理手数料

区分		手数料(円)	
家庭系一般廃棄物 (小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第31条の2第1項の規定によるもの)	可燃ごみ	特小袋1袋につき	10
		小袋1袋につき	20
		中袋1袋につき	40
		大袋1袋につき	80
	不燃ごみ	特小袋1袋につき	10
		小袋1袋につき	20
		中袋1袋につき	40
		大袋1袋につき	80
事業系一般廃棄物等 (小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第31条の2第2項の規定によるもの)	可燃ごみ	小袋1袋につき	88
		中袋1袋につき	176
		大袋1袋につき	352
	不燃ごみ	小袋1袋につき	86
		中袋1袋につき	172
		大袋1袋につき	344
家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物等(小金井市廃棄物の処理及び再使用の促進に関する条例第31条の2第3項の規定によるもの)	市が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1kgにつき
		不燃ごみ	1kgにつき
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1kgにつき
		不燃ごみ	1kgにつき
し尿等	一般家庭の便所から排出したもの		月額
	仮設便所から排出したもの		1Lにつき
水洗式し尿	2,000Lまで(2,000Lを超える場合は、1,000Lまで増すごとに7,900円を加算する。)		15,800
動物の死体		1体につき	3,000
浄化槽清掃	腐敗型	一般世帯	8,000~
		一般世帯以外	19,000~
	バッキ型	一般世帯	6,500~
		一般世帯以外	14,400~
粗大ごみ		品目と大きさなどにより異なる	200~

※ 令和2年4月1日現在

3. ごみ処理経費

本市では、平成14年（2002年）度から、廃棄物会計（ごみ処理やリサイクルにかかる費用分析）に取り組み、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要を通じて市民に公表しています。近年の廃棄物会計に基づく年間ごみ処理経費は、表2-2と表2-3に示すとおりです。表2-2と表2-3は、ごみ処理やリサイクルに係る項目別の費用分析（廃棄物会計）資料であり、本市の廃棄物会計は、国の一般廃棄物会計基準が規定される前から、独自の手法により算出（し尿処理経費は除く、事務経費などを収集運搬・中間処理・処分の割合に応じて按分してそれぞれに加算など）しています。

なお、本編の「表1-3 年間ごみ処理経費の推移」は、総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に算出した多摩地域と比較した経費であり、本表（表2-2・表2-3）と整合が図られるものではありません。

表 1-6 年間ごみ処理経費（1 t 当たり）

単位：円/t

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収集運搬費用	35,753	34,249	34,281	30,091	31,229
燃やすごみ	27,381	26,222	26,647	19,138	19,160
燃やさないごみ	38,471	35,168	35,380	37,760	37,982
粗大ごみ	53,625	51,679	51,293	52,304	51,600
プラスチックごみ	45,077	43,625	43,550	43,138	43,567
古紙・布	32,397	31,421	30,100	24,928	25,426
びん・有害ごみスプレー缶	30,750	29,165	29,877	29,642	30,728
空き缶・金属	94,596	93,480	93,582	97,654	98,198
ペットボトル	171,311	167,587	164,304	160,360	150,935
拠点回収	77,107	45,962	45,279	46,769	47,628
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	84,618	81,793	82,382	63,084	79,778
集団回収	15,041	14,988	14,960	15,009	15,475
中間処理費用	53,628	65,363	63,226	67,933	69,984
焼却処理	62,951	90,910	92,338	97,784	106,091
不燃等処理	96,779	90,249	80,493	92,579	81,556
プラスチックごみ	123,377	114,874	96,770	117,685	99,260
有害ごみ	92,419	85,590	98,400	103,608	93,760
古紙・布	554	511	925	1,366	1,580
びん	35,127	33,461	36,910	38,831	41,222
空き缶・金属	84,136	80,317	81,969	92,732	103,133
ペットボトル	84,456	83,080	84,661	98,093	101,342
拠点回収	73,629	44,694	44,850	46,365	46,906
可燃系粗大ごみ	56,441	56,252	66,431	71,420	70,955
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	31,992	30,624	30,675	30,986	31,211
処分経費（埋立・エコセメント化）	235,737	207,883	196,984	185,847	181,291
総経費（収集運搬+中間処理+処分）	97,468	106,886	105,640	106,823	110,050

出典：清掃事業概要

表 1-7 年間ごみ処理経費（1 人当たり）

単位：円/人

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
収集運搬費用	8,167	7,848	7,792	6,738	6,899
燃やすごみ	2,936	2,826	2,797	1,908	1,901
燃やさないごみ	482	461	456	455	453
粗大ごみ	415	397	393	392	391
プラスチックごみ	861	824	815	814	810
古紙・布	1,416	1,361	1,347	1,092	1,087
びん・有害ごみスプレー缶	293	280	277	277	276
空き缶・金属	329	315	312	311	310
ペットボトル	494	472	467	466	465
拠点回収	39	37	36	36	36
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	700	672	686	787	974
集団回収	202	204	205	200	196
中間処理費用	12,251	14,978	14,371	15,211	15,461
焼却処理	6,751	9,797	9,692	9,750	10,525
不燃等処理	1,992	1,889	1,655	1,817	1,560
プラスチックごみ	2,261	2,108	1,767	2,132	1,787
有害ごみ	29	27	31	34	31
古紙・布	24	22	41	60	68
びん	297	284	301	319	326
空き缶・金属	281	260	260	279	308
ペットボトル	223	220	227	267	291
拠点回収	37	36	36	36	35
可燃系粗大ごみ	90	84	105	132	149
有機性資源（剪定枝・乾燥生ごみ）	265	252	255	386	381
処分経費（埋立・エコセメント化）	1,847	1,667	1,849	1,970	1,953
総経費（収集運搬+中間処理+処分）	22,265	24,493	24,011	23,919	24,312

出典：清掃事業概要

4. 中間処理・最終処分量

(1) 可燃ごみの中間処理

平成19年（2007年）度から、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができています。支援先及び処理実績は、以下に示すとおりです。

表 1-8 可燃ごみ処理実績

単位: t

支援先	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
内 訳	八王子市	—	—	3,303	1,506	432	—	—	—	—	—	—
	武蔵野市	230	139	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三鷹市	—	—	789	—	373	1,499	—	—	—	—	—
	昭島市	796	1,736	1,695	1,953	393	1,641	1,787	1,742	1,878	1,838	—
	町田市	—	—	—	—	227	—	—	—	—	—	—
	日野市	574	2,244	2,242	2,447	794	1,667	—	—	—	—	—
	東村山市	322	341	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国分寺市	5,424	5,307	3,854	—	1,002	—	1,036	3,146	3,323	3,303	3,160
	西多摩衛生組合	6,932	4,320	—	—	—	—	1,512	2,443	1,881	1,817	—
	多摩川衛生組合	—	174	1,930	7,481	8,923	7,463	7,860	5,219	5,591	5,531	5,271
	多摩ニュータウン 環境組合	—	—	—	—	436	—	—	—	—	—	—
	柳泉園組合	452	429	—	—	—	—	—	—	—	—	439
	ふじみ衛生組合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,070	3,207
小 計		16,538	16,084	13,813	13,387	12,580	12,270	12,195	12,550	12,673	12,489	11,940
民間施設による処理		241	—	1,239	752	711	566	362	27	27	26	24
合 計		16,779	16,084	15,052	14,193	13,291	12,836	12,557	12,577	12,700	12,515	11,964
												12,021

(2) その他中間処理の概要

不燃・粗大ごみ処理施設では、不燃・粗大ごみの積替や破碎・選別を行っています。資源物処理施設では、古布等の整理、空き缶の選別・プレス、ペットボトルのペール化を行っています。不燃・粗大ごみ処理施設、資源物処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-9 不燃・粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	小金井市中間処理場
所在地	小金井市貫井北町一丁目8番25号
処理能力	30 t / 5h (型式: 高速回転複合式豊型破碎機)
建設面積	615.88 m ² (延べ面積 1,025.54 m ²)
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造り
着工	昭和60年8月
竣工	昭和61年11月

表 1-10 資源化物処理施設の概要

施設名称	空缶・古紙等処理場
所在地	小金井市中町3丁目19番16号
稼働年月	空き缶処理施設: 平成8年10月 ペットボトル処理施設: 平成9年9月

(3)最終処分場・エコセメント化施設の概要

本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合¹が運営する最終処分場である日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場では、資源化することができない不燃系ごみの一部を埋立処分を行っていましたが、ごみの資源化を推進した結果、平成30年度（2018年）は、全構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。本市においても、中間処理場で積替や破碎・選別などの工程を経て、民間処理施設で資源化処理に努めた結果、平成27年（2015年）9月以降は、全量を資源化処理しているため、現在は埋立を行っていません。

また、焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、平成18年（2006年）度から同組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、全量をエコセメントの原料としてリサイクルし、最終処分場の延命化を図っています。

最終処分場及びエコセメント化施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-1 1 最終処分場の概要

施設名称	東京たま広域資源循環組合　日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
施設規模	総面積：約59.1ha　用地面積約59.1ha 開発面積約33.3ha（埋立地約18.4ha、管理施設等約14.9ha） 全体埋立容量：約370万m ³ (廃棄物埋め立て量：約250万m ³ 、覆土容量：約120万m ³)
埋立方式	セル方式（即日覆土）
埋立期間	平成10年1月～平成40年3月（予定）* *この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

表 1-1 2 エコセメント化施設の概要

施設名称	東京たま広域資源循環組合　東京たまエコセメント化施設
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地（ニツ塚処分場内）
面 積	施設用地面積 約4.6ha（ニツ塚処分場全体面積 約59.1ha）
施設規模	焼却残さ等の処理量 約300t（日平均） エコセメント生産量 約430t（日平均）
工事の着工	造成工事：平成15年2月、建設工事：平成16年1月
施設の稼働	平成18年7月

(4)し尿及び浄化槽汚泥処理施設

¹ 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町（25市1町）

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥は、武藏野市、小平市、東大和市、武藏村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理しています。同組合処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだことから改修工事が行われ、現在、処理能力を4.1KL/日に縮小し運転をしています。構成市における公共下水道の普及に伴い、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-13 し尿及び浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称	湖南衛生組合 し尿処理施設
所在地	武藏村山市大南5丁目1番地
処理能力	4.1KL/日
処理方式	前処理希釈方式

(5)リサイクル事業所

リサイクル事業所は、ごみの減量および資源化の推進、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、本市と公益社団法人小金井市シルバー人材センターの間で締結した「リユース事業に関する協定」に基づき、リユース品の受付・販売を行っています。リサイクル事業所の概要は、以下に示すとおりです。

表 1-14 リサイクル事業所の概要

施設名称	リサイクル事業所
所在地	小金井市中町3丁目19番16号
事業開始年月日	令和元年6月

第3節 ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れは以下に示すとおりです。

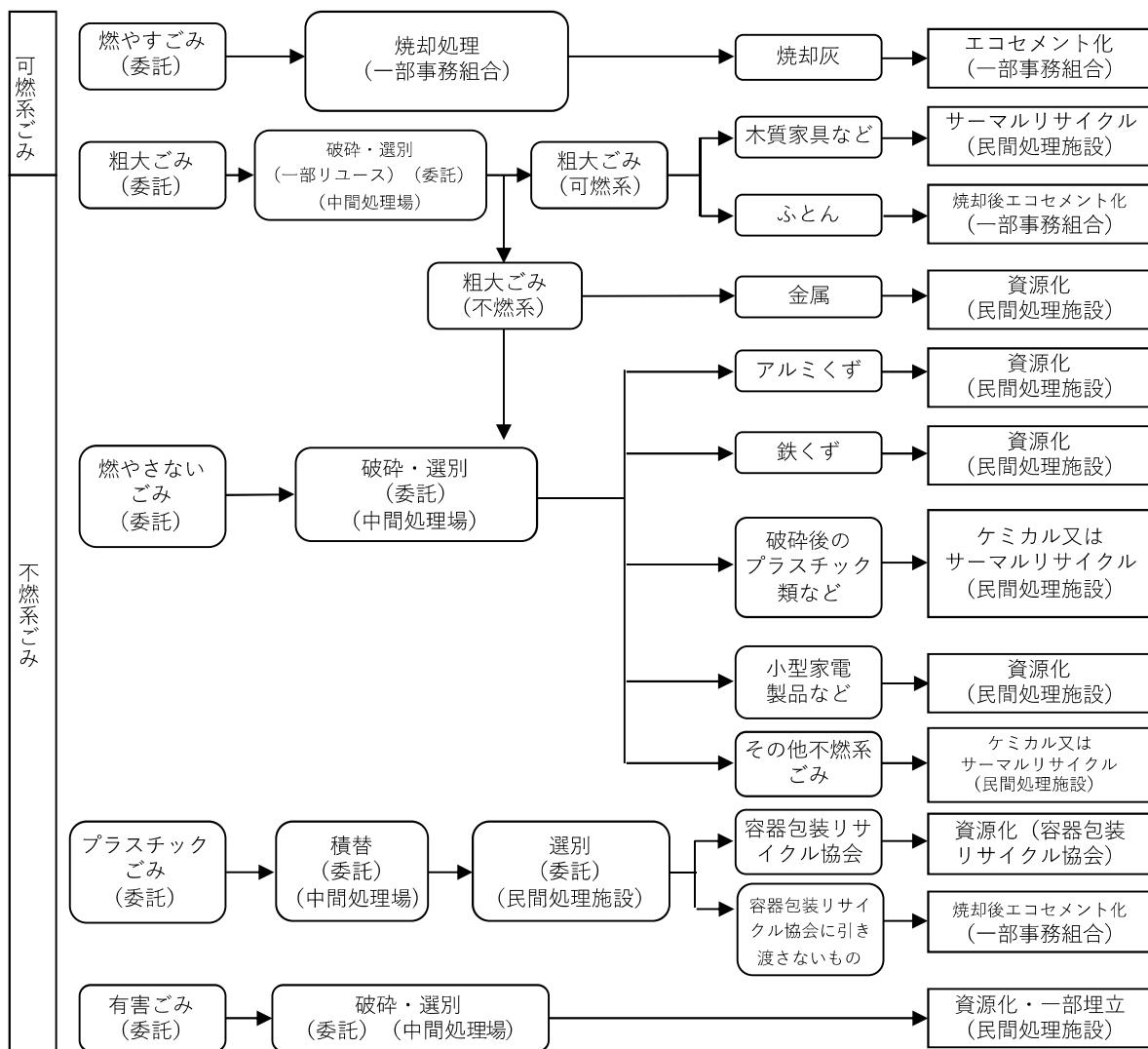


図 1-5 処理フロー (可燃系ごみ・不燃系ごみ)

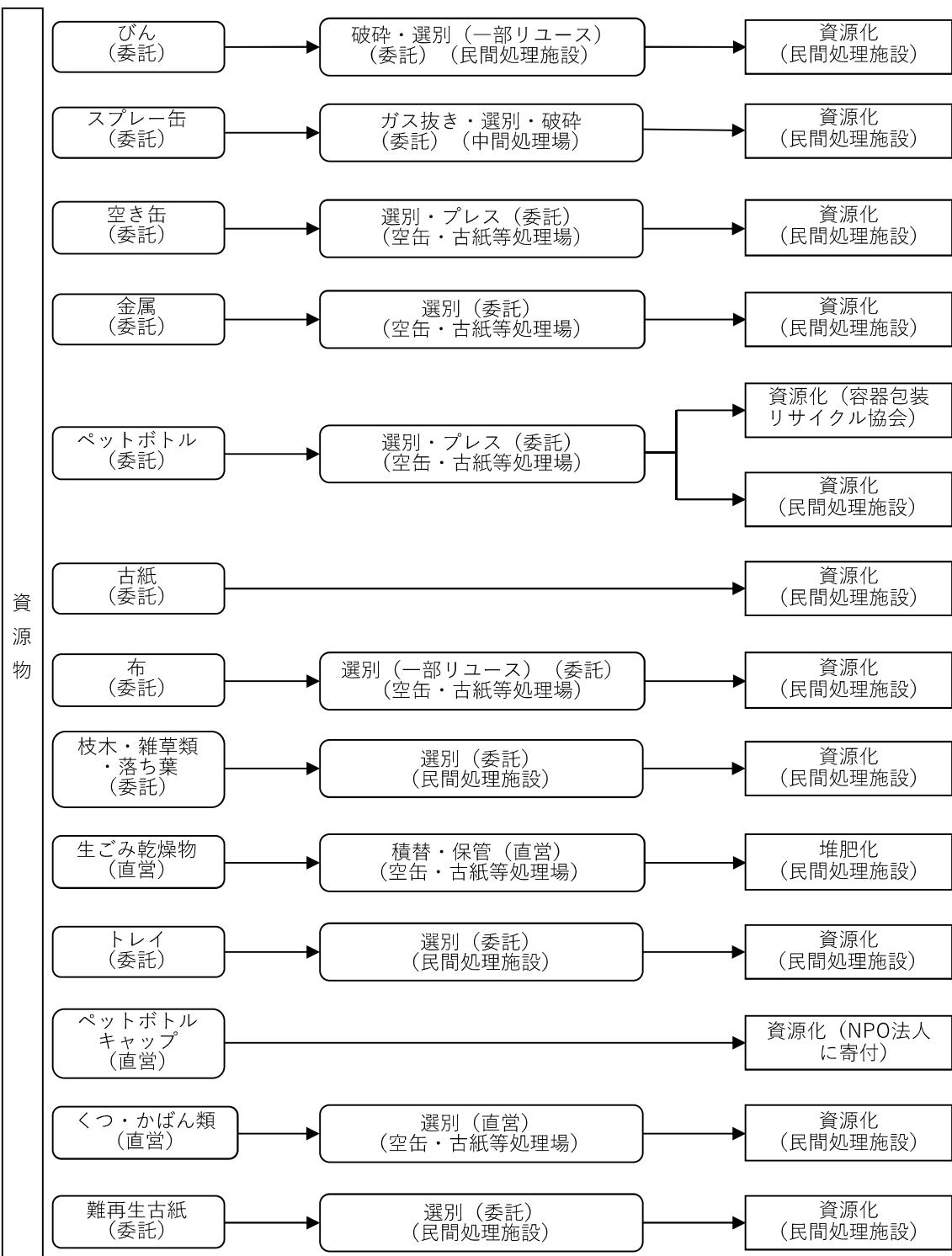


図 1-6 処理フロー（資源物）

第4節 本計画とSDGsとの関係

本計画に定める施策とSDGsの17のゴールとは、相互に深く関係しています。特に関連が深いゴールと、その実現に向けた本計画における取組例は、以下のとおりです。



環境教育や環境学習を通じ、より多くの人がごみ問題について学ぶことで、ごみ減量や資源化に対する意識の向上を図ります。



製造から廃棄に至るすべてのプロセスで、市民・事業者がそれぞれの役割の中で責任をもった行動を行い、持続可能な生産・消費の実現を目指します。



公共下水道や浄化槽汚泥を適切に処理することにより、公衆衛生や環境保全の確保を目指します。



温室効果ガスの排出を抑制するために、ごみの収集車などへの低公害車の導入や、グリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。



ごみを焼却した際に発生する熱エネルギーを活用し、発電などを行うことで、限りあるエネルギーの有効活用を推進します。



発生抑制を最優先とした取組を行い、プラスチックごみなどが海へ流出することを防ぎ、海や海の資源を守ることを目指します。



ごみを適正に収集・処理することで、良好な都市環境を維持し、環境への影響が軽減されるように努めます。



市民・事業者・市が協働し、効果的・効率的に施策を推進することで、ごみ減量や資源化などの目標達成を目指します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

出典：国連広報センター

例えば、食品ロスについては、SDGsのゴールの一つである「つくる責任 つかう責任」の中で、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる」という国際社会共通の取組の推進が求められています。

第2章 ごみ組成分析調査結果(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、居住形態別にごみの排出状況や減量化・資源化可能物の混入状況などについて確認し、効果的な施策への展開やごみ排出量の将来推計に資することを目的とし、燃やすごみと燃やさないごみの組成分析を実施しました。

1. 実施期間

令和元年6月6日～7月11日

2. 対象

(1)対象としたごみ

家庭系及び事業系の燃やすごみ・燃やさないごみ

(2)調査対象地域及び調査対象試料

居住形態を「戸建住宅」、「ファミリー向け集合住宅」、「単身集合住宅」、「事業所」と定め、それぞれ2地域ずつ選び、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上（袋数で約40～50袋）、燃やさないごみの場合は約100kg以上（袋数で約40～50袋）を目安に試料を調達しました。

3. 調査内容

収集した試料の組成（65分類）を行い、組成別に重量割合（湿ベース）を算出しました。この結果から居住形態別の組成をまとめています。

第2節 ごみの種類別組成分析結果

燃やすごみと燃やさないごみの組成分析結果は、表 2-1 と表 2-2 に示します。

1. 燃やすごみ

戸建住宅、ファミリー向け集合住宅及び事業所では、厨芥類がおよそ半分を占めています。単身集合住宅では、紙類やプラスチック類が多く排出されています。

図2-1より燃やすごみの居住形態別に特徴を見ると、戸建住宅、ファミリー向け集合住宅では、厨芥類がおよそ半分を占めています。厨芥類の中では、非可食・調理くずが一番多く、次いで多い食べ残しを大きく上回っていますが、未利用食品、未開封食品、食べ残しなど、社会的に大きな課題となっている食品ロスの混入も見られます。

また、単身集合住宅では、資源となる紙類（難再生古紙以外）やプラスチック類などの異物が多く排出されていることから、リデュースの取組や分別の徹底などに取り組むことで、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。

事業所では、家庭系と同様、厨芥類の占める割合が多く排出されています。

2. 燃やさないごみ

居住形態によらず、プラスチック類が多く排出されています。ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅では、くつ・かばん・ベルト等のリユース可能な品目が多く排出されています。

図2-2より燃やさないごみの特徴を見ると、居住形態によらず、プラスチック類が多く排出されています。プラスチック類の中では、容器包装以外の製品が占める割合が多く排出されています。

ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅では、リユース可能なくつ・かばん・ベルトなどが多く、十分リユース可能な品質のものも散見されました。

戸建住宅、事業所では、金属類やびん、ガラス類などの異物が多く排出されていることから、分別の徹底に取り組むことで、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。

事業所は、理髪用のマネキンなど事業者特有の单一品目が多く排出されています。

表 2-1 燃やすごみの組成分析結果（重量割合%）

No.	分類項目			戸建住宅	ファミリー向け 集合住宅	単身 集合住宅	家庭系 単純平均	事業所	
1	厨芥類	食品ロス	丸ごとの素材	1.5	44.8	1.2	1.6	1.4	0.6
2			自家製農作物	0.0		0.0	0.0	0.0	
3			一部の素材	2.7		1.6	2.6	2.3	
4			丸ごと調理済み食品	0.1		0.0	0.0	0.0	
5		未開封食品	素材	1.1		0.9	3.0	1.7	0.0
6			調理済み食品	1.4		0.7	1.6	1.2	
7			飲料	0.0		0.0	0.4	0.1	
8		食べ残し	食べ残し	7.7		3.8	7.0	6.2	59.5
9			飲み残し	0.1		0.0	0.0	0.0	
10		非可食部・ 調理くず	物理的可食（潜在可食）	8.5		7.8	3.2	6.5	
11			非可食（調理くず・非可食）	18.3		19.2	4.1	14.0	
12			生ごみ処理乾燥物	0.6		0.0	0.0	0.2	
13		分類不能		2.8		19.4	2.4	8.2	
14	紙類	容器包装	紙パック	0.3	6.1	0.3	0.9	0.5	0.1
15			紙類 段ボール	0.2		0.7	2.0	1.0	
16			その他容器包装	1.4		1.6	7.0	3.3	
17		古紙 (容器包装以外)	新聞	0.1		1.0	0.9	0.7	
18			雑誌	0.2		0.5	1.9	0.9	
19			チラシ	0.8		1.1	3.0	1.6	
20			OA用紙	0.7		0.4	7.1	2.7	
21			難再生古紙	1.3		1.2	3.0	1.8	
22			その他紙類	1.1		0.3	2.8	1.4	
23	草木類	枝木・雑草・剪定枝など	0.3	0.3	1.3	0.0	0.5	0.4	0.5
24		落ち葉	0.0		0.0	0.3	0.1	0.1	
25	織維類	布類（リサイクル可）	0.3	0.5	0.5	3.5	1.4	0.0	0.2
26		布類（リサイクル不可）	0.2		0.7	4.1	1.7	3.1	
27	プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	0.1	9.8	0.0	0.1	0.1	6.2
28			色付き発泡トレイ	0.0		0.0	0.2	0.1	
29			未発泡トレイ	0.5		0.2	3.5	1.4	
30			その他のボトル	0.4		0.3	0.5	0.4	
31			プラスチック容器その他	0.1		0.0	0.1	0.1	
32			ペットボトル	0.0		0.0	0.4	0.1	
33			レジ袋	1.7		1.2	1.5	1.5	
34			レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	1.3		1.2	0.8	1.1	
35			袋・ラップ・フィルム	5.0		3.5	6.9	5.1	
36		容器包装以外	梱包材	0.0		0.0	0.0	0.0	
37			製品	0.7		0.9	1.0	0.9	
38			容器包装以外その他	0.0		0.0	0.5	0.2	
39	ゴム・皮革類	ぐつ・かばん・ベルト	0.2	0.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.2
40		その他	0.0		0.0	0.1	0.0	0.2	
41	ゴム・皮革類以外	ぐつ・かばん・ベルト	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
42	紙おむつ等		6.6	6.6	4.2	0.0	0.0	3.6	0.5
43	金属類	容器包装	アルミ缶	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.3
44			スチール缶	0.0		0.0	0.0	0.0	
45			その他 金属製缶類	0.1		0.0	0.0	0.1	
46		容器包装以外	その他 鉄類	0.0		0.0	0.1	0.0	
47			その他 非鉄類	0.2		0.0	0.1	0.1	
48	びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
49			白色びん	0.0		0.0	0.0	0.0	
50			茶色びん	0.0		0.0	0.1	0.0	
51			その他 雜びん	0.0		0.0	0.0	0.0	
52		容器包装以外	ガラス製品など	0.0		0.0	0.0	0.0	
53	陶磁器、石類		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54	乾電池		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
55	蛍光灯等		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
56	小型家電製品		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	環境省以外の小型家電製品		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
58	電子たばこ・加熱式たばこ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
59	複合製品		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60	その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）		28.7	28.7	22.9	22.9	19.8	19.8	23.9
61	その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）		0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2
62	小型家電製品を除く粗大ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
63	指定袋		0.6	0.6	0.7	0.7	1.5	1.5	0.9
64	廃食油		0.4	0.4	0.3	0.3	0.0	0.2	0.2
65	全分類に含まれていないもの		1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0
	合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 2-2 燃やさないごみの組成分析結果（重量割合%）

No.	分類項目			戸建住宅	ファミリー向け 集合住宅	単身 集合住宅	家庭系 単純平均	事業所		
1	厨芥類	食品ロス	丸ごとの素材	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0		
2			自家製農作物	0.0		0.0	0.0	0.0		
3			一部の素材	0.2		0.3	0.0	0.0		
4			丸ごと調理済み食品	0.0		0.0	0.0	0.0		
5		未開封食品	素材	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0		
6			調理済み食品	0.0		0.0	0.2	0.0		
7			飲料	0.0		0.0	0.6	0.5		
8		食べ残し	食べ残し	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2		
9			飲み残し	0.0		0.0	0.0	0.0		
10		非可食部・ 調理くず		物理的可食（潜在可食）	0.0	0.6	0.0	0.0		
11		非可食（調理くず・非可食）		0.0	0.2	0.1	0.1			
12		生ごみ処理乾燥物		0.0	0.0	0.0	0.0			
13		分類不能		0.0	0.1	0.0	0.0	0.8		
14	紙類	容器包装	紙パック	0.1		0.0	0.0	0.0		
15			紙類 段ボール	0.0		0.5	0.2	0.0		
16			その他容器包装	0.1	0.4	0.1	0.2	0.2		
17		古紙 (容器包装以外)	新聞	0.0		0.0	0.0	0.1		
18			雑誌	0.0		0.0	0.0	0.0		
19			チラシ	0.0		0.0	0.1	0.2		
20			OA用紙	0.0		0.0	0.0	0.0		
21			難再生古紙	0.1	1.7	0.2	0.2	0.3		
22			その他紙類	0.1		0.8	1.6	0.8		
23	草木類	枝木・雑草・剪定枝など		0.0	0.0	0.5	0.2	0.0		
24		落ち葉		0.0		0.0	0.0	0.0		
25	繊維類	布類（リサイクル可）		0.0	0.0	0.0	0.1	1.0		
26		布類（リサイクル不可）		0.0		0.0	0.0	1.0		
27	プラスチック類	容器包装	白色発泡トレイ	0.2	21.2	0.0	0.2	0.1		
28			色付き発泡トレイ	0.0		0.0	0.0	0.1		
29			未発泡トレイ	0.5		0.8	1.3	1.0		
30			その他のボトル	2.8		1.0	1.6	1.8		
31			プラスチック容器その他	0.1		0.1	0.3	0.3		
32			ペントボトル	0.0		0.0	0.2	0.1		
33			レジ袋	0.2		0.7	1.5	1.0		
34			レジ袋以外の店頭で無料配布される袋	0.2		0.4	0.5	0.7		
35			袋・ラップ・フィルム	0.7		0.8	3.2	2.3		
36		容器包装以外	梱包材	0.1	30.1	0.1	0.4	0.0		
37			製品	16.4		26.2	17.5	20.1		
38			容器包装以外その他	0.0		0.0	0.7	0.3		
39		ゴム・皮革類	ぐつ・かばん・ベルト	5.4	5.9	10.5	19.0	11.6		
40			その他	0.5		1.7	7.2	3.1		
41		ゴム・皮革類以外		0.5	0.5	2.1	2.1	0.9		
42		ぐつ・かばん・ベルト		0.0	0.0	0.0	3.3	1.1		
43	金属類	容器包装	アルミ缶	0.0	9.3	0.0	0.1	0.2		
44			スチール缶	0.0		0.3	0.4	0.5		
45			その他 金属製缶類	0.1		0.1	0.6	0.1		
46		容器包装以外	その他 鉄類	8.3	3.9	4.8	5.7	16.4		
47			その他 非鉄類	0.9		1.1	0.2	0.6		
48	びん、 ガラス類	容器包装	リターナルびん	0.0	8.7	0.0	0.0	0.0		
49			白色びん	1.5		0.4	0.9	7.6		
50			茶色びん	0.1		0.0	0.0	0.4		
51			その他 雜びん	0.4		0.0	0.0	0.1		
52		容器包装以外		ガラス製品など	6.7	2.9	3.7	14.1		
53	陶磁器・石類			6.7	6.7	8.1	5.6	6.8		
54	乾電池			0.0	0.0	0.2	5.0	1.7		
55	蛍光灯等			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
56	小型家電製品			12.1	12.1	14.9	14.9	9.8		
57	環境省以外の小型家電製品			0.4	0.4	0.2	0.2	0.3		
58	電子たばこ・加熱式たばこ			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
59	複合製品			1.3	1.3	1.1	1.1	0.9		
60	その他可燃（衛生上燃やすもの、わた入りの製品等）			19.7	19.7	17.4	17.4	14.9		
61	その他不燃（電球、汚れが落ちないプラスチック類・容器等）			12.8	12.8	1.8	5.0	5.0		
62	小型家電製品を除く粗大ごみ			0.0	0.0	0.0	0.6	0.6		
63	指定袋			0.7	0.7	0.5	1.1	0.8		
64	廃食油			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
65	全分類に含まれていないもの			0.1	0.1	0.0	1.0	0.4		
	合計			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

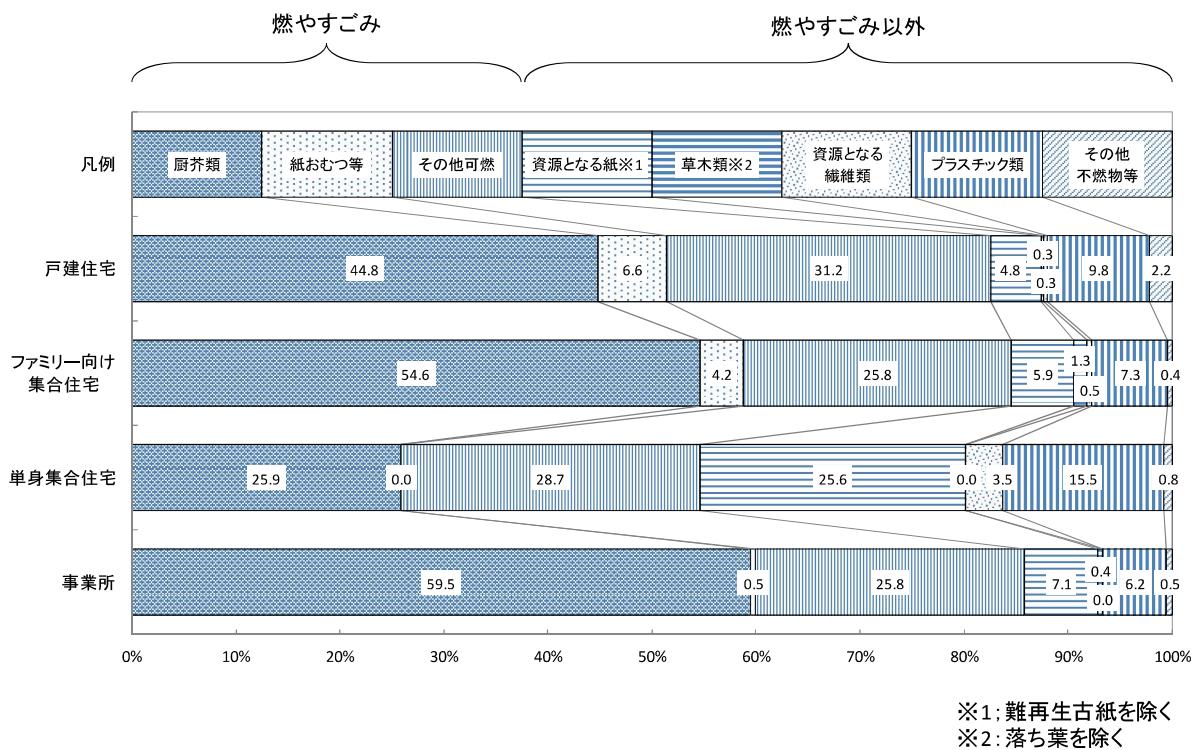


図 2-1 住居類別の組成（燃やすごみ）グラフ

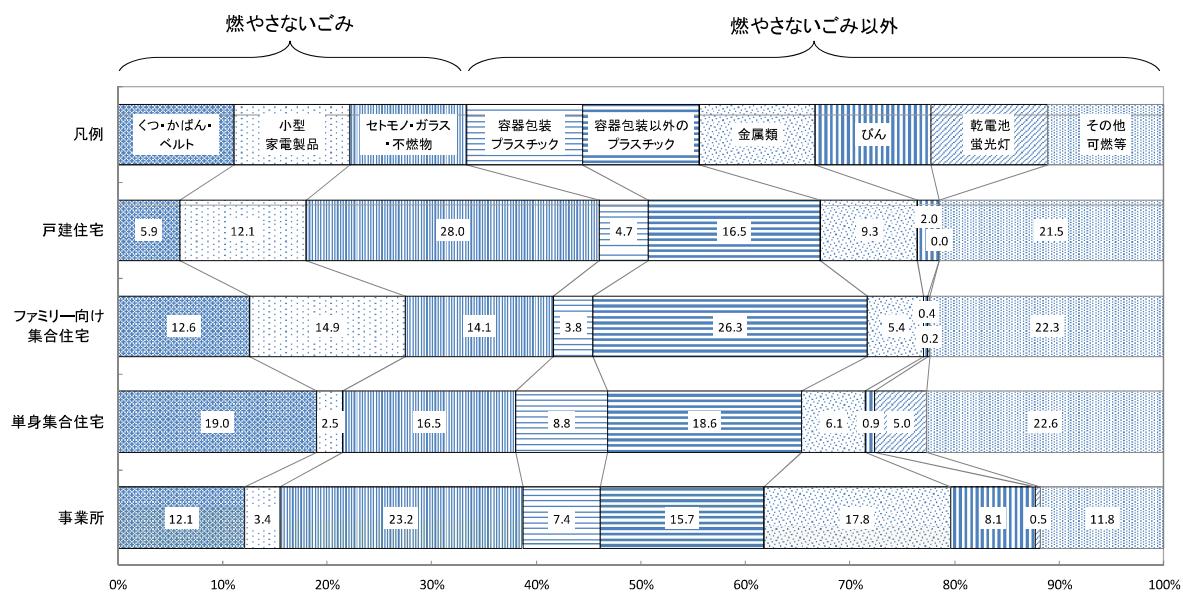


図 2-2 住居類別の組成（燃やさないごみ）グラフ

第3章 市民アンケート・事業所意識調査(概要)

第1節 調査の概要

本調査は、市民及び事業所を対象に、ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組などについて、その実態や傾向を把握し、本計画策定に係る基礎資料とするために実施したものです。

1. 調査期間

令和元年8月2日～9月5日

2. 調査対象及び調査方法

以下の条件により調査対象を決定し、郵送による送付を行いました。回答は、郵送、インターネット、FAXによるものとしました。

表 3-1 概要

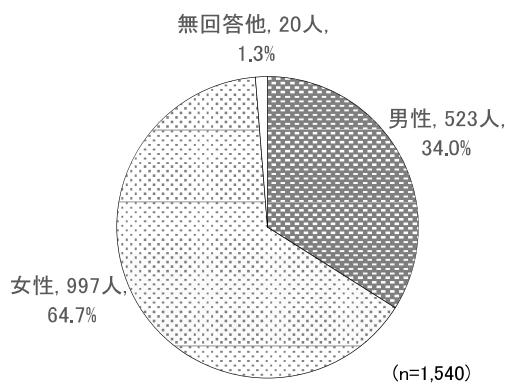
対象	抽出条件	発送数	回収数	回収率
市民	小金井市内の満18歳以上を住民 基本台帳より無作為抽出	3,000	1,526	50.9%
市民 (外国人)		80	14	17.5%
事業所	市内事業所より無作為抽出	200	81*	40.5%

*：事業休止中の2件を含む。

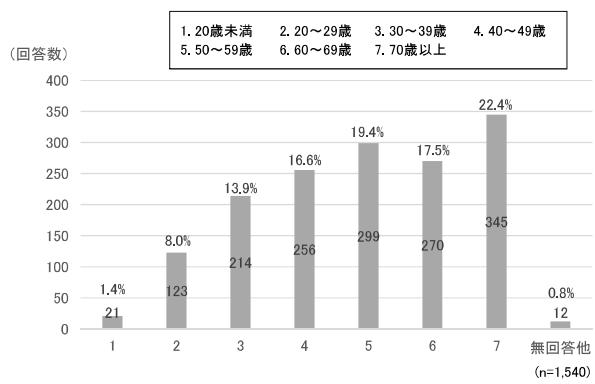
第2節 市民アンケート

1. 回答者属性

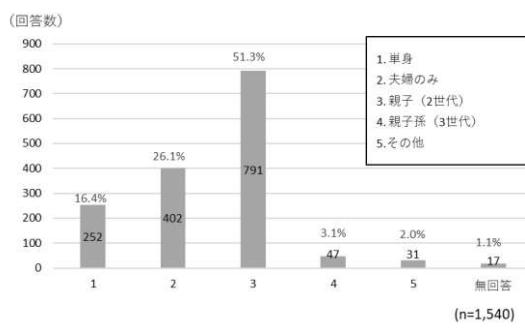
(1)性別



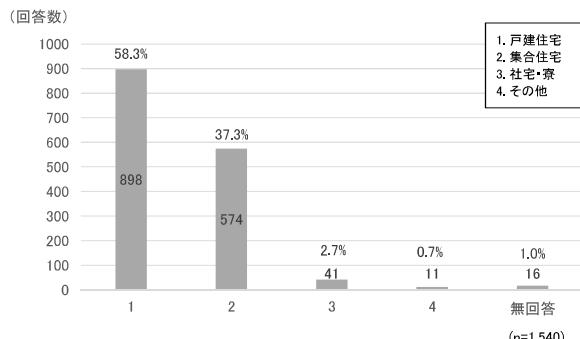
(2)年齢



(3)世帯構成

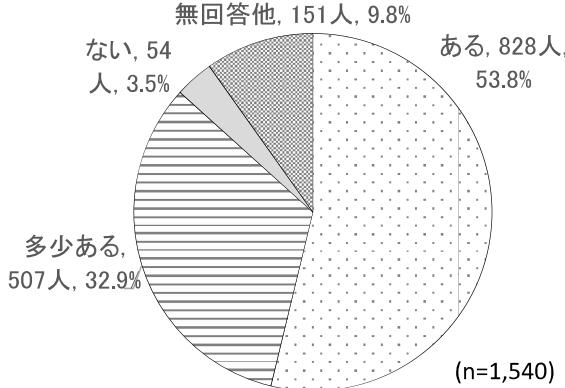


(4)居住形態



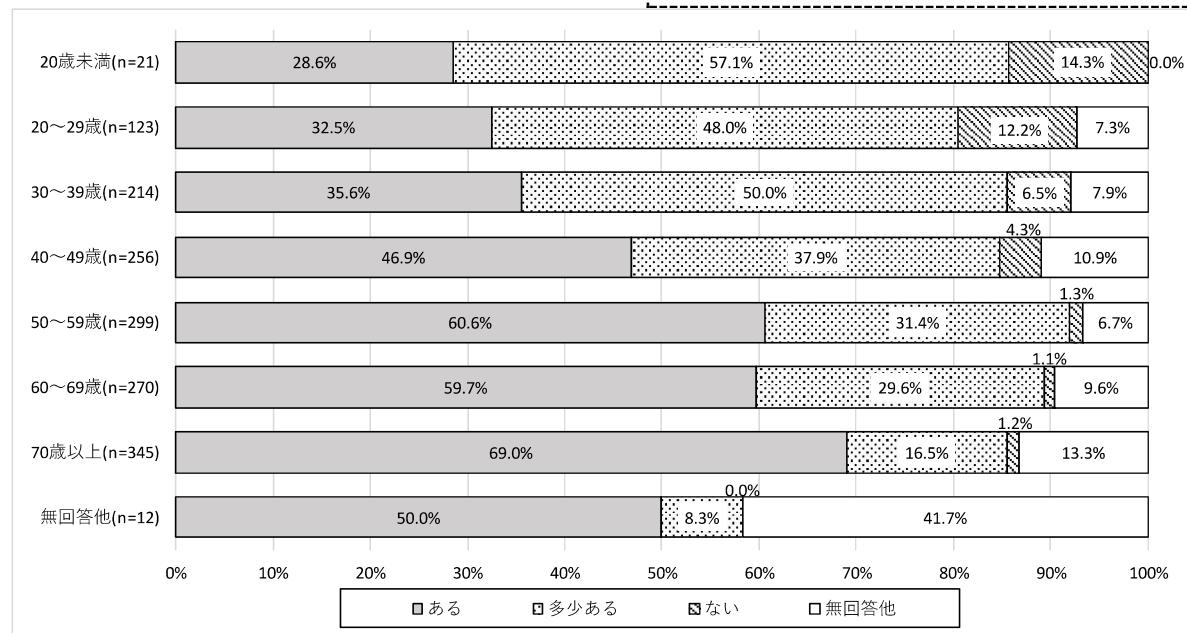
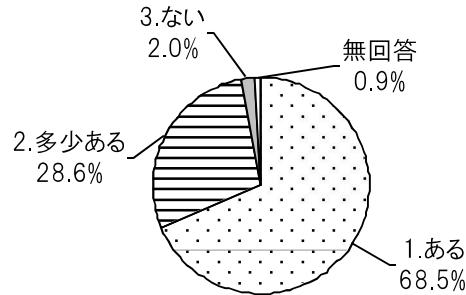
2. 設問別結果

Q1 あなたはごみについて関心がありますか。(○は1つ)

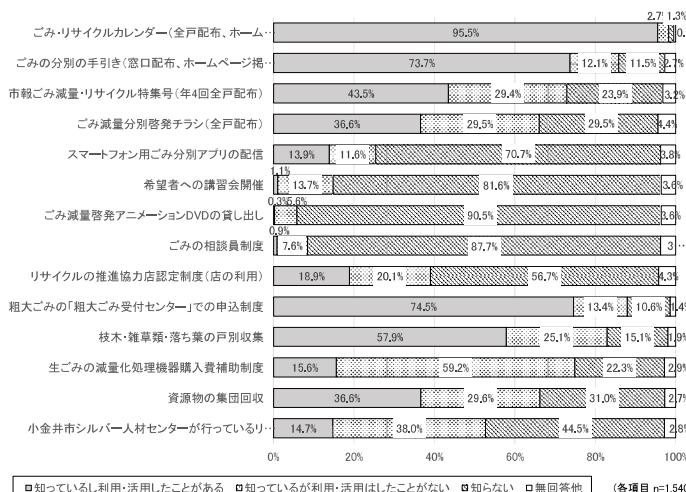


(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか。(○は1つ)

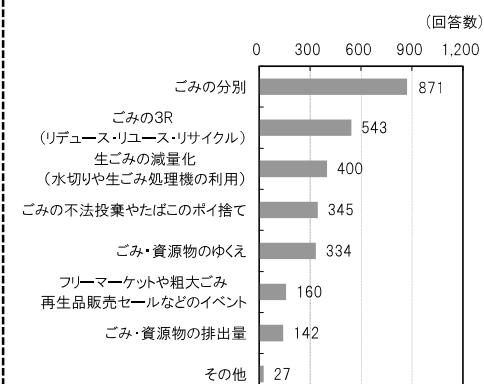


Q2 どのような内容に関心がありますか。(○は3つまで)

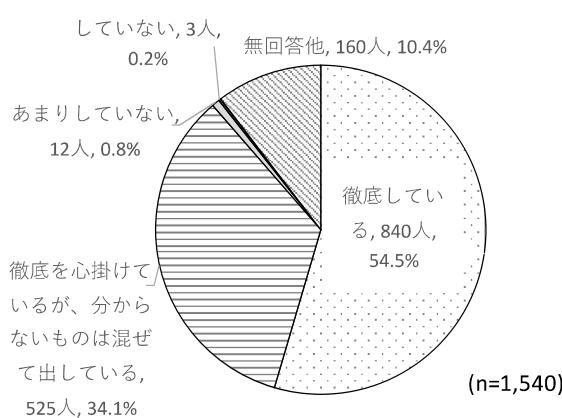


(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】関心があるのはどのような内容ですか。(○は3つまで)

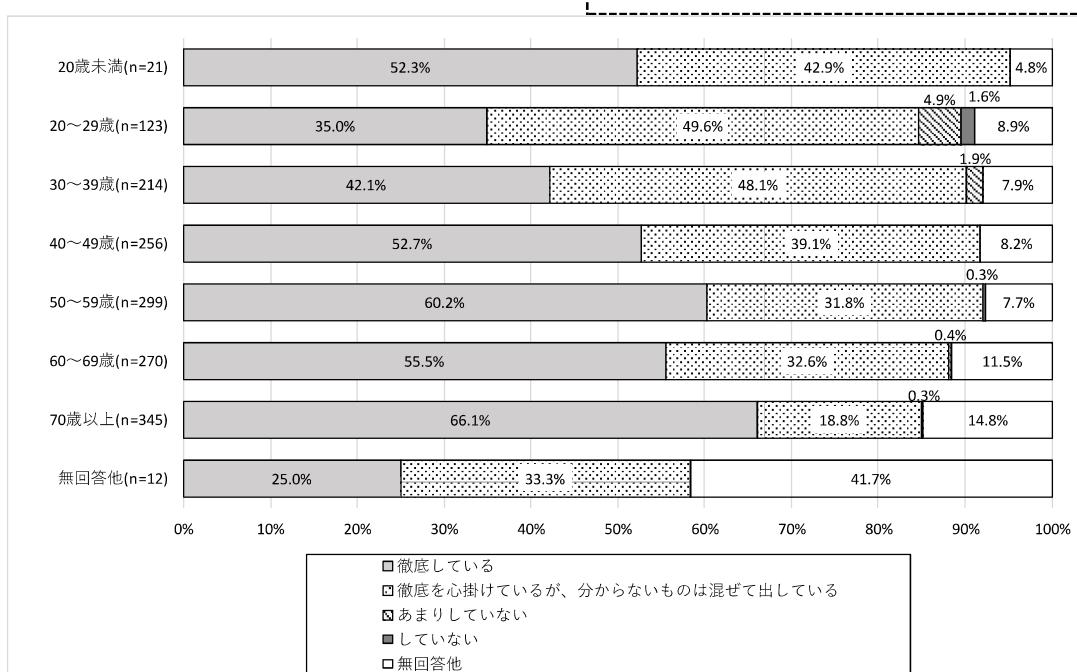
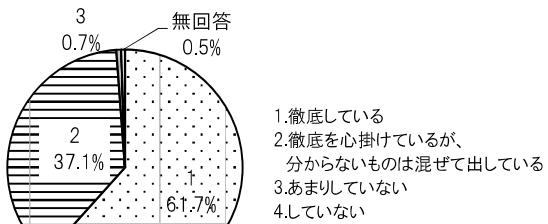


Q3 ごみの分別はどの程度行っていますか。(○は1つ)



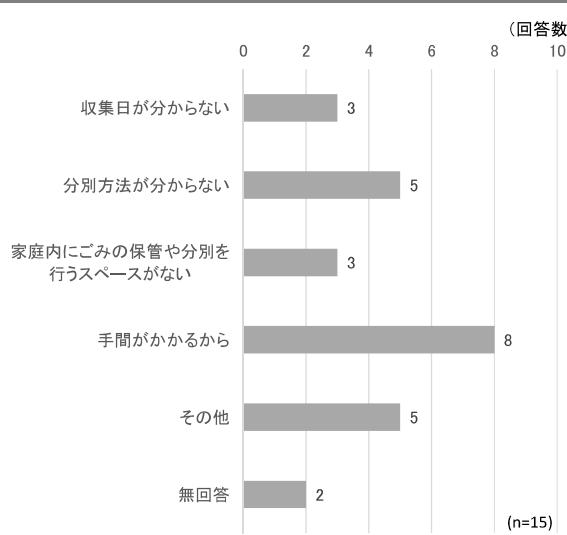
(参考) 平成26年実施アンケート

【設問】ごみの分別はどの程度行っていますか。
(○は1つ)



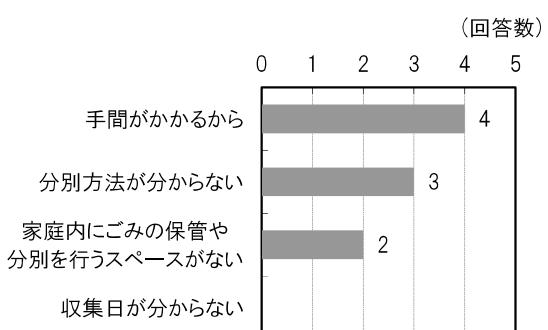
Q4 ごみの分別を行わない理由は、次のどれですか。(○はいくつでも)

※Q3で3または4と答えた回答者対象

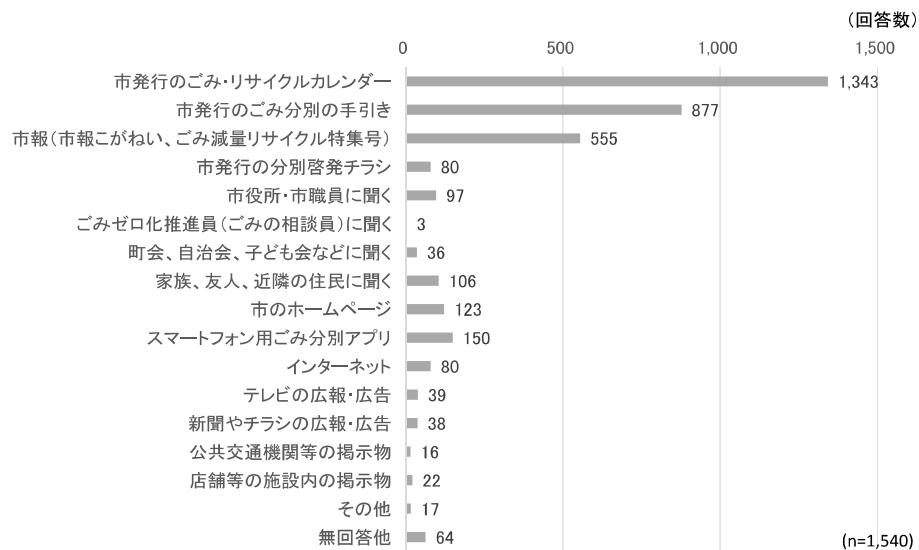


(参考) 平成26年実施アンケート

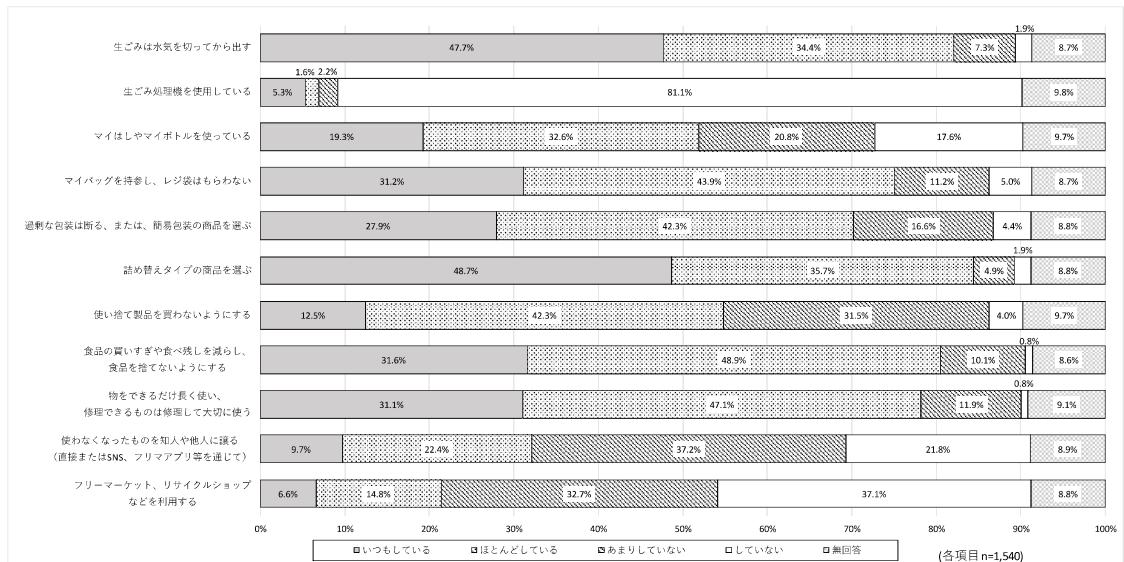
【設問】あまりしていない理由は、次のどれですか。(○はいくつでも)



Q5 日ごろごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(〇は3つまで)

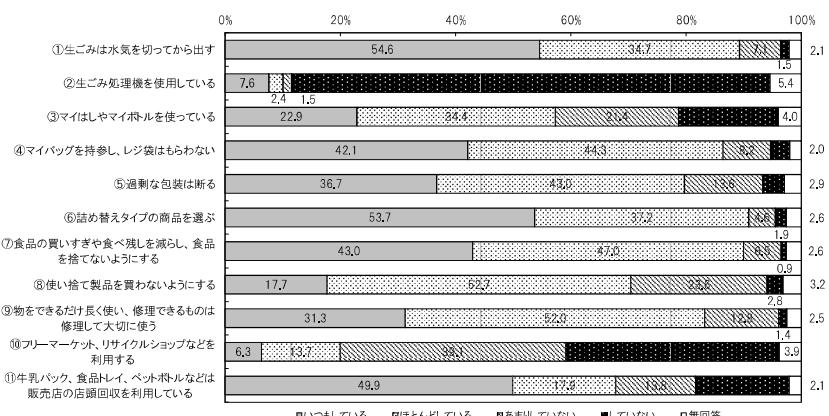


Q6 ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。

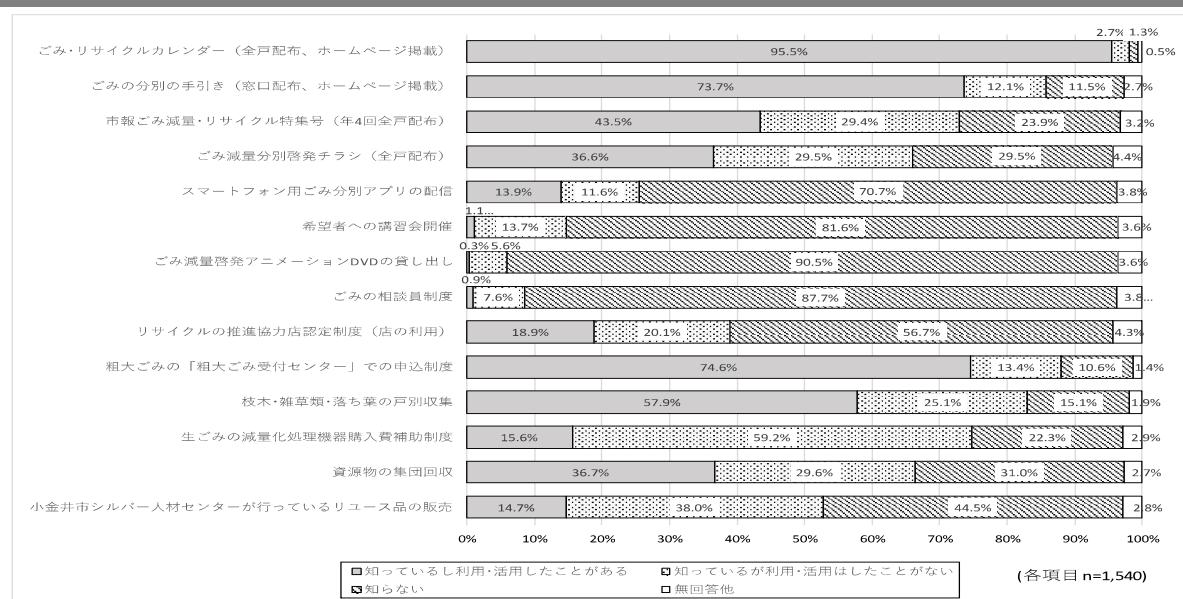


(参考) 平成26年実施アンケート

**【設問】ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。
(項目ごとに〇は1つ)**

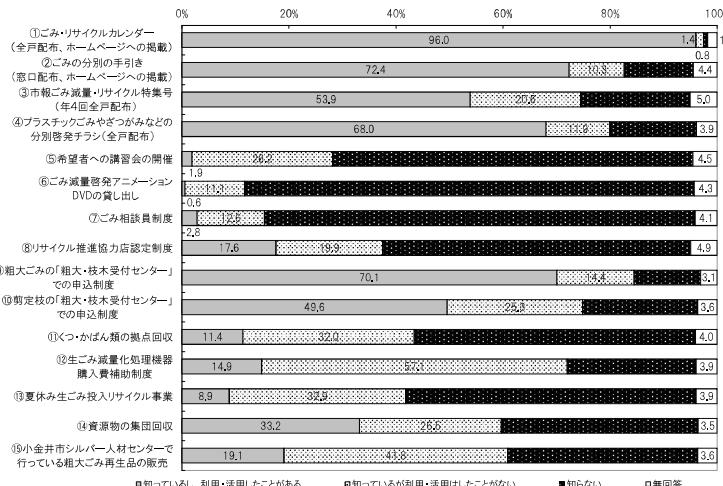


Q7 市が行っている取組みはご存知ですか？

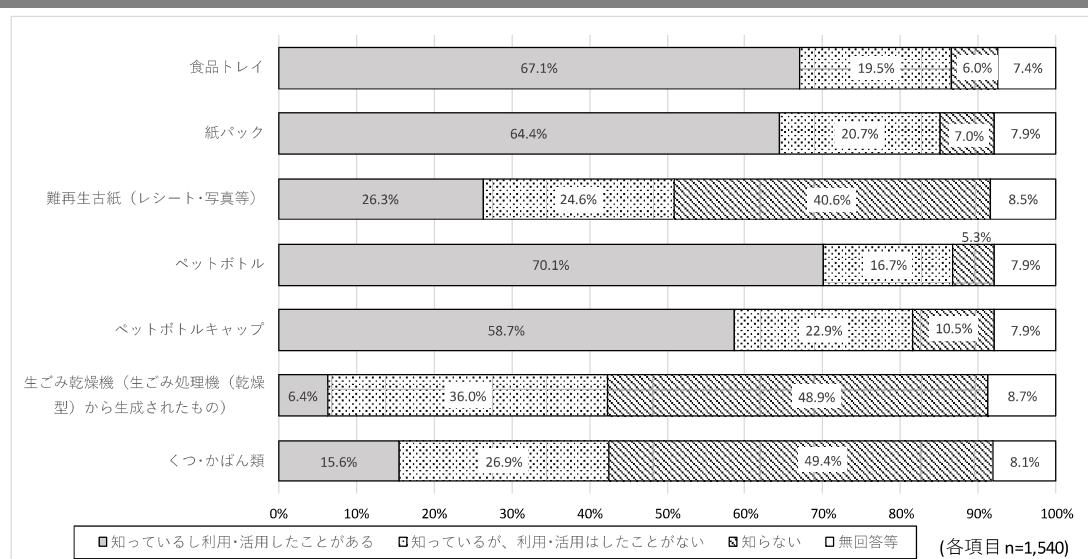


(参考) 平成26年実施 アンケート

【設問】市が行っている取組みはご存知ですか。
(項目ごとに○は1つ)

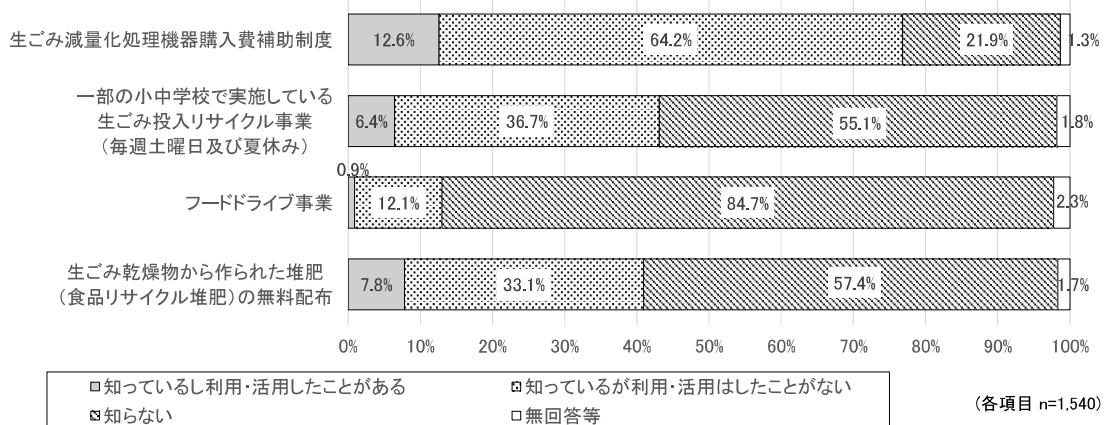


Q8 市や店舗等が行っている拠点回収（無料）はご存じですか？

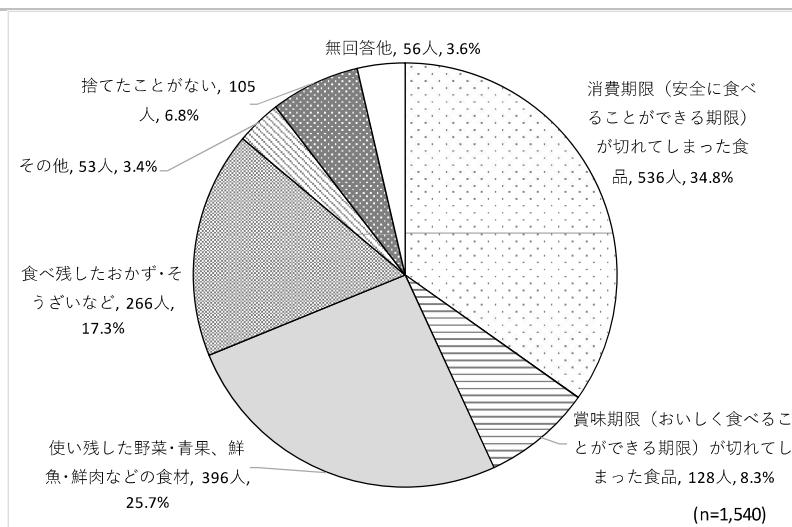


Q9 「生ごみ」や「食品ロス」に関する①～③の設問について、当てはまるものを選んでください。

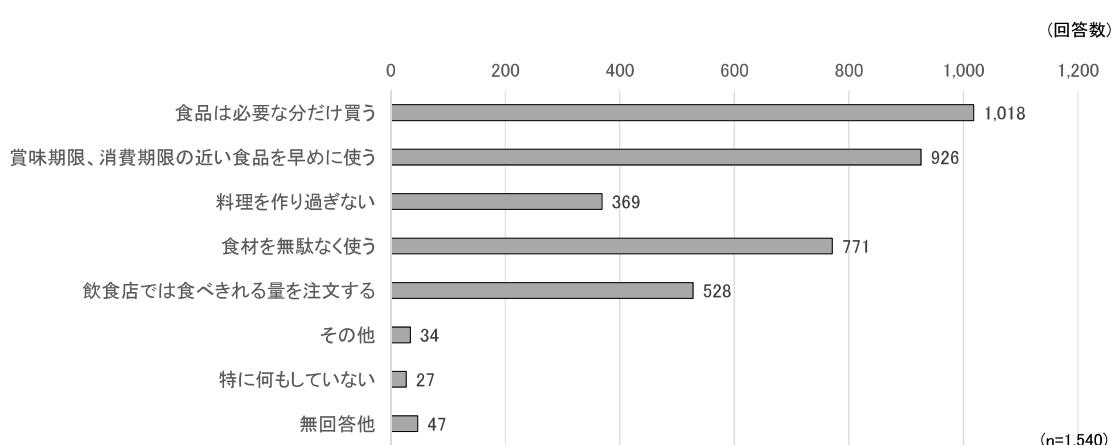
- ① 市が行っている生ごみに関する取り組みはご存じですか？それぞれの取り組みについて、項目ごとに当てはまる番号を1つ選んでください。



- ② あなたがこれまでにもっとも捨てた量が多いと思う「食品ロス」はどれですか？(○は1つ)

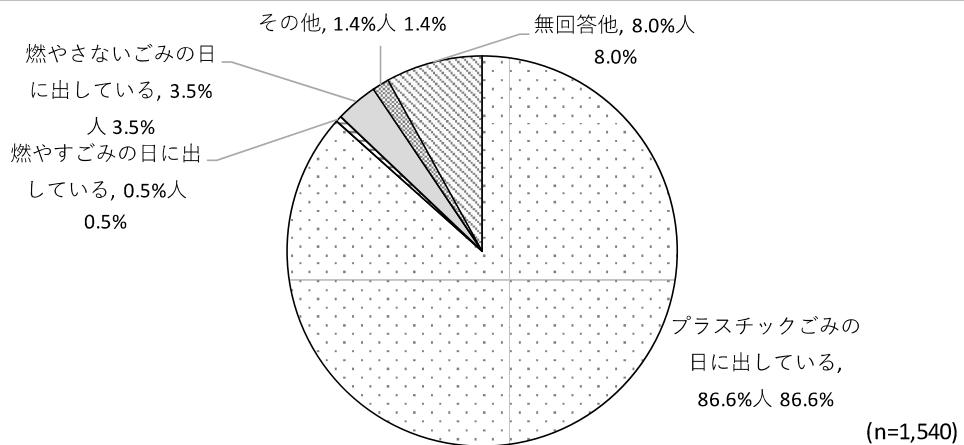


- ③ 「食品ロス」を出さないために、心がけていることはありますか？(○は3つまで)

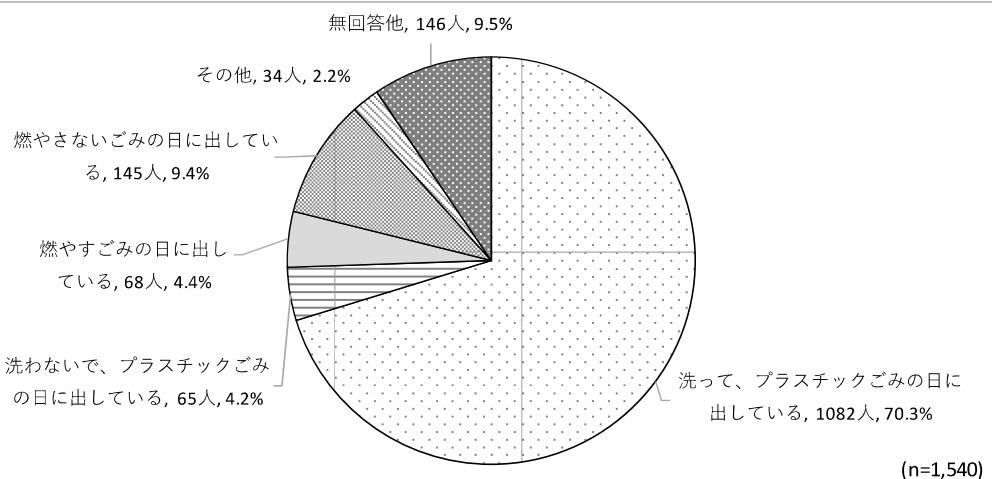


Q10 プラスチックごみや燃やさないごみ等の出し方について、当てはまるものを1つずつ選んでください。

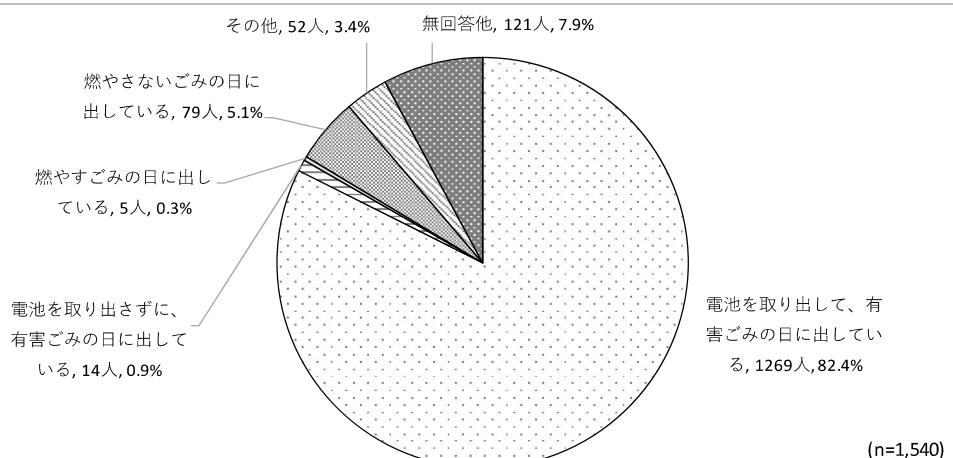
- ① プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品のうち、汚れのないものはどのごみの日に出していますか？



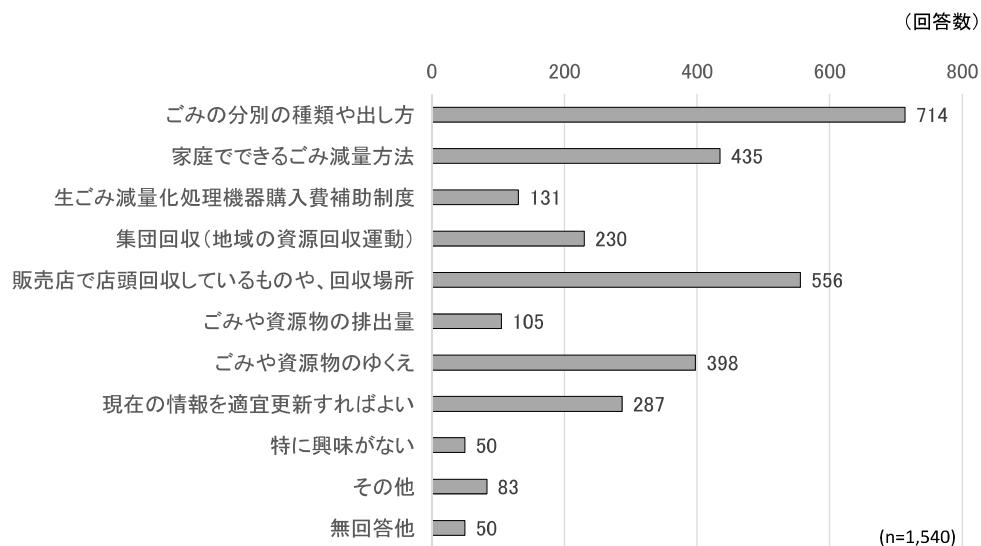
- ② プラスチック製容器包装とプラスチックだけでできている製品のうち、汚れのついたものはどのごみの日に出していますか？



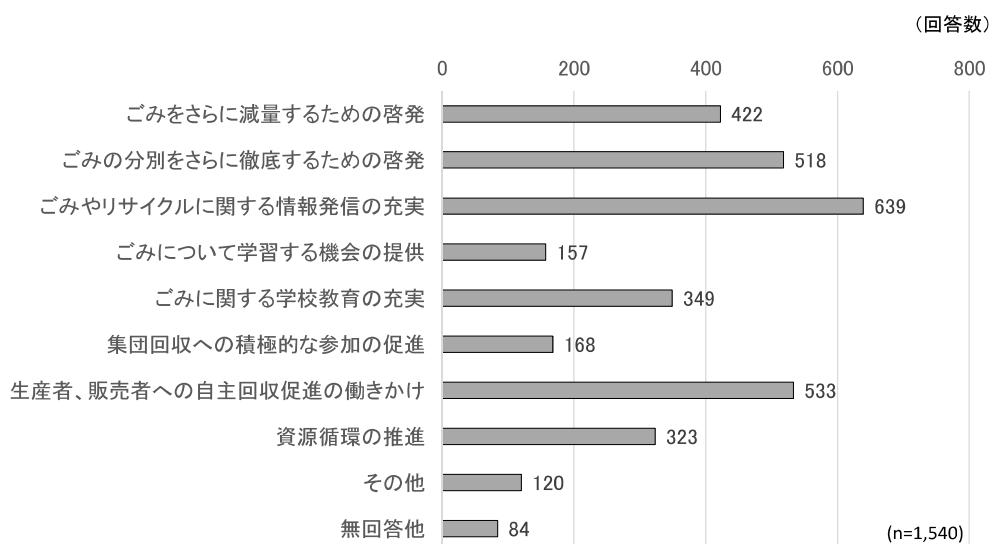
- ③ おもちゃ類や小型家電（リモコン類、時計、電子体温計等）で使用されている電池は、どのように出していますか？



**Q11 ごみに関する情報について、もっと知りたい情報はどのようなことですか。
(○は3つまで)**



**Q12 さらなるごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような市の施策
が必要だと思いますか。(○は3つまで)**



自由記述の主な意見

(1)発生抑制(70件)

ごみの減量や資源化については、「個人の取組には限界があるので、過剰包装をやめたり、回収BOXを設置するなどの対策を行って欲しい」という意見がありました。

また、食ロスを削減するために「食品を量り売りして欲しい」という要望もありました。

(2)リユース施策の周知(18件)

リユース施策については、市の取組として、「バザーやフリーマーケットを開催して欲しい」という要望がありました。

(3)リサイクルの推進(71件)

リサイクルについては、プラスチックの分別について多くの意見がありました。「分別することがどうリサイクルにつながるのかがわからない」という意見や「汚れたプラスチックを洗ったり分別したりするのが大変」という意見がありました。

(4)啓発活動の充実(85件)

啓発活動については、「わかりやすい情報の発信」について多くの要望がありました。また、ごみの減量や資源化に向けた取組の度合いが個人によって異なるという認識から「市民一人ひとりの意識を高めるための啓発」が必要という意見もありました。

(5)事業者への働きかけ(70件)

事業所への働きかけについては、「販売店での回収」の他に、「過剰包装の見直し」を求める意見が多く、製造者・販売者に「ごみを出さないための取組」を要望する意見もありました。

(6)地域における取組(8件)

地域における取組については、「集団回収の見直し」に関する意見や「リサイクルBOX、ごみ箱の設置」を希望する意見がありました。

(7)中間処理施設の整備(28件)

中間処理施設の整備については、「焼却施設の早期建設を望む」意見が多くありました。また、資源物処理施設の整備に合わせて「プラスチックの分別見直し」を要望する意見もありました。

(8)最終処分場の延命化(1件)

最終処分場に関する意見はほとんどありませんでしたが、「不燃ごみの最終処分場の将来が心配」という意見がありました。

(9)その他<行政の計画・施策>(15件)

行政の計画・施策については、「分別することでどう変わるのかを示して欲しい」という意見や「ごみ施策協力へのインセンティブがあるとより協力できる」という意見がありました。

(10) その他<収集区分・方法、料金>(202 件)

収集区分・方法については、「回収日や回収場所を増やして欲しい」という意見や、料金については、「プラスチックごみを無料にして欲しい」という意見が多くありました。指定収集袋については、「料金が高い」、「ごみ袋をばら売りして欲しい、小さい容量の指定収集袋が欲しい」、「袋が破けやすい」という意見がありました。

(11) その他<不法投棄、ポイ捨て>(12 件)

不法投棄、ポイ捨てについては、「道路や自宅周辺への空き缶、お菓子の袋、タバコのポイ捨て」、「ペットの粪の不始末」について市に対応して欲しいという意見がありました。

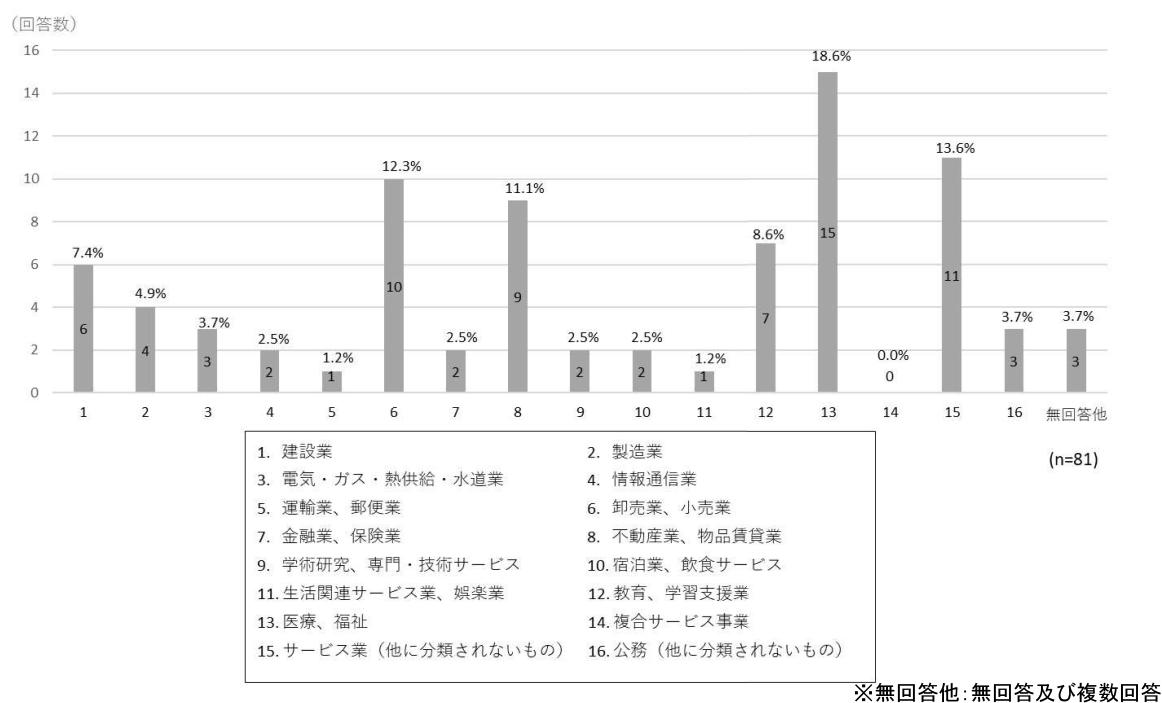
(12) その他(60 件)

他の主な意見として、「アンケートに対する意見」の他、「行政に対する意見」が見られました。

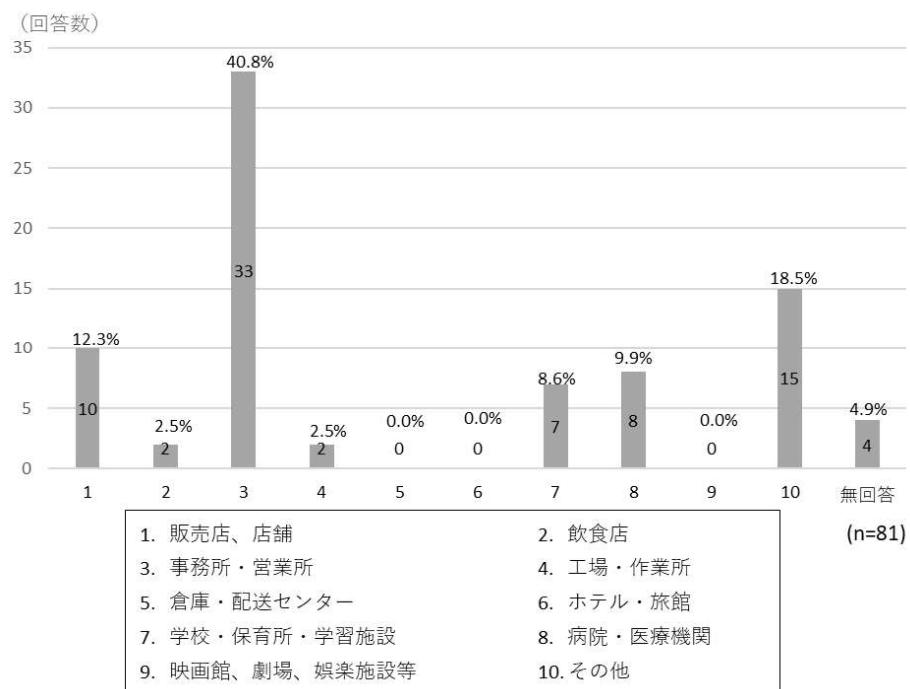
第3節 事業所意識調査

1. 回答者属性

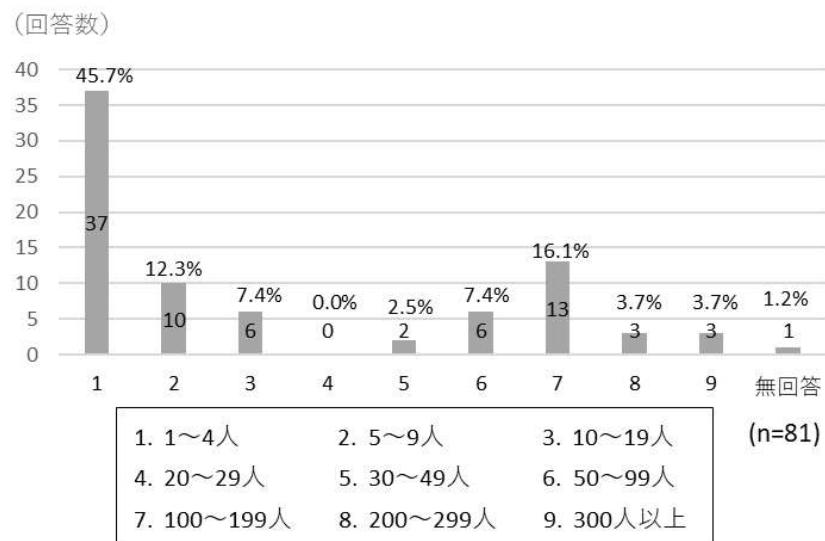
(1) 業種



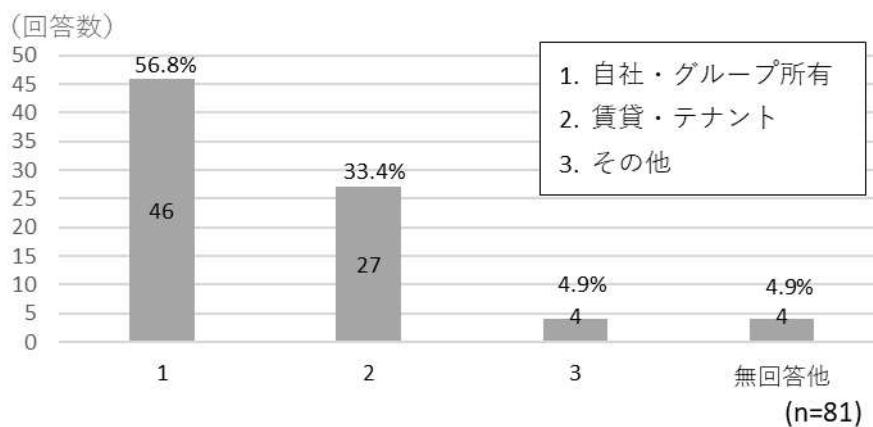
(2) 事業形態



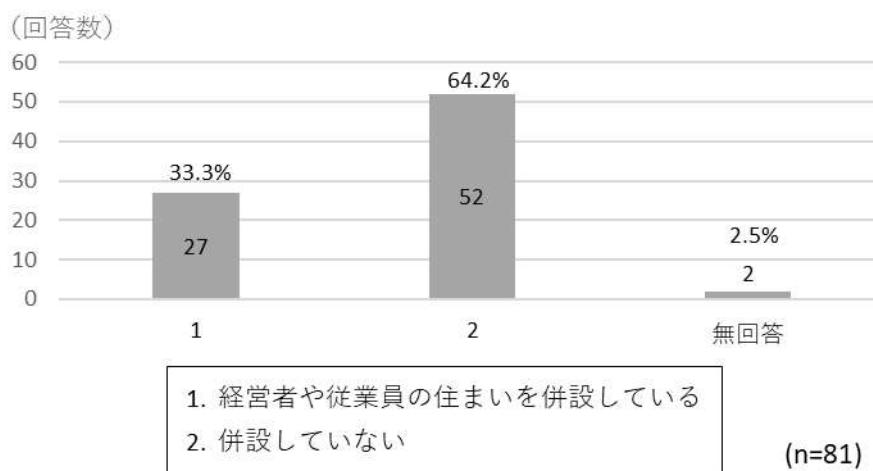
(3)従業員数



(4)事業所の所有形態



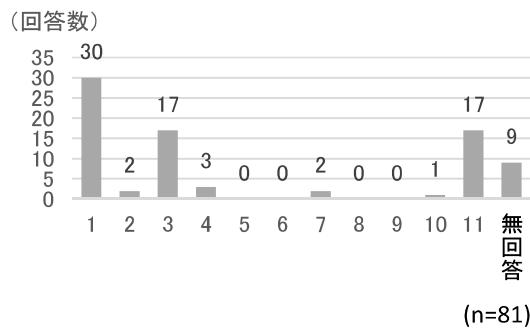
(5)住宅併設



2. 設問別結果

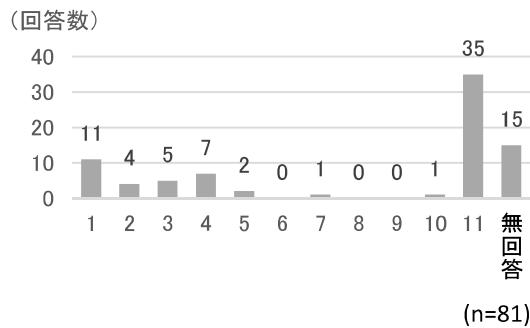
Q1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。

① 生ごみ

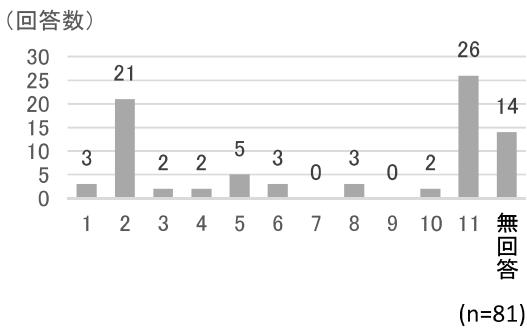


1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者(販売者)が回収している
9. 社(本店)が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

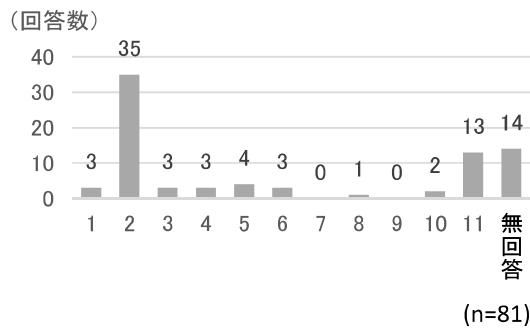
② 食用油



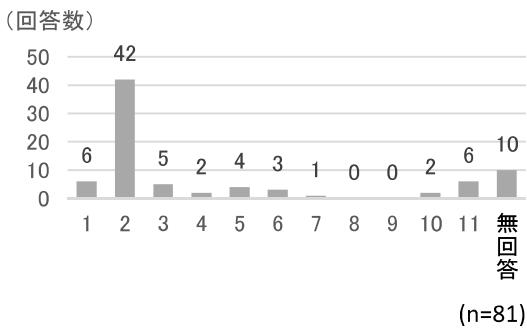
③ 新聞



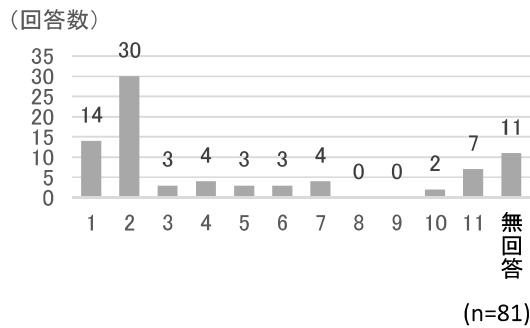
④ 雑誌



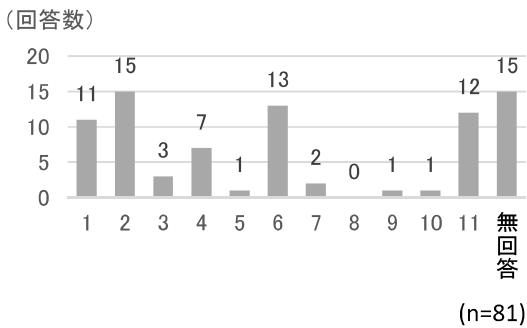
⑤ ダンボール



⑥ コピー用紙、OA用紙

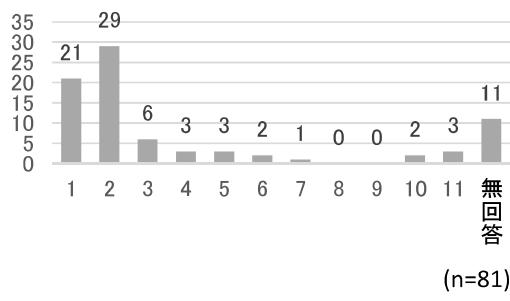


⑦ 機密文書



⑧ ざつがみ（メモ用紙、伝票、封筒、空き箱、
シュレッダーくず）

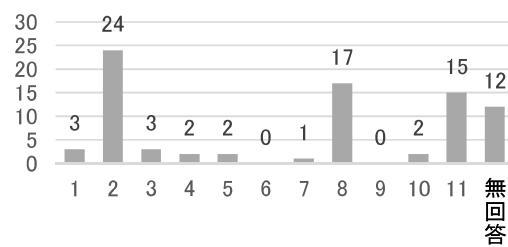
(回答数)



(n=81)

⑨ ペットボトル

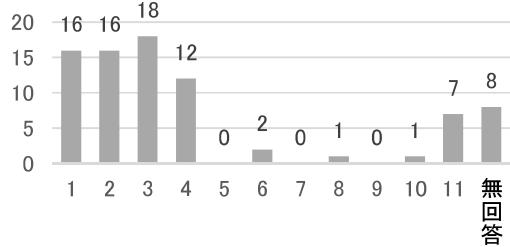
(回答数)



(n=81)

⑩ プラスチック類

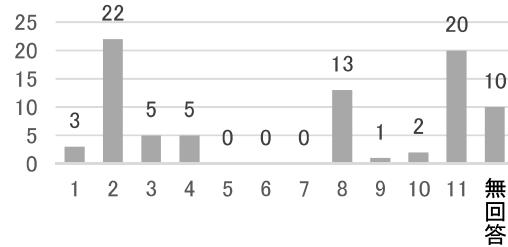
(回答数)



(n=81)

⑪ 缶類

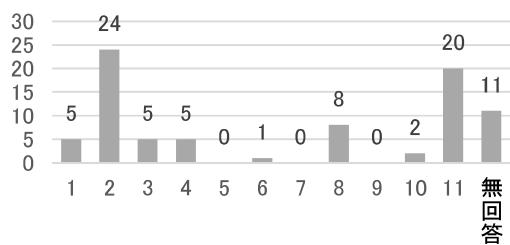
(回答数)



(n=81)

⑫ びん

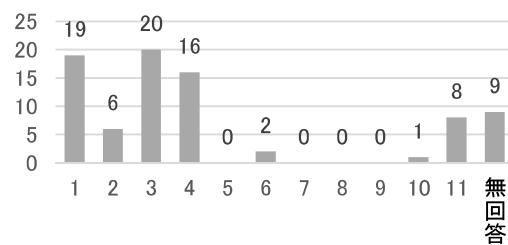
(回答数)



(n=81)

⑬ 不燃ごみ

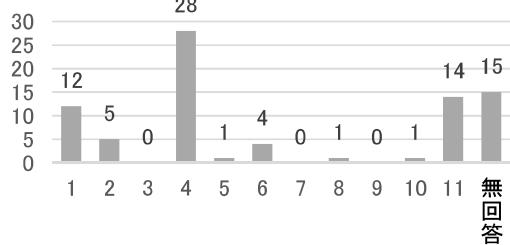
(回答数)



(n=81)

⑭ 粗大ごみ

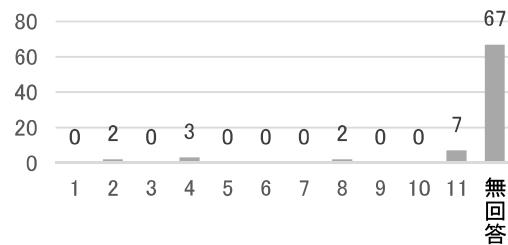
(回答数)



(n=81)

⑮ その他

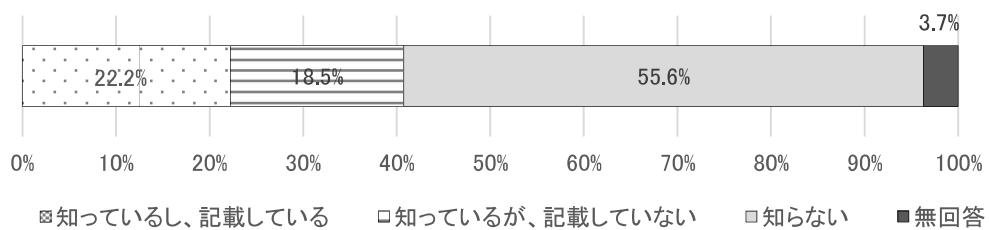
(回答数)



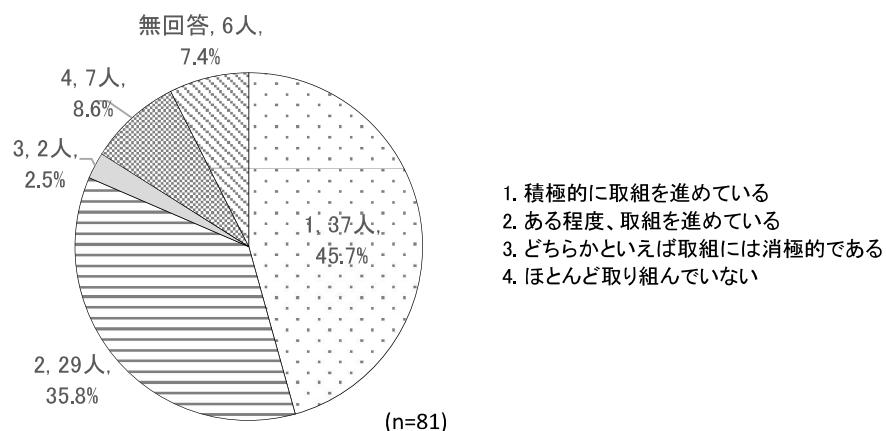
(n=81)

(内容) 電装部品、金属くず、バッテリー/金属屑（アルミ、一般鋼、黄銅）/感染性産業廃棄物/トナー等/充電用電池、消火器

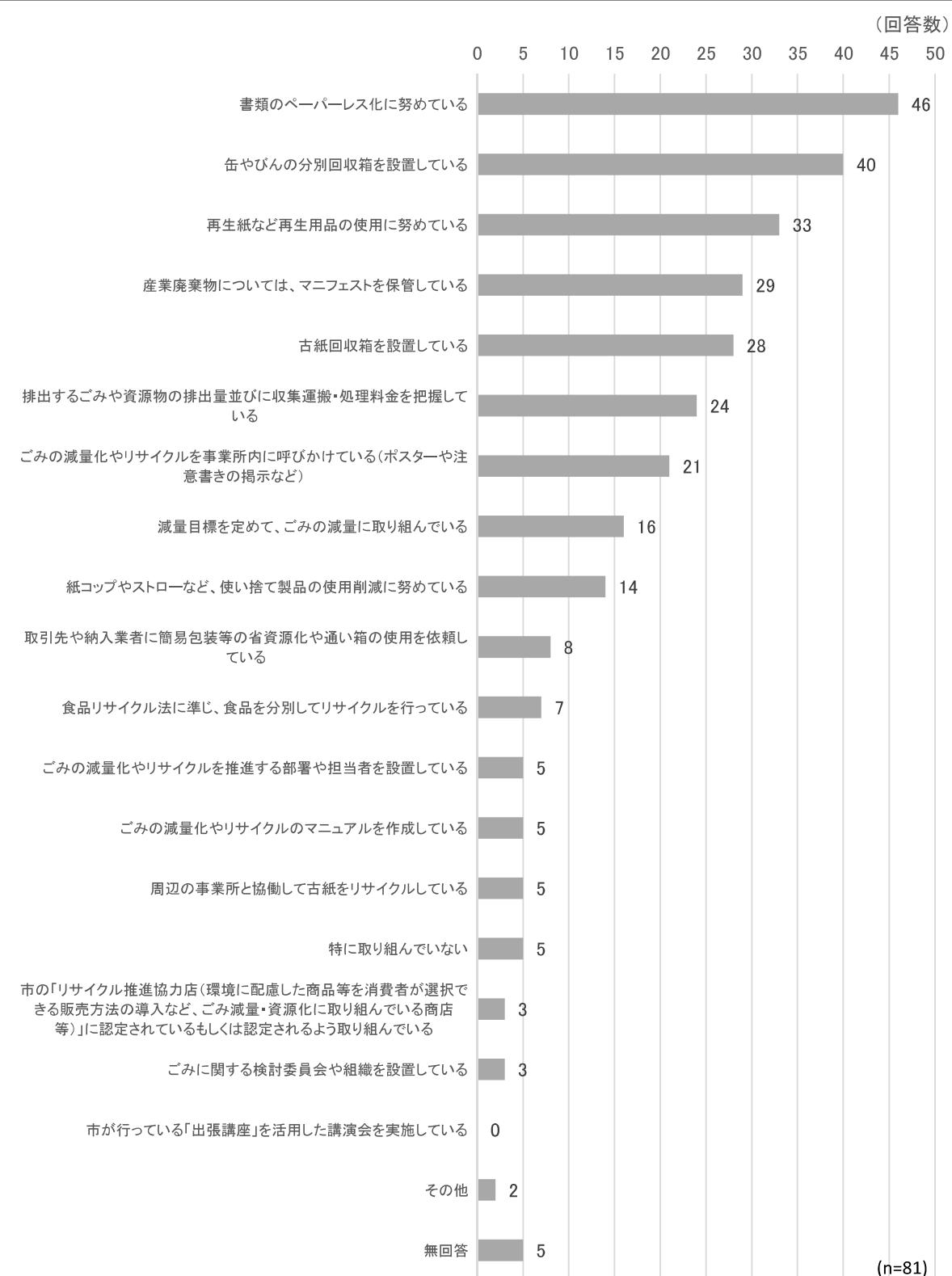
Q2 事業用指定袋には排出事業者名を記載する欄があることをご存じですか。
(Q1で「③事業用指定袋で出している」と1つでも選択した方)



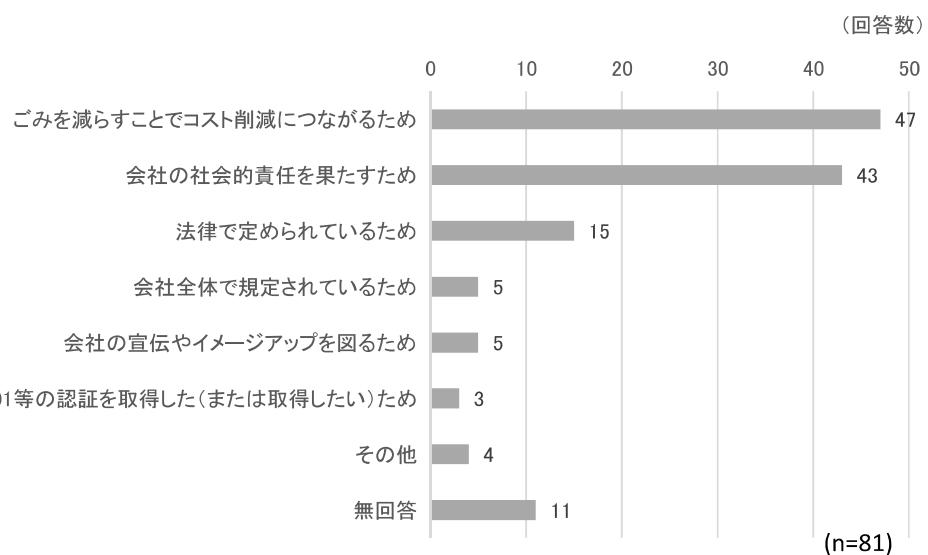
Q3 貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取組についてお聞きします。



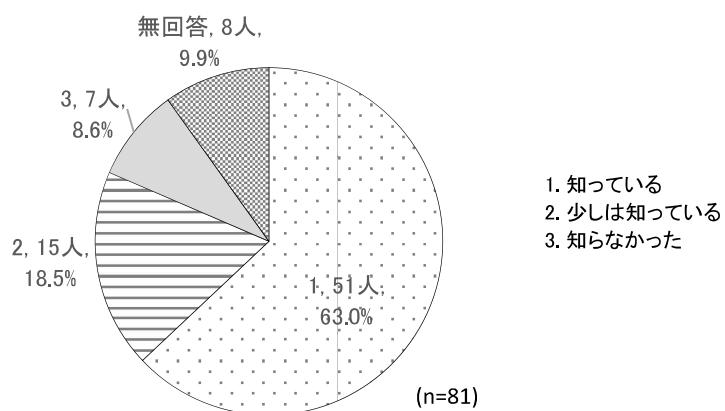
**Q4 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取組を行っていますか。
(○はいくつでも)**



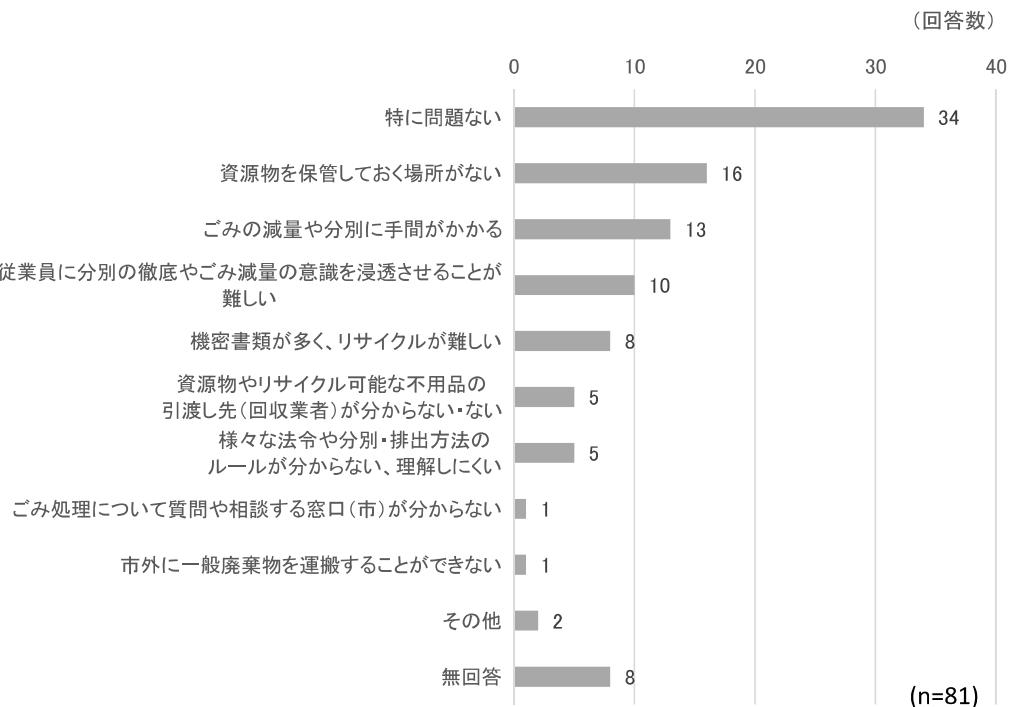
Q5 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。(○はいくつでも)



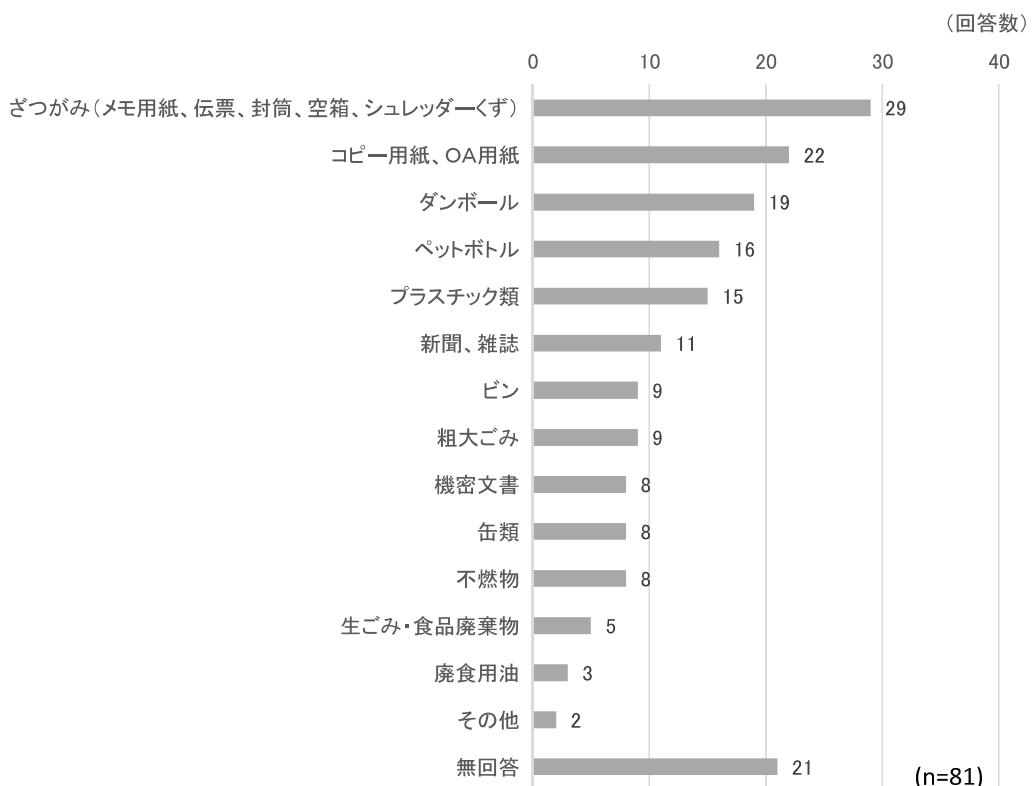
Q6 事業活動によって発生するごみは事業者の責任において処理することが義務付けられています。このことについて知っていましたか。



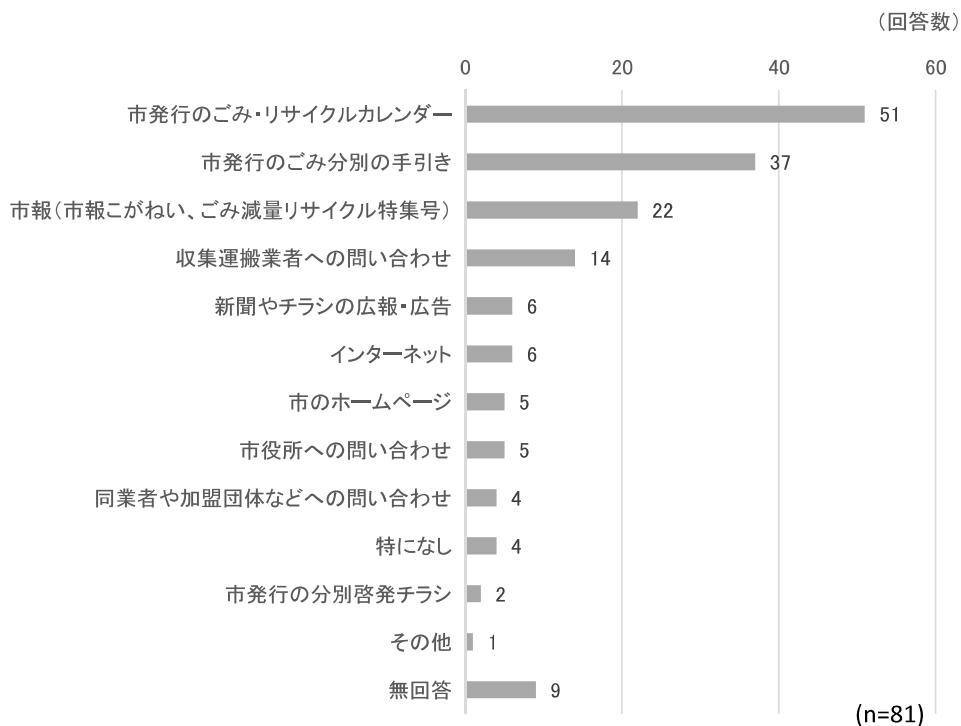
Q7 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに進めていくうえでの主な問題点は何ですか。（○はいくつでも）



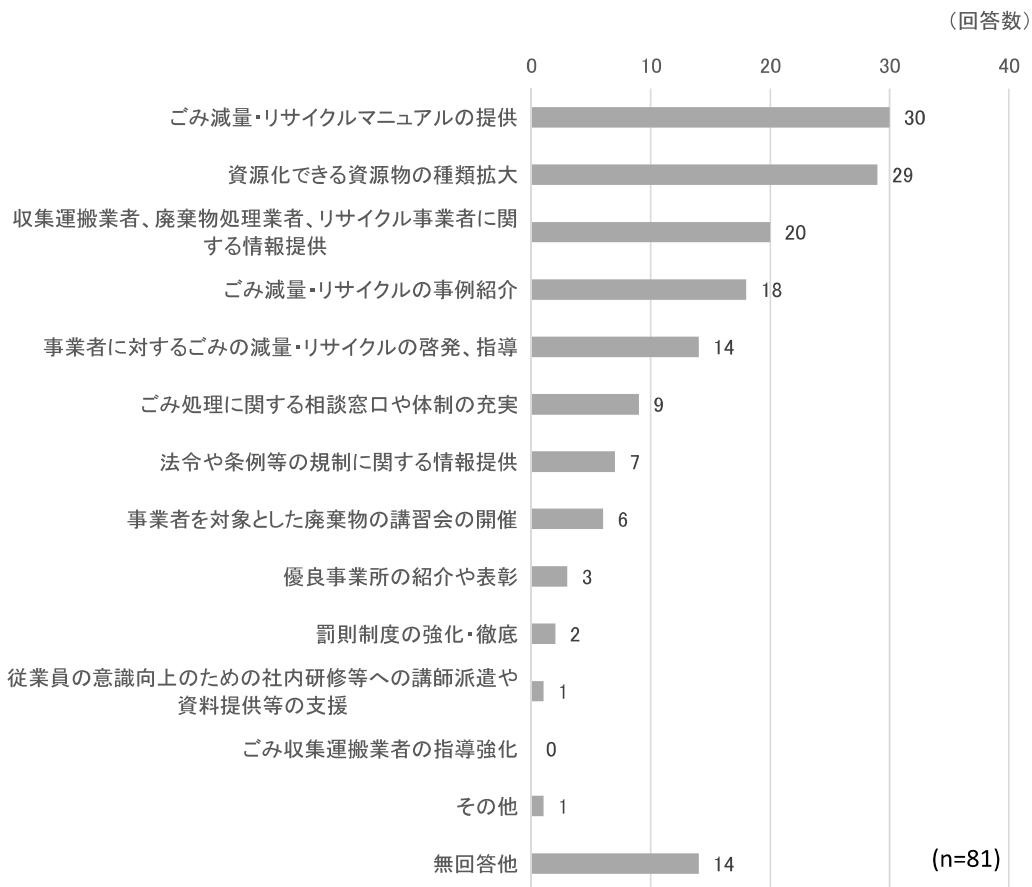
Q8 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。（○はいくつでも）



Q9 あなたが日ごろ、ごみに関して目にしたり、聞いたりしている情報源はどのようなものですか。(○は3つまで)



Q10 さらなる市のごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取組を促進するためにはどのような市の施策が必要だと思いますか。(○は3つまで)



ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などを自由にお書きください。

【自由記述の主な意見】

- ・ 小金井市に在住していない場合にも（事業所があれば）、ごみが減量できる機器への購入補助をしてもらいたい。
- ・ 雑紙等（レシート、商品についているタグ等）まだまだリサイクルに分けられるものを可燃ゴミとして出している所が多い。分別の徹底率は低いと感じている。リサイクルすることでゴミ減量となることをもっと広めるべき。
- ・ 社会全体がまだ紙使用が多いので、難しいのですが、なるべく協力していきます。
- ・ 事業活動でほとんどゴミが発生しないでアンケート回答でお役に立てずすみません。紙ゴミがほとんどです。小金井市ではざつがみを資源物として回収してくれるのありがたい取組みと思っています。裏が白い紙は再利用し、なるべく使い切ってから捨てるつもりです。
- ・ 住民のゴミのマナーが悪い（分別していない）。住民登録時に指導してはどうか。
- ・ ごみ分別の利便性向上のため燃やすごみ、燃やさないごみの区分を、それぞれ広げていただきたいです。
- ・ 事業資料が歴年経過で処分が必要となってきている。廃棄処理（機密書類）のための業者の紹介や廃棄処分の仕方の講習会を希望する。
- ・ 当社は自宅で事業をやっているが、家庭用と事業用を厳密に分けるのは困難なところがあり、家庭用が事業用の方に入っているのが現状です。これは仕方のないことだと認識しています。
- ・ 一般的の不法投棄が増えている様な気がします。店舗まわりで掲示物にて注意はしておりますが。

第4章 ワークショップ開催結果

第1節 一般向けワークショップ

1. 目的

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、現状及び課題を共有するとともに、その解決に向けて、市民の意見や考えを把握することを目的として実施しました。

2. 日時・参加者について

＜第1回＞

- 開催日時：令和元年7月25日（木）19時～21時
- 開催場所：小金井市中間処理場
- 参加者：7人

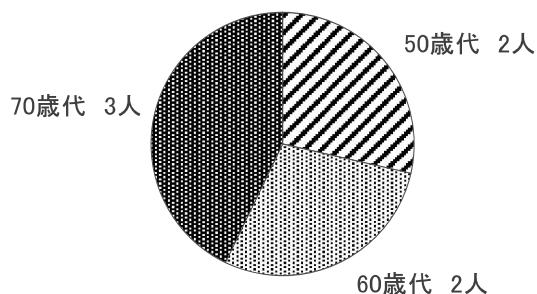
＜第2回＞

- 開催日時：令和元年7月28日（日）14時～16時
- 開催場所：小金井市中間処理場
- 参加者：11人

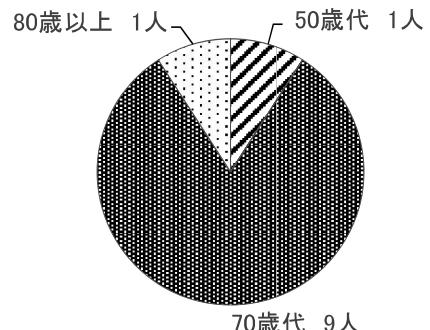
3. 参加者の属性

(1)年齢層

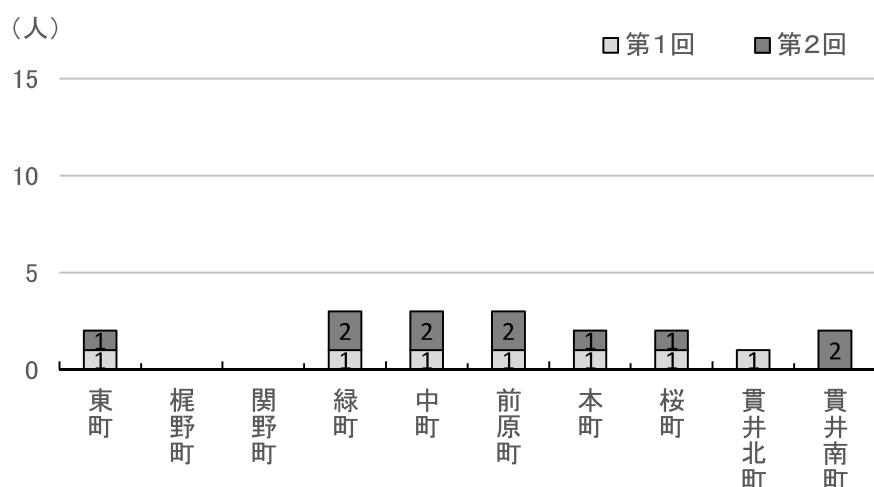
＜第1回＞



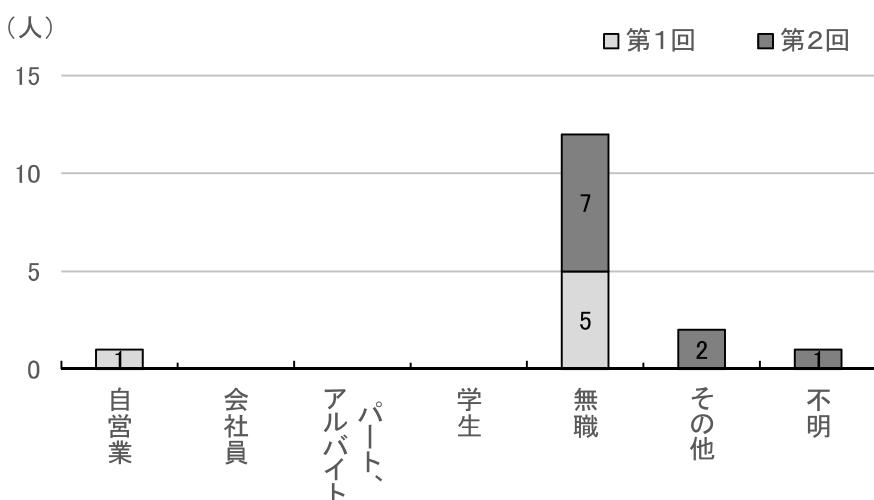
＜第2回＞



(2)居住地域



(3)職業



※無回答は除く

4. 概要

○グループワークのテーマに関する説明（現状及び市を取り巻く状況について）

○グループワークの実施

各参加者がテーマを選び、テーマ毎にグループワーク（「課題の抽出」、「解決策の検討」）を実施。

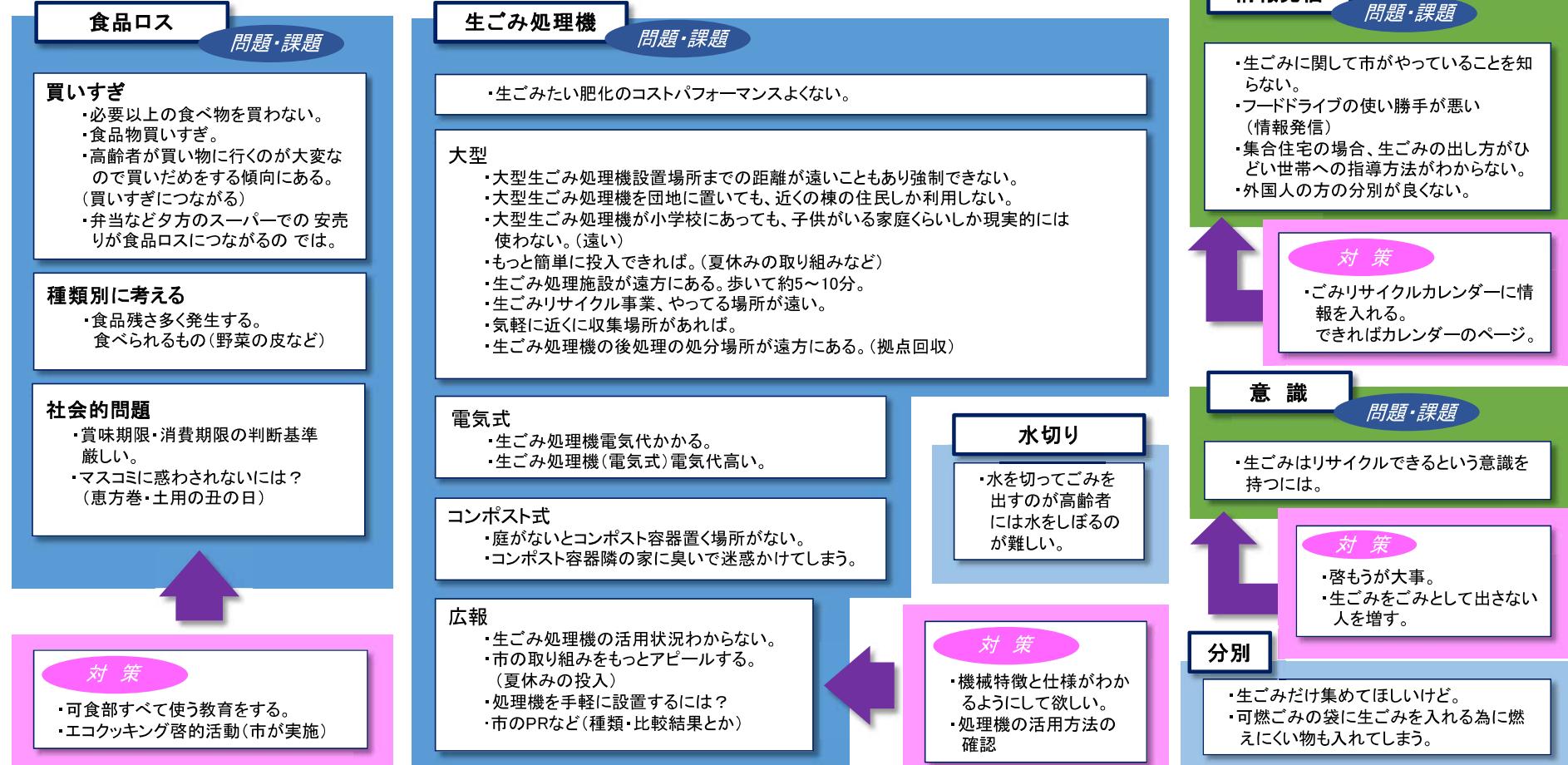
<グループワークのテーマ>

テーマ1：生ごみや食品ロスの削減について

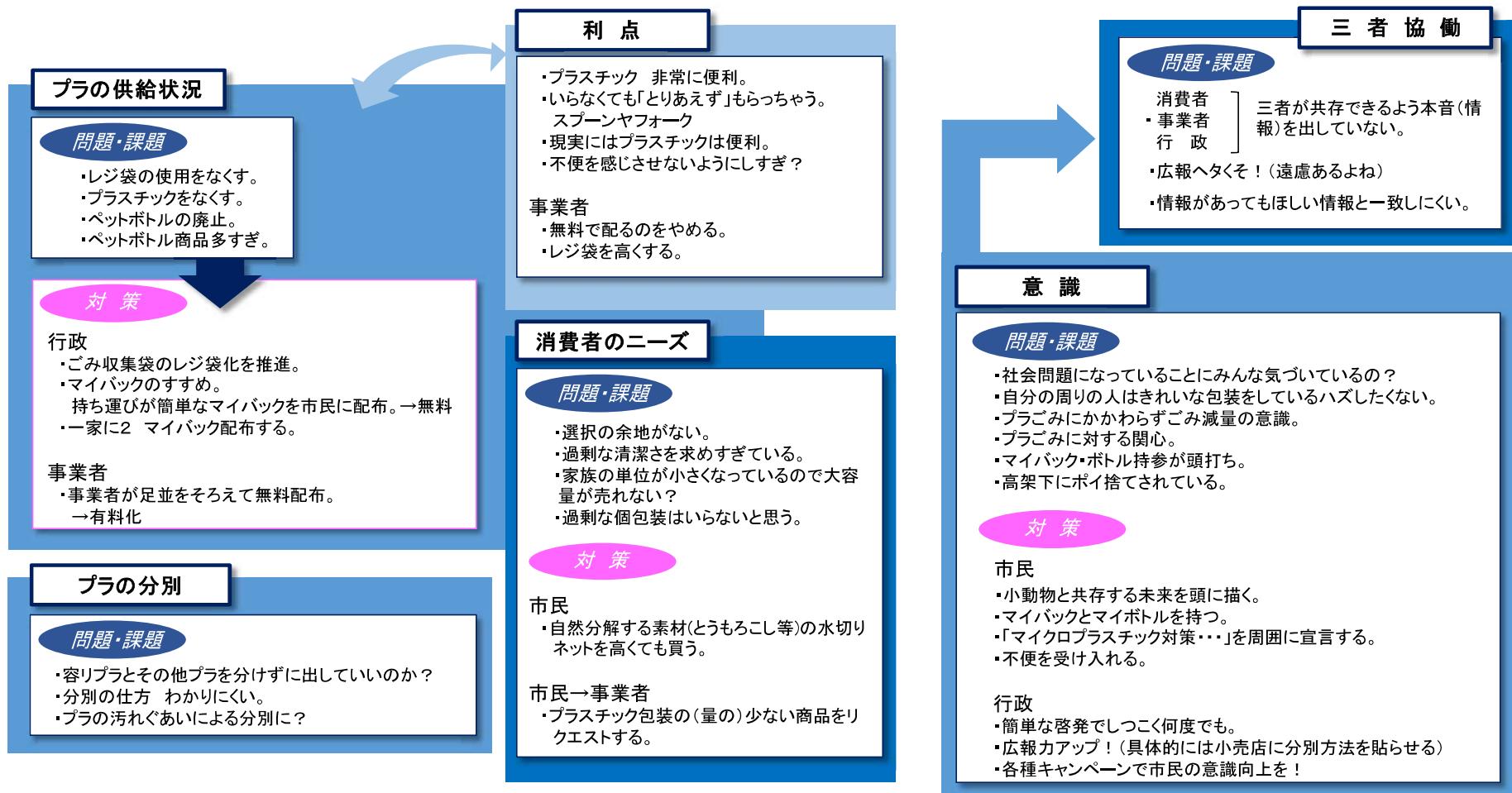
テーマ2：プラスチックごみの分別について

5. 一般向けワークショップで出された意見のテーマ別整理

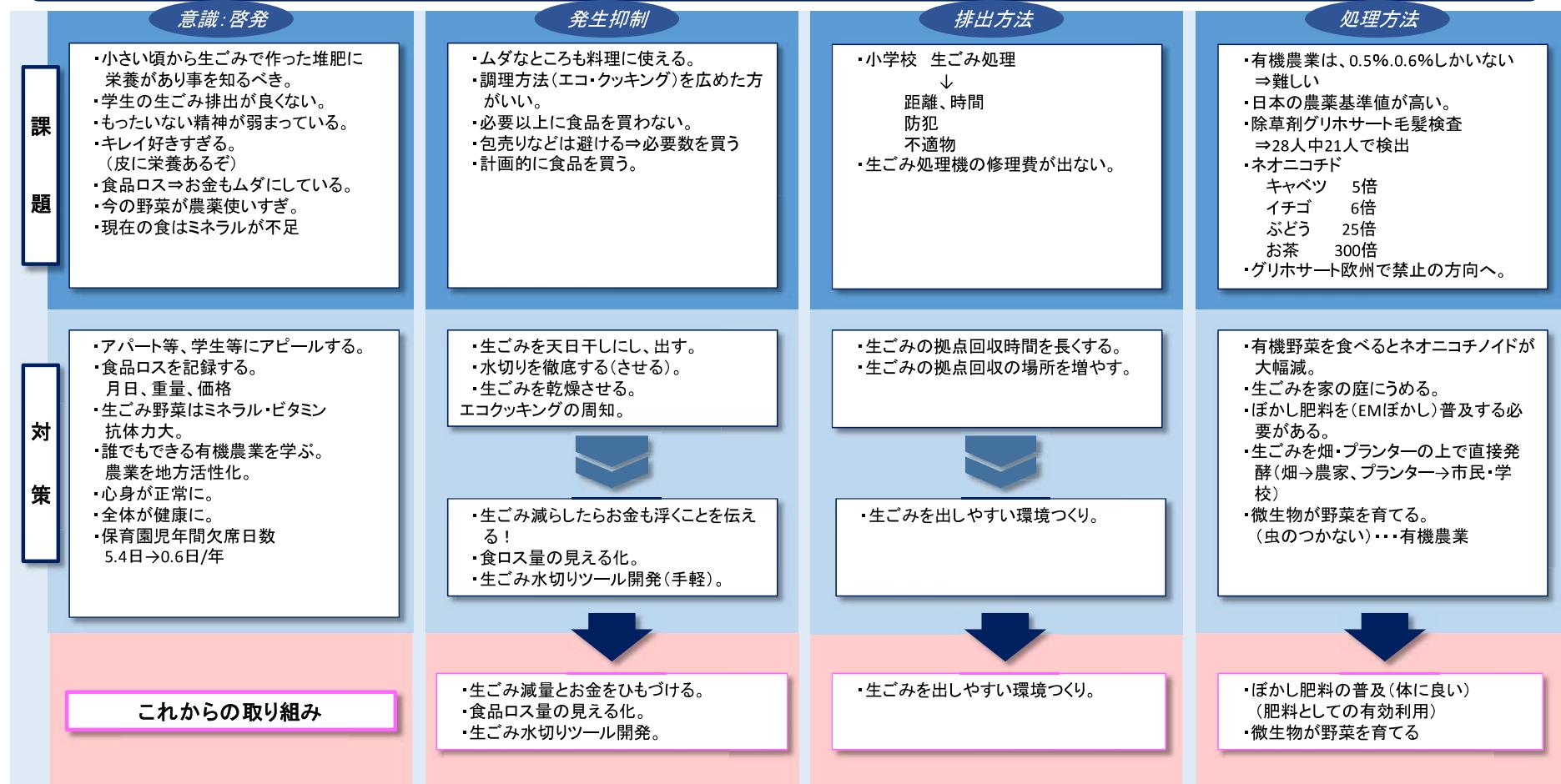
テーマ1 「生ごみや食ロスの削減について」(7/25まとめ)



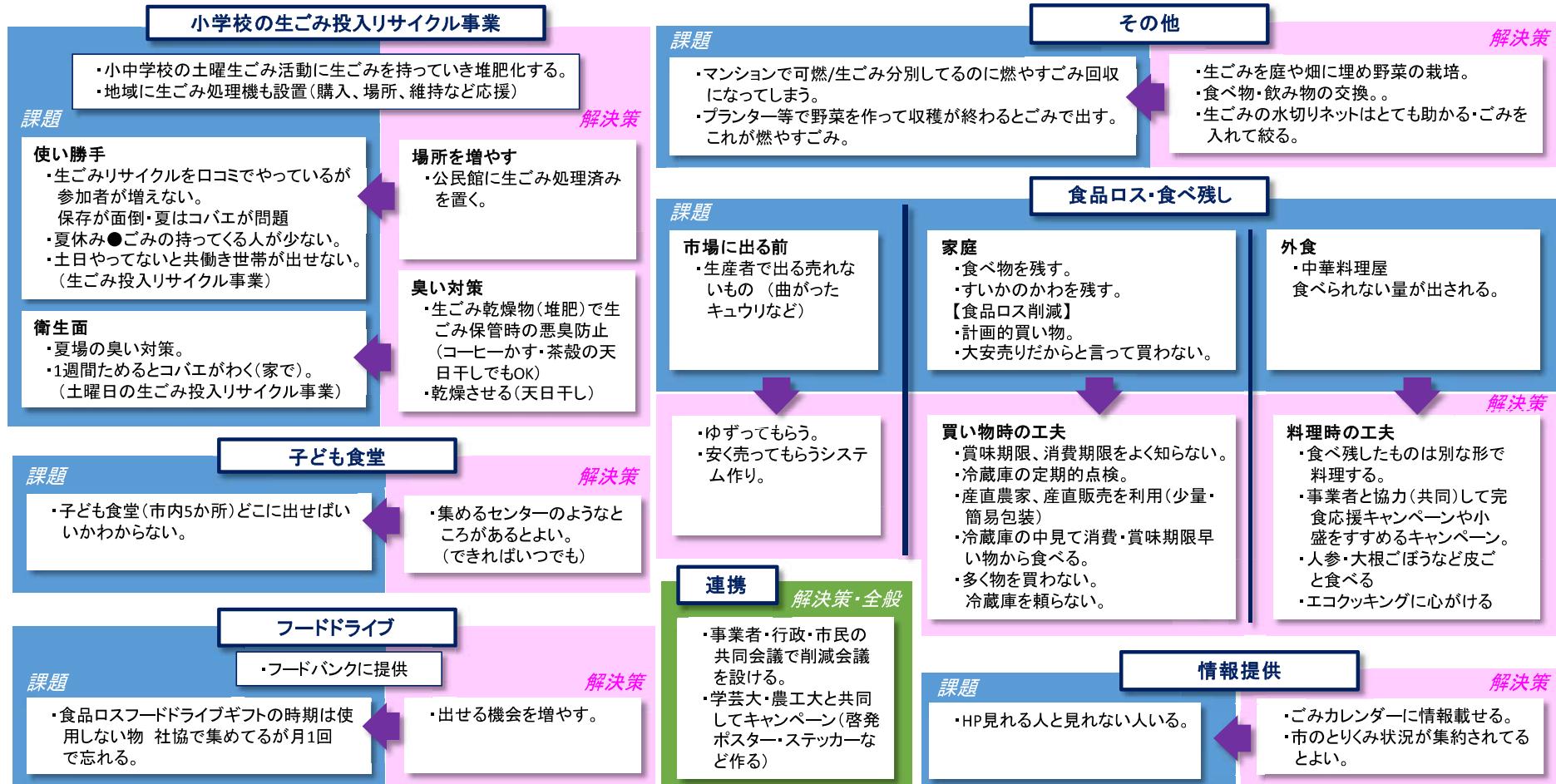
テーマ2 「プラスチックごみの分別について」(7/25 まとめ)



テーマ1 「食品ロスや生ごみの削減について」①(7/28まとめ)

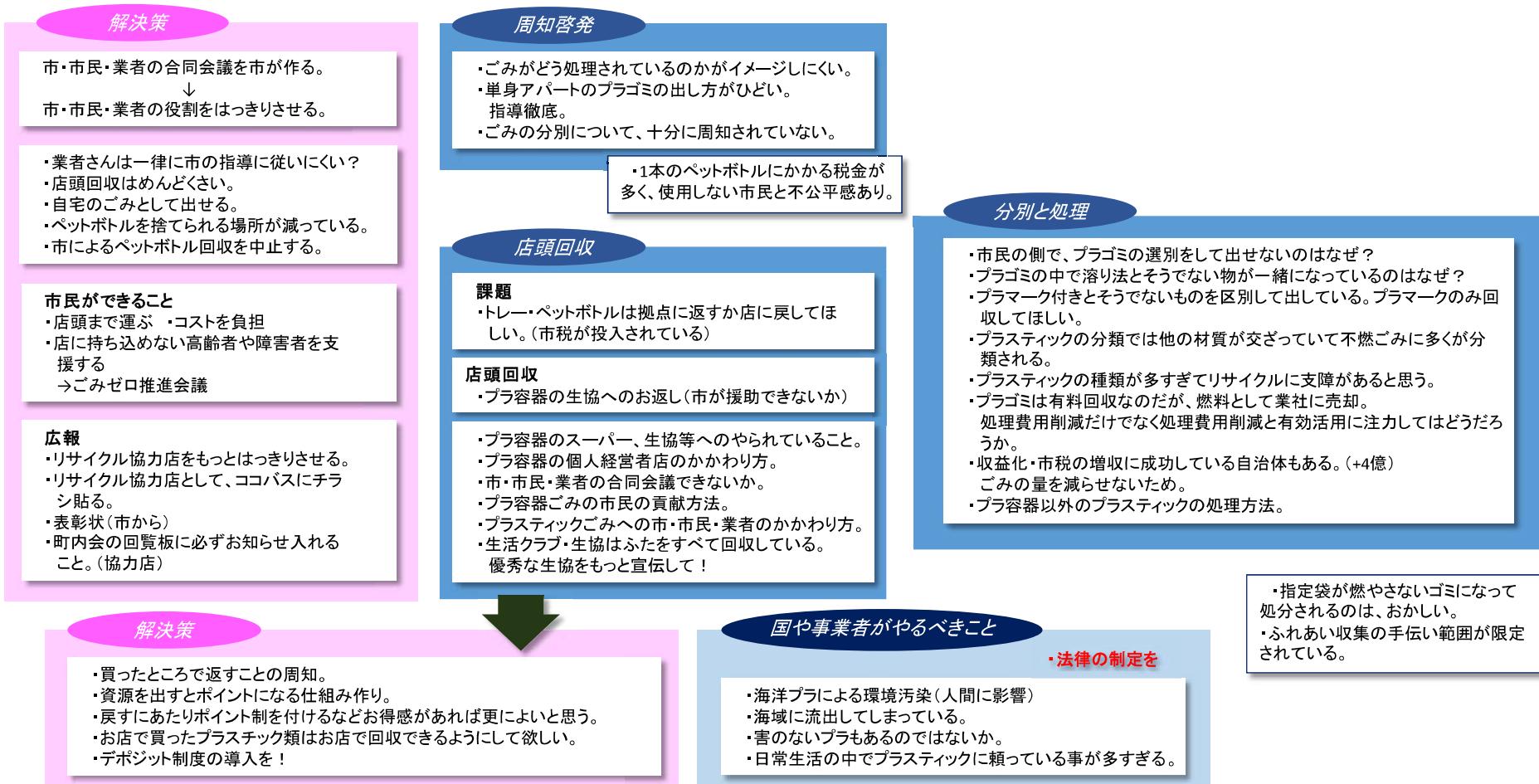


テーマ1 「生ごみや食品ロスの削減について」②(7/28まとめ)



テーマ2 「プラスチックごみの分別について」(7/28 まとめ)

二〇



第2節 子どものためのワークショップ

1. 目的

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、日常生活の中で身の回りにおいて実践できる取組について考えることで、子どもたちの意見や考えを把握することを目的として実施しました。

2. 参加者・日時について

＜第1回＞

- 開催日時：令和元年7月25日（木）9時～11時
- 開催場所：小金井市中間処理場
- 参加者：11人

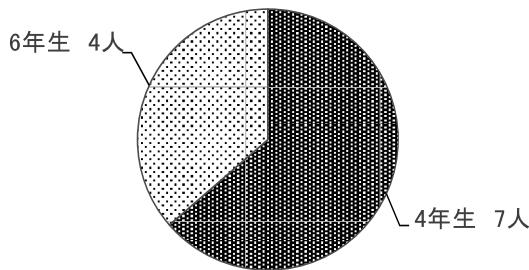
＜第2回＞

- 開催日時：令和元年7月28日（日）9時～11時
- 開催場所：小金井市中間処理場
- 参加者：10人

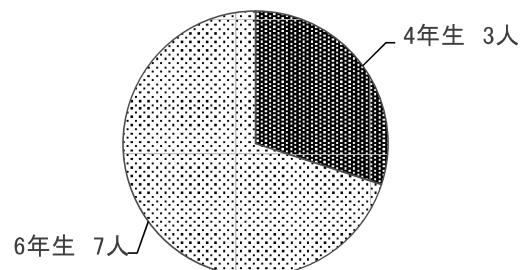
3. 参加者の属性

(1) 年齢層

＜第1回＞



＜第2回＞



4. 概要

○ごみの分別、処理についての説明（ごみの種類、ごみのゆくえ、ごみ処理費用など）

○まちがい行動さがし

　ごみの分別等に関する間違った行動を、グループ毎に模造紙へ書き出してもらう。

○電池を外そう！分解体験

　電池を取り外さないごみが、処理施設で火災等を引き起こす恐れがあるものを認識してもらい、実際に排出されたごみ（主に電池で動くような家電製品）を分解してもらう。

5. 子どものためのワークショップで出された意見の整理

間違い行動さがし！(7/25 まとめ)

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
1班		<ul style="list-style-type: none">・レジぶくろをもらっている。・レジぶくろはプラスチックごみになる。	<ul style="list-style-type: none">・マイバックをもってくると、レジブクロをもらう必要がない。・レジぶくろは、いらないことわる。・カードを入れる、カードを入れない。・1回もらったふくろをつかいまわす。
		<ul style="list-style-type: none">・わりばしはゴミになる。・もやすゴミになる。	<ul style="list-style-type: none">・自分のはしをもっていく。・セットの物をつかう。

間違い行動さがし！(7/25まとめ)

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
2班		・分別していない。	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃは燃やさないごみに出す。 ・トレイはプラスチックごみに出す。 → ふつうのトレイとたまごパック ・サッカーボールは燃やさないごみに出す。 ・魚くずとリンゴは燃やすごみに出す。 ・地いきでおもちゃ病院をひらく。
		・包そうしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・包そうしてもらわない。 ・箱やリボンをリユースする。

間違い行動さがし！(7/25まとめ)

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
3班		<ul style="list-style-type: none">有害ごみをもやさないごみのふくろに入れている。	<ul style="list-style-type: none">分べつすればいい。
		<ul style="list-style-type: none">エコバックを使っていない。買いすぎ。	<ul style="list-style-type: none">エコバックを持さんする。必要な量だけ買う。

間違い行動さがし！(7/28まとめ)

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
1班		<ul style="list-style-type: none"> ・まじっちゃんいけない物までまざつている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・きちんと分別するとよくなる。 ・たべかすはもやすごみ。 ・たまごパックとトレイはプラスチック。 ・おもちゃは直して使う。
		<ul style="list-style-type: none"> ・たべのこしをしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食べられる量を決めて作る。 ・運動しておなかをへらす。

間違い行動さがし！（7/28まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
1班		・レジぶくろを使っている。	・エコバックをもってくる。
2班		・わりばしを使っている。	・まいはしを使えばいい。

間違い行動さがし！（7/28まとめ）

班	イラスト	まちがっている行動	こうすればよくなる (まちがっている理由)
3班		<ul style="list-style-type: none">・買い物をしそぎ。・ビニールぶくろ。	<ul style="list-style-type: none">・マイバック。・使うぶんだけ買う。
		<ul style="list-style-type: none">・しゅるいをまちがえている。	<ul style="list-style-type: none">・分別して捨てる。

第5章 目標達成時の排出量

目標達成時の排出量を、次頁に示します。

表 5-1 一般廃棄物排出量（目標達成時）

分別区分	年度	単位	実績								推計											
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口	人		116,147	116,092	117,116	117,272	117,851	119,238	119,984	121,167	121,501	121,770	121,967	122,102	122,174	122,172	122,101	121,964	121,793	121,592	121,358	121,096
燃やすごみ	t/年		12,580	12,270	12,195	12,291	12,331	12,138	11,600	11,631	11,695	11,636	11,602	11,561	11,547	11,462	11,402	11,336	11,298	11,196	11,122	11,045
燃やさないごみ	t/年		1,488	1,378	1,475	1,461	1,537	1,531	1,442	1,440	1,448	1,444	1,442	1,440	1,441	1,434	1,429	1,424	1,422	1,412	1,406	1,399
プラスチックごみ	t/年		2,206	2,317	2,312	2,240	2,225	2,232	2,263	2,254	2,266	2,265	2,269	2,271	2,279	2,273	2,271	2,269	2,272	2,262	2,258	2,253
粗大ごみ	t/年		896	878	913	908	906	914	900	918	923	923	924	925	928	926	925	924	925	921	919	917
可燃物	t/年		219	188	188	186	175	189	221	254	255	256	256	256	257	256	256	256	256	255	254	254
不燃物	t/年		677	690	725	722	731	725	679	664	668	667	668	669	671	670	669	668	669	666	665	664
有害ごみ	t/年		44	39	38	37	37	38	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
小計A	t/年		17,214	16,882	16,933	16,937	17,036	16,853	16,244	16,283	16,373	16,307	16,277	16,238	16,236	16,134	16,068	15,994	15,958	15,832	15,745	15,655
資源物（戸別）	t/年		8,005	7,962	8,202	7,922	7,896	8,134	8,563	8,464	8,511	8,522	8,551	8,577	8,621	8,613	8,624	8,630	8,657	8,635	8,634	8,631
古紙	t/年		4,577	4,485	4,682	4,517	4,542	4,777	4,719	4,616	4,641	4,652	4,672	4,690	4,719	4,729	4,737	4,756	4,748	4,752	4,755	4,755
布	t/年		696	692	682	608	562	559	535	566	569	570	573	575	579	580	581	583	583	583	583	583
びん	t/年		1,044	1,024	1,041	1,036	1,046	1,019	1,037	1,004	1,010	1,009	1,011	1,012	1,015	1,012	1,011	1,012	1,008	1,006	1,003	
スプレー缶	t/年		36	34	38	45	49	50	45	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
空き缶・金属	t/年		463	448	424	408	397	397	382	384	384	385	385	386	385	385	385	385	385	383	383	382
ペットボトル	t/年		379	358	354	338	332	339	349	373	375	376	378	380	382	383	384	386	385	386	386	386
剪定枝	t/年		797	907	967	957	951	977	1,480	1,465	1,473	1,472	1,475	1,476	1,481	1,477	1,476	1,475	1,477	1,470	1,467	1,464
乾燥生ごみ	t/年		13	14	14	13	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
資源物（拠点）	t/年		65	60	58	59	95	95	92	91	92	95	99	103	107	110	114	117	121	124	127	131
びん	t/年		50	45	48	48	48	48	47	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
トレイ	t/年		11	8	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
乾燥生ごみ	t/年		1	1	1	1	33	33	32	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
ペットボトルキャップ	t/年		3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
くつ・かばん類	t/年		0	3	2	3	3	3	4	4	4	8	11	15	19	22	26	30	33	37	40	44
難再生古紙	t/年		—	—	—	—	1	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
小計B（小計A+資源物）	t/年		25,284	24,904	25,193	24,918	25,027	25,082	24,899	24,838	24,975	24,924	24,928	24,918	24,963	24,857	24,806	24,741	24,736	24,591	24,507	24,417
集団回収	t/年		1,495	1,505	1,544	1,578	1,603	1,637	1,599	1,534	1,542	1,542	1,544	1,546	1,551	1,547	1,546	1,544	1,546	1,539	1,536	1,533
新聞	t/年		709	681	671	660	645	634	587	533	536	536	537	537	537	537	537	537	537	535	534	533
雑誌	t/年		455	463	469	499	539	573	573	549	552	552	553	553	555	554	553	553	553	551	550	549
段ボール	t/年		231	247	283	294	285	284	288	307	309	309	309	309	310	310	309	309	309	308	307	307
紙パック	t/年		6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
アルミ缶	t/年		21	24	26	26	27	28	28	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
非鉄類	t/年		4	7	8	8	9	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
布	t/年		69	77	80	84	91	100	106	103	104	104	104	104	104	104	104	104	104	103	103	103
びん類	t/年		0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系合計（小計B+集団回収）	t/年		26,779	26,409	26,737	26,496	26,630	26,719	26,498	26,372	26,517	26,466	26,472	26,464	26,514	26,404	26,352	26,285	26,283	26,130	26,043	25,950
燃やすごみ	t/年		711	566	362	286	369	377	364	390	392	2,392	2,396	2,406	2,400	2,398	2,396	2,399	2,388	2,384	2,379	2,379
燃やさないごみ	t/年		9	19	14	7	7	6	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
事業系合計	t/年		720	585	376	293	376	383	368	396	398	2,402	2,405	2,413	2,406	2,404	2,402	2,405	2,394	2,390	2,385	2,385
合計（家庭系+事業系）	t/年		27,499	26,994	27,113	26,789	27,006	27,102	26,866	26,768	26,915	28,864	28,874	28,868	28,927	28,810	28,756	28,687	28,688	28,525	28,433	28,335
燃やすごみ	g/人・日		296	290	285	287	286	279	265	263	263	262	261	259	258	257	256	255	253	252	251	250
燃やさないごみ	g/人・日		35	33	35	34	36	35	33	33	33	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
プラスチックごみ	g/人・日		52	55	54	52	52	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
粗大ごみ	g/人・日		21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
有害ごみ	g/人・日		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小計C	g/人・日		405	398	396	396	395	387	371	368	368	367	366	364	363	362	361	359	358	357	355	354
資源物	g/人・日		190	189	193	186	185	189	198	193	193	194	194	195	195	196	196	196	196	197	197	198
小計D（小計C+資源物）	g/人・日		595	588	589	582	580	576	569	562	562	561	560	559	558	557	557	556	555	554	553	552
集団回収	g/人・日		35	36	36	37	37	38	37	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
小計E（小計D+集団回収）	g/人・日		630	623	625	619	617	614	605	596	596	595	595	594	593	592	591	590	589	588	587	587
自家搬入ごみ	g/人・日		17	14	9	7	9	9	8	9	9	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
家庭系合計（小計E+自家搬入ごみ）	g/人・日		647	637	634	626	626	623	613	605	605	649	649	648	647	646	646	645	644	643	642	641
事業系	g/人・日		17	14	9	7	9	9	8	9	9	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
合計（家庭系+事業系）	g/人・日		664	651	643	633	635	632	622	614	614	703	702	701	700	699	698	697	696	695	694	695

※四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

※難再生古紙は、平成26年度から回収を開始しています。

第6章 計画策定過程

第1節 小金井市廃棄物減量等推進審議会

1. 委員名簿

表 6-1 委員名簿

選出委員	選出区分
◎ 岡山 朋子	学識経験者
大江 宏	
○ 渡辺 浩平	
石田 潤	公募市民
石原 秀一	
星野 幸子	
土屋 直己	
山田 英夫	
黒須よし江	集団回収実践団体代表
齋藤 徹子	
多田 岳人	消費者団体代表
波多野典子	事業者代表
堀越多恵子	
林 和夫	ごみゼロ化推進員代表
岸野 勝利	

◎：会長 ○：副会長

2. 審議過程

回	開催日	主な内容
第1回	R1.5.10	策定スケジュール及びポイントについて報告
第2回	R1.6.27	ごみ組成分析調査の結果について報告 市民・事業所向けアンケート調査の内容について審議
第3回	R1.7.22	市民・事業所向けアンケート調査の内容について報告 ごみに関するワークショップの内容について審議
第4回	R1.9.12	ごみに関するワークショップの結果について報告 小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第5回	R1.10.10	小金井市一般廃棄物処理基本計画について質問 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について質問 市民・事業所向けアンケート調査の結果について報告
第6回	R1.11.12	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第7回	R1.12.11	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議
第8回	R1.12.18	小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第9回	R2.1.15	小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に関するパブリックコメント及び説明会の実施について報告 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第10回	R2.2.19	小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント検討結果について審議 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第11回	R2.2.26	小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント検討結果について審議 小金井市一般廃棄物処理基本計画について審議 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について審議
第12回	R2.3.6	小金井市一般廃棄物処理基本計画について答申 令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画について答申

第2節 市民説明会概要

本計画を策定するに当たり、計画の内容について広く市民へ説明するための説明会「小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に関する説明会」を開催しました。開催概要は、以下のとおりです。

1. 開催日時

令和元年12月26日（木）17時～19時

2. 開催場所

小金井市役所第二庁舎801会議室

3. 内容

小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）に関する説明及び質疑

4. 参加者

3名

第3節 パブリックコメント概要

小金井市市民参加条例第15条の規定による一般廃棄物処理基本計画（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施しました。

1. 施策の名称

小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）

2. 意見の募集方法

- ・ 意見募集期間：令和元年12月26日～令和2年1月25日
- ・ 意見提出方法：直接持参、郵送、市ホームページ専用フォーム、電子メール

3. 意見の提出状況

表 6-2 提出人数（延べ人数）

区分	直接持参	郵送	専用フォーム	電子メール	計
人数	3人	0人	2人	0人	5人

4. 意見内容の内訳(延べ意見数:40件)

- | | |
|----------------------|-----|
| ・ パブリックコメント概要版に関するもの | 6件 |
| ・ 序章に関するもの | 2件 |
| ・ 第1章に関するもの | 10件 |
| ・ 第2章に関するもの | 1件 |
| ・ 第3章に関するもの | 19件 |
| ・ その他 | 2件 |

5. 提出された意見と検討結果

パブリックコメントの意見及び検討結果は表 6-3に示すとおりです。

なお、提出された意見の中で、個別にいただいているご提案については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。

表 6-3 パブリックコメントの意見及び検討結果

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	概要	<p>概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小金井市一般廃棄物処理基本計画策定の背景及び目的 目的を明確に記述してください。 <p>目的 前基本計画の途中であるが、廃棄物中間処理場の更新、新設に伴い新しく一般廃棄物処理基本計画を作成し市民、事業者、行政と共に目的を達成する。</p> <p>背景 小金井市は昨年まで十数年間独自に運営する可燃物中間処理場を保持しないことから、ごみ非常事態宣言を市民と共に掲げ、近隣の自治体等に可燃物処理を人道的支援の下に依存してきた。 令和2年度には環境省が推進している廃棄物の広域廃棄物処理にも適応する浅川清流環境組合を日野、国分寺、小金井の3市共同で設立に至った。</p>	<p>概要については、意見募集の対象外ですが、御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>上位計画の計画期間とのずれについては、本計画の計画期間を11年間とすることで、次期上位計画の計画期間との整合を図ることにしています。</p> <p>項目「4 計画の要点」の「(4) 2つの基本方針及び14の計画項目」については、「2つの基本方針及び11の計画項目」が正しい記載です。</p>
2		<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、市の長期総合計画及び環境基本計画の下に位置付けられる。 <p>長期総合計画、環境基本計画の改正時期と本基本計画の検討時期がずれている。本来ならば当基本計画は両計画の後で作成されるものである。審議会の委員はこれらの課題をどのように判断しておられるのか知りたい。</p>	
3		<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ非常事態宣言をごみゼロタウンに変更する」を記載 <p>ネガティブなキャンペーンから、新しくごみに対する市民の意識を前向きに変更し小金井市の新しい文化とすることを掲げる。</p>	
4		<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・行政の役割 <p>SDGsを掲げるのであれば3者の役割記述があまりにも稚拙。</p>	
5		<ul style="list-style-type: none"> ・2つの基本方針及び14の計画項目 <p>14計画項目とあるが11項目しかない。</p>	
6		<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全 安定的な適正処理の推進 <p>安心・安全に対し国の表記方法は安全・安心と理解しているか。 狂牛病に対する政府の対応で時の農水大臣が安心・安全としたことから混乱したことを反省して安全・安心と表されるようになった。</p>	
7	序章 第1節 計画策定の 目的と背景	<p>基本計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な開発目標(SDGs:エスディージーズ)」に関する動向などを踏まえつつ、廃棄物処理はSDGsのどの目標に該当するのか。～踏まえつなどと軽い言葉で表すものではないと理解しております。目標を達成するためには科学技術の正しい使い方及びさらなる進歩が必要とされております。 <p>SDGsを表記するのであれば廃棄物処理とSDGsの関係性を表すことが必要と考えます。ただ書けばよいと考えるのは基本計画の信用を失います。</p>	<p>本計画とSDGsとの関係性については、資料編に記載します。</p>

8	序章 第2節 計画の位置づけと対象期間	<p>・計画対象期間等について</p> <p>平成27年3月策定の「小金井市一般廃棄物処理基本計画」の対象期間は、平成27年度（2015年）から平成36年度（2024年度）までの10年間でしたが、今回の（案）は5年見直しではなく新たな10年計画となっています。理由として上位計画との整合性を図るためとしていますが、上位計画の対象期間が変更になつたとは思いません。</p> <p>むしろ、情勢等の大きな変化による以下の問題があります。</p> <p>1、13年続いた「ごみ非常事態宣言」が終了し、新たな可燃ごみ共同処理が開始されたこと。</p> <p>小金井市は新たに「与えられた責任を誠実に果たす」ことが責務となりました。「与えられた責任を果たし、周辺住民の負担を減らす」だけでなく、積極的にごみ減量・資源化の具体的な施策を提案すべきです。これが13年間負担を掛け続けた恩返しではないかと思います。</p> <p>2、「30年後のごみ処理施設のあり方決める」責任がある。</p> <p>30年後も共同処理続ける場合「日野市以外地に施設建設」が合意事項です。小金井市は「土地がない」といってはいられません。「焼却ゼロ」の目標をもつ必要があります。ごみ処理施設建設問題は長期の検討が必要です。例えば小金井市の焼却施設問題は38年かかっています（1982年二枚橋建替え問題～2020年三市可燃ごみ共同処理まで）基本計画10年の間に「30年後」を明らかにする必要があります。</p> <p>3、プラスチック海洋流失によるマイクロプラスチック問題や世界的な気候危機</p>	<p>「上位計画との整合を図る」とは、本計画の計画期間と次期上位計画の計画期間の整合を図ることを指しています。</p> <p>計画期間は11年としていますが、中間目標年度で見直しを行うほか、社会情勢の大きな変化や法改正など諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを図ります。</p>
9	第1章 第1節 ごみ処理の状況	<p>・ごみ処理体制</p> <p>ごみ袋で分類がされていることは記載されているが、ごみ袋有料化の目的を記載されてはいかがですか。</p>	<p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
10	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<p>ごみゼロ化推進員について記載がありますが、推進員で構成される推進会議について記載がありません。不記載の理由をお教えください。行政と推進員が個別で今後進めることでどうでしょうか。</p>	<p>ごみゼロ化推進会議については、本計画「第1章」「第3節」の「5地域における3Rの推進」に記載しています。</p>
11	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<p>・リサイクル事業所の継続、充実、拡大</p> <p>基本計画案21ページには「リデュースの次に取り組むべきことは、使えるものはくり返して何度も使うリユースを推進することです。そのためには、新たなリユース施策の展開と、適正に再使用されるためのルートを構築して安定的な運用を図っていくことが必要です」とあります。</p> <p>また、39ページには「リユース可能な粗大ごみを一時保管する設備を設け、保管したリユース品を販売する新たなリユース事業の展開を進めていることから、整備事業の中で具体的な内容を検討していきます」とあります。</p> <p>しかしながらリユース施策の中核的事業であるリサイクル事業所は、昨年3月に閉鎖され、6月に市民の声に押され再開しましたが、市の補助金はゼロになり、リユース品の収集は行わず、自転車等の販売・修理もせず、すべての事業を縮小され、さらには今年3月をもって閉鎖するとしています。これは平成27年3月に策定さ</p>	<p>リサイクル事業所で実施しているリユース事業は、本市と小金井市シルバー人材センターの間で締結した「リユース事業に関する協定」に基づく事業であることから、引き続きシルバー人材センターと協議を重ねています。</p> <p>今後のリユース事業の在り方については、清掃関連施設整備事業の中で検討を進めています。</p>

		<p>れた一般廃棄物基本計画にも反し、新たな基本計画案でも具体的な計画の提示もなく、ただ「検討していきます」だけです。清掃関連施設整備の完了予定は2022年3月とされ、約2年間は「使えるもの」は破碎・焼却処分となります。2018年度の粗大ごみ収集量は20.8g／人日で類似団体の昭島市(6.99g／人日)の3倍、東久留米市(2.2g／人日)の9.5倍もあります(多摩ごみ実態調査)。リユースできるものまで粗大ごみになるならば、さらにその量は跳ね上がります。リサイクル事業所は、かねてから老朽化が指摘され、また、新庁舎建設に伴い移転をしなければならないことは少なくとも数年前から分かっていたことでありながら、何もせず今日に至っています。</p> <p>提案：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、新庁舎建設工事が本格化するまでは現在地で事業を継続すること。 2、工事が始まり、現在地で事業が継続できなくなったら他の場所で事業を継続すること。 3、リサイクル事業市整備計画を早急に策定すること。リサイクル事業整備計画による新しいリサイクル事業所は、再生品の収集・運搬をはじめ家具・自転車・衣服などの修理・再生機能、展示・流通機能、環境・リサイクル体験機能など備えていること。国分寺市リサイクル事業所整備計画など他市の事例を参考に早急に策定すること。 	
12	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・くつ・かばん類の有効利用の推進(21、39ページ) 「制度を知っていても、実際に利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及させ、強化する余地がまだあると考えられます(21ページ)」「今後も継続して有効活用を図るため、拠点回収の利用を推進するとともに、広報活動等を通じてその意義を及び効果を広く周知していきます(39ページ)」とあります。 <p>提案：</p> <p>「施策を普及させ、強化する余地がまだある」とありますが、施策はこれまで通りであり、広報・啓発活動のみになっています。拠点収集は、「1か月1回、1か所、1時間半」と極めて制限されています。少なくとも拠点収集場所を公共施設など2~3か所増やすべきです。</p>	くつ・かばん類の拠点回収について、取組を強化するとともに、有効活用を推進するための調査・研究を行っていきます。
13	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ資源化施策の推進(21ページ) 「生ごみの資源化に向けた取組の一層の強化が必要です。これまで続けてきた生ごみ堆肥化事業に加えて、新たな生ごみ資源循環施策の検討が必要です。」(21ページ)市は、貴井団地、グリーンタウン、パークファミリアなど地域の生ごみ処理機を撤去しました。これに代わる施策として大型生ごみ処理機購入補助制度がありますが、制度開始以来1件も購入申請がないのは、制度に欠陥があると言わざるを得ません。申請がないからといって廃止することあってはなりません。町田市において、大型生ごみ処理機の地域導入は70台以上になっていることから見ても、市民の要望に応えた施策を行えば地域の生ごみ処理機は普及すると考えます。 <p>提案：</p> <p>大型生ごみ処理機購入補助制度を見直す</p> <p>購入補助制度を一言で言うと、家庭の生ごみ処理機器購入制度の補助金額を100万円に引き上げただけのものです。大型生ごみ処理器設置は、家庭の生ごみ処理機器設置と違い設置場所の確保が第一に問題になります。処理機の維持管理には、ある程度専門的知識と維持管理費が必要です。また、居住者多数の方の同意や協力が必要です。これらの問題を全部申請者の責任で行うとなれば、購入申請に躊躇せざるを得ません。設置場所、維持管理及び管理費など市が相談にのる体制が必要です。その上で購入申請を待つだけでなく、地域の方々との話し合いをもつべきです。</p>	大型生ごみ処理機購入補助制度の見直しについて、検討を進めています。

14	第1章 第3節 4. 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底（22 ページ）及び多様な啓発活動の実施 <p>意見：</p> <p>本市は、転入者が毎年9千人前後と多い、という特徴があります。転入者はごみ分別等に戸惑う方が多く、「わからないから混ぜてしまう」結果になります。「更なるごみの分別を徹底するため、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です」。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *分別の良くない単身集合住宅などには部屋別収集を徹底する。 *ごみ指導職員の地域別配置し担当地域の分別徹底を図る。 *転入者等への相談窓口の設置。 	転入者対策は、重要であると認識しております、転入者への啓発活動を強化していきます。
15	第1章 第3節 4. 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における3Rの推進(23 ページ) <p>市民・事業者・行政の連携</p> <p>「今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報を共有して地域での活動をより強化することが必要です。」(23 ページ)とあります。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *地域における3Rの推進は、町会・自治会・子供会等へ市が積極的に出向き、話し合いをもつことが必要です。 	ごみゼロ化推進員と連携し、出張講座などの地域の方々と意見を交換できる場を最大限活用することで、地域における3Rの推進に努めています。
16	第1章 第3節 4. 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・集団回収への参加促進 (23 ページ) <p>「集団回収への利用・活用している人の割合は37%。集団回収を「知っていても利用・活用していない」又は「知らない」場合多いため、周知徹底に加え、より多くの人が参加しやすい集団回収のあり方を検討するなど、各地域で、市民や団体が集団回収を利用しやすい多様な機会の提供が必要です(23 ページ)」とあります。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *「集団回収は20世帯以上の団体」を10世帯以上とするか世帯数制限をなくす。 *他市で行われている奨励金の他にインセンティブを付与する。 *資源物を保管しておく場所等の相談による体制をとる。 <p>などがあります。</p> <p>中町親愛会では、町会と子ども会が共同し、戸別収集も加わり、回収量は倍加しました。マンションから出る資源物は、町会メンバーの倉庫に置かせてもらっています。</p>	より多くの方々に集団回収への参加を働きかけるため、これまで集団回収を利用していない市民や団体に対する働きかけを行っていきます。
17	第1章 第3節 4. 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における3Rの推進(24 ページ) <p>事業者意識調査では「従業員へ意識を浸透させることが難しい」「従業員すべてが本市に居住しておらず、ごみの減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。ごみ減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り一体となって取組めるような情報提供を行う必要があります」(24 ページ)</p> <p>事業者は「市民と同様、ごみを排出する当事者であるという自覚の下、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です」(28 ページ)</p> <p>提案：</p> <p>事業者のごみ分別が悪いことは組成分析からもその結果が出ています。本市に居住していないなくても、1日の大半を本市で過ごし、事業活動や消費等でごみが排出されるので、居住者とあまり変わりはないと思われます。情報提供は必要不可欠ですがそれだけでは効果があがらないことは、これまでの実績から証明されています。</p>	事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者への指導を強化していきます。

		具体的な説明や指導が必要です。「一体となって取り組む」とは、ごみに関する事業者と行政の「共同会議（あるいは連絡会議）」など設置する必要があります。これが「事業者の状況に応じた働きかけ」につながります。場合により個別指導が必要です。事業者ごみ分別を良くするため情報提供といつても、その情報を読まなければ目的を達しません。	
18	第1章 第3節 本市の抱える主な課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の状況に応じた対応提案 <p>*「保管場所がない」ことへの対策には、「拠点場所」の相談による。 *「ごみ減量、適正排出」の対策は、「ごみ分別の手引き」や「ごみ減量の手引き」及び「事業者向けのごみ減量・分別の手引き」をつくる。</p>	事業者の状況に応じた対応を検討します。
19	第2章 第6節 目標の設定	<p>目標設定の変更を求めます(33ページ)</p> <p>「本計画では、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、市民1人1日当たりのごみ排出量のうち、資源物を除いた「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定します。令和12年度までに355g／人日以下」としています。</p> <p>目標設定：</p> <ol style="list-style-type: none"> 家庭系・事業系ごみ排出量及び資源物排出量とする したがって「令和12年までに355g／人日」の設定を変更する <p>理由：</p> <p>1、発生抑制を最優先とするなら、家庭系の資源物ごみ排出や事業系のごみ排出を減量目標から除くのはおかしい。ごみは、家庭系(収集ごみ)からだけ出るのではないことは自明のこと。なぜ家庭系資源ごみを発生抑制から除くのでしょうか。なぜ事業系ごみを発生抑制から除くのでしょうか。分かりません。</p> <p>平成18年3月策定の「小金井市一般廃棄物処理基本計画(以降「前基本計画」)」では、「市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量」とし、資源物も減量目標に入れています。「市民1人1日当たりのごみ・資源物排出量目標として、前期754g／人日、後期739g／人日」。また「ごみ・資源物排出量を多摩地域で最小レベルにすることを目標」としています。</p> <p>平成27年3月策定の基本計画(以降「現基本計画」)も「市民1人1日あたり家庭系ごみ排出量」とし、「資源物を除く」はありませんでした(同47ページ)。「市民・事業者・行政が一体となって、相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践する」(基本計画案2ページ)としているにもかかわらず、なぜ事業系ごみ減量目標を除外するのでしょうか。さらに今度の案は、前基本計画にあった「多摩地域最小レベルにする目標」も削除されています。</p> <p>これで「新可燃ごみ処理施設での共同処理がはじまります。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります」(基本計画案1ページ)といえるのでしょうか。</p> <p>2、家庭系ごみ(収集ごみ)は多摩26市中13位のレベルである</p> <p>平成30年度の多摩26市の1人1日あたりのごみ排出量は13位です。収集量総量はトップ府中市の520.5g／人日、以下東久留米市、立川市、西東京市、東村山市、多摩市、日野市、町田市、東大和市、稲城市、清瀬市、国分寺市と続き小金井市は561.6g／人日となっています。可燃ごみはトップですが、不燃ごみは最多の最下位、資源ごみは22位、粗大ごみは21位です。</p> <p>不燃ごみはあきる野市12.3g／人日に対し小金井市は83.5g／人日である野市の約7倍、資源ごみは町田</p>	<p>目標値の設定には、これまで民間の一般廃棄物処理施設で処理されてきた事業系ごみの排出量を把握することが必要になります。家庭系ごみ同様、排出動向を把握したのちに、具体的な数値目標を設定するかどうかを含めて検討します。</p> <p>平成27年3月に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」という。)における目標値には、資源物は含まれていません。本計画においては、前計画との継続性を考慮して目標値を設定しています。</p>

		<p>市の 93.6g／人日に対し小金井市は 193.4g／人日で約 2 倍、粗大ごみは西東京市の 2.1g／人日に対し小金井市は 20.8g／人日と約 10 倍です（平成 30 年度多摩地域ごみ実態調査）</p> <p>さらにリサイクル事業所の事業縮小が行われ、2020 年 3 月に閉鎖となれば粗大ごみが大幅に増えることが予想されます。不燃ごみ（燃やさないごみ、プラスチックごみ）、粗大ごみの発生抑制・減量は重要な課題です。</p> <p>3、可燃ごみ共同処理施設稼働により、これまで広域支援の対象外であった事業系可燃ごみ搬入されます。しかも新たに 2,000t の搬入を想定しています（前基本計画 46 ページ）。「与えられた責任を誠実に果たす」とすれば、事業系ごみ（可燃ごみ）の減量目標を具体的に設定すべきです。</p>	
20	第 3 章 第 2 節 発生抑制を 最優先とし た 3R の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制を最優先とした 3R の推進（37 ページ） <p>食品ロス削減について</p> <p>SDGs の目標の一つは、「2030 年までに世界全体で 1 人当たりの食品廃棄物を半減」です。2018 年「食品ロス削減法」が施行されました。都道府県・市町村は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定することになりました。小金井市は食品ロス削減プロジェクト「2020 運動」を始めています。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> * 小金井市は多様な取り組みを行う食品ロス削減推進計画を策定する。 <p>八王子市では、包括連携協定を結ぶ東京造形大学と「食品ロスプロジェクト」結成し、ポスター やステッカーなどを作っています。事業者とは、「完食応援キャンペーン」「完食応援店制度」など協定しています。小学校などでは、ポスターの掲示や教育などを行っています。小金井市も、食品ロス削減計画のなかでこれらの施策を策定します。</p>	政府が定める基本方針に基づき、今後、食品ロス削減推進計画を策定する予定です。
21	第 3 章 第 2 節 発生抑制を 最優先とし た 3R の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの水切り及び自家処理の推進（37 ページ）、 <p>生ごみ減量化機器購入制度の利用促進（40 ページ）、「広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習などを通じて、市民にその意義及び効果を広く周知していきます」（37 ページ）、「使用状況の把握に努め、制度の改善に生かしていくなど、今後の取り組み状況をふまえた施策を展開していくとともに、制度の見直しについても検討していきます」（40 ページ）、とあります。</p> <p>提案</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「生ごみ処理機の手引き」や「生ごみアドバイザー制度」が必要です。啓発活動と購入申請だけを受け付けるのではなく効果が上がらないことは、堆肥化容器や生ごみ処理機器申請の減少傾向を見てもわかります。処理機器は様々なものがあります。購入時に処理機器の使い方（維持管理）を説明する、使っている時のトラブルの解決の相談にのる、などのアドバイスを行ったり相談にのる「生ごみアドバイザー制度」が生ごみ処理機器を長く使ってもらうために必要です。「生ごみ処理機の手引き」はそのためのものです。 * 生ごみ処理機器使用状況のアンケートを公表し対策をとること <p>毎年のように生ごみ処理機器使用状況アンケートが行われていますが、施策に生かされていないことに加え市民に公表していません。アンケートに回答する方は、ごみ政策（ごみ減量・資源化等）に関心をもち熱心な方々です。アンケートを施策に生かす、アンケート結果を市報などで公表することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「生ごみ処理機器使用者連絡会議」を設置し使用の普及と利用向上を図る。 	<p>ごみの水切り及び自家処理を推進するため、広く周知に取り組んでいきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>

22	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ資源化施策の推進（40ページ） <p>「夏休み生ごみ投入リサイクル事業や市民の自主的な取組である土曜生ごみ投入リサイクル活動の取り組み及び成果について広く広報媒体を活用して周知していきます。今後の生ごみ乾燥物の増加を見据え、飼料化などの新たな生ごみ資源化施策の実施に向けて調査・研究を行っていきます」（40～41ページ）とあります。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *ボランティアの確保 <p>夏休み生ごみ投入及び土曜生ごみ投入とともに、ボランティアの不足傾向が続いているため、対策が必要です。ボランティア不足のため夏休み生ごみ投入を止めた学校もあります。意識ある方のボランティアに任せるのではなく、土曜生ごみ連絡会議や、町会、地域の団体との話し合いが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> *土曜生ごみ投入は夏休みと同じ市の事業とし位置付けること。 <p>土曜生ごみ投入は、全国にない市民独自の活動として10年以上続いている。現在7校が、各校とも年間延べ50回程度実施しており、生ごみ減量・資源化に大きく貢献しています。夏休み生ごみ投入よりも、回収量や投入参加者が数倍になる土曜生ごみ投入を、市の事業として位置付けるべきです。</p> <p>生ごみ乾燥物の生産は横バイカ減少傾向にあります。今後の増加とは何を根拠しているのでしょうか。家庭の生ごみは、多くは新鮮でもなく異物があり飼料化には不適であると思われます。小中学校の新鮮で異物もない給食残渣はその日のうちに処理するなら飼料化も可能でしょう。</p>	生ごみ資源化施策の推進については、関連する団体との協働を図るとともに、生ごみの減量化と有効活用を図るため、新たな生ごみ資源化施策の調査・研究を進めていきます。
23	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・HDMシステム減容化システムによる生ごみ減量・資源化・分別収集 <p>基本計画には「生ごみの資源化に向けた取組の一層の強化が必要です。これまで続けてきた生ごみ堆肥化事業に加えて、新たな生ごみ資源化循環施策の一層の検討が必要です」（21ページ）、「生ごみの有効利用を図るために、生ごみ資源化施策を推進していきます」（40ページ）とあります。「生ごみ減容化システムによる実証実験」の陳情は、平成22年3月市議会の全会一致で採択されました。その後、HDMを進める会とごみ対策課との間で2年余り実施に向け協議を重ねてきましたが、実施に至らず協議中断状態を続けています。生ごみ分別収集についての陳情も、市議会全会一致で採択（趣旨採択）されています。</p> <p>HDMシステムは、三市ごみ減量市民会議でも生ごみ減量・資源化のなかで検討の1つになっています。「臭い」問題など改良・改善され、導入する自治体も増えており、肥料化も減容化も可能なシステムです。「新たな生ごみ資源化施策を推進する」一環として「HDM生ごみ減容化システムの導入」を実施するべきです。</p> <p>（他に1件）</p>	可燃ごみの減量施策の検討については、3市ごみ減量推進市民会議からの提案を踏まえ、研究を進めていきます。
24	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油行政回収の実施（資源循環システムの構築40ページ） <p>意見・提案：</p> <p>前基本計画（平成27年3月）には「未活用資源の有効利用方策の調査・研究」（同56ページ）をあげています。これを受けて廃棄物減量等推進審議会の専門委員会による「未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究に関する専門委員会報告書（平成30年3月）」では「平成30年度に試行し、今後の事業化に向けての必要な情報を把握することを提案する」としています（同10ページ）。平成30年度一般廃棄物処理計画には「廃食油の回収・資源化に向けた事業の検討、適時実施」（同17ページ）としているのに、実施していません。平成31年度計画にも同様の記載（同16ページ）がありますが、実施していません。基本計画では何も説明等がなく、「未活用資源の有効利用」については削除されています。PDCAの観点からも無責任と言わざるを得ません。</p> <p>10年以上続いている市民の活動による土曜生ごみ投入では、廃食油の回収を自主的に行い、回収量は増加傾向</p>	導入に当たっては様々な課題があることから、引き続き研究を進めています。

		<p>にあります。</p> <p>廃食油の回収は、かつて本町2丁目町会で行い、行政回収を要望していました。また、ごみゼロ化推進会議3部長連名でも要望しており、土曜生ごみ市民投入でも行政回収を要望しています。</p> <p>廃食油は燃やすごみに出すようになっていますが、取り扱いに手間がかかり、厄介なものです。廃食油資源化回収を本格的に行うならば、西東京市が50t／年回収している実績を見るように、資源の有効利用に大きく貢献するものと思われます。</p> <p>行政の廃食油回収は「適時実施」を決めました。計画に責任をもち、実施していただきたい。</p>	
25	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> 清掃指導員による分別指導の徹底（42ページ） <p>「窓口や電話でのわかりやすい説明に努めるとともに、必要に応じて戸別訪問を行い、分別指導を徹底していきます。特に、分別が徹底されていない集合住宅などへの分別指導を強化します」</p> <p>提案：</p> <p>上記施策の他に、分別の良くない単身集合住宅などには、分別指導だけでなく部屋別収集の実施、清掃指導員の地域別配置、収集委託業者との連携強化、ごみゼロ化推進会議の相談員との連携強化が必要です。</p>	ごみゼロ化推進員などと協力し、分別指導に積極的に取り組んでいきます。
26	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> 転入者を対象とした啓発の強化（42ページ） <p>意見：</p> <p>「本市で生活を始めるタイミングでの啓発を強化していきます。特に転出入の多い集合住宅には、集合住宅所有者ならびに管理会社などと連携し、わかりやすい広報媒体を活用した情報発信などの啓発を強化していきます」（42ページ）とあります。</p> <p>小金井市は、毎年9千人前後の転出入者がいます。転入者は、都内や他県に比べごみ分別の種類が多い等戸惑う方が多く、これが分別の悪さにつながります。転入者が転入手続きをするときに、「ごみ・リサイクルセンター」を渡すだけでなく、「ごみ分別等の説明を丁寧に受ける「ごみ相談窓口」」が必要です。ごみゼロ化推進会議（啓発部会）では、転入者手続きが多い3月に啓発チラシを配布しています。多摩市では常駐体制のごみ相談窓口があり、転入者含む市民のごみ相談窓口になって年間数千人が訪れています。</p> <p>提案：</p> <p>ごみ相談窓口を設置する</p> <p>ごみ相談窓口設置について、第二庁舎ロビーは場所が狭いとしていますが、工夫すれば多摩市のように可能であります。新庁舎にはぜひ設置していただきたい。</p>	転入者対策は、重要であると認識しております、転入者への啓発活動を強化していきます。
27	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・環境学習の推進（44ページ） <p>意見：</p> <p>「町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進」「市の職員を講師として派遣する出張講座や市内・外のごみ処理施設見学会などを実施するとともにごみゼロ化推進員と連携し、町会・自治会などへの啓発を推進します」（44ページ）</p> <p>町会等の団体は、集団回収、夏休み生ごみ投入及び土曜生ごみ投入、まち美化（ポイ捨て拾いなど）、一斉清掃など様々な取り組みをしています。行政とまちをつなぐ重要な役割をしています。</p> <p>提案：</p> <p>*講師を派遣する出張講座は、町会・自治会等方の申し込みを待つのではなく、講座等のお願い（要請）をする積極的な取り組みが必要です。</p> <p>*町会会长連絡会の際にも、ごみに関する取り組の状況や必要な要請を行う。</p>	ごみゼロ化推進員と連携し、出張講座などの地域の方々と意見を交換できる場を最大限活用し、地域における3Rの推進に努めています。

28	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における3Rの推進(44 ページ) <p>意見：</p> <p>「ごみゼロ化推進員による活動を支援し、活動の推進に向けて、認知度の向上を図ります。」「地域における取組を効率的・効果的に支援・周知するための協力体制を構築するため、組織体制を検討していきます(44 ページ)」とあります。</p> <p>ごみゼロ化推進制度が発足にあたって 175 名体制を目指し、平成 18 年 10 月発足時は推進員 110 名がありました。しかし 12 年経った平成 30 年度は 56 名と半数以下になっています。発足した当時の人数を回復する取り組みが第一に必要です。「ごみゼロ化推進員を担っていただく人材を町会・自治会・事業者などから広く募る(45 ページ)」ことを、広報媒体だけで行ってきたことが、推進員半数以下になる 1 つの原因です。町会・自治会構成メンバーが、ごみゼロ化推進員の役割や重要性を認識していくこそ、人材を送り出すことになります。そのためには町会・自治会との話し合いが必要です。ごみゼロ化推進員の重要な活動に、夏休み生ごみ投入と土曜生ごみ投入があります。この 2 つの取り組みがボランティア不足等によって近年低下傾向にあります。これらの活動は、単に生ごみ減量・資源化に寄与するだけでなく、ボランティア及び市民のごみに関する認識を高める働きがあります。ボランティア確保が重要な課題です。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *ボランティア及び投入者に対するインセンティブが必要です。 <p>以前のごみ減量推進員制度には月 3,000 円の謝礼がありましたが、ごみゼロ化推進員制度は無償となりました。謝礼の有無で推進員になるわけではありませんが、ごみ減量・資源化・地域貢献に対しての評価を、なんらかのかたちで行うことが必要です。</p> <p>1 週間ほど「生ごみ」を溜め、冷蔵庫に保管する人もいる、冷蔵庫に保管して学校まで持てこられる市民に対し、他市が行っているようなインセンティブを付与することが必要です(例えばさくらカードのポイントなど)。</p> <ul style="list-style-type: none"> *ごみゼロ化推進会議の強化には、丁寧な研修が必要です。 <p>これまで研修体制がないのが弱点でした。毎年最低 3 日程度の研修が必要です。1 週間行っている自治体もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> *地域における取組を効率的に効果的に支援し組織体制を構築するためには、それぞれの団体との協議を重ね、団体の特徴や要望を把握し団体の意向を踏まえた取り組みを行っていく。 	限りある財源の中で、人材確保を図るとともに、組織や制度の見直しを含めて引き続き検討を進めていきます。
29	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの発生抑制の推進(46 ページ) <p>「焼却量の削減に向け、一般廃棄物収集運搬許可業者などと連携することで各事業者の排出状況を把握し、事業者の状況に応じた発生抑制を推進していきます」(46 ページ)とあります。事業系ごみの大部分は、民間処理施設で処理されていましたが、新可燃ごみ共同処理施設の稼働に伴い、そこに搬入されます。</p> <p>事業系可燃ごみの処理手数料を、55 円/kg から 42 円/kg に下げました。手数料を下げるに、搬入量が増えることは他市の事例からもはっきりしています。その量は平成 30 年度 390t から新たに 2,000t が搬入されると予測しています(前基本計画 46 ページ)。約 6 倍にも増やすことは「与えられた責任を誠実に果す」ことになりません。事業系可燃ごみ焼却量削減は喫緊重要な課題です。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *事業系ごみ減量削減計画を早急に策定する。 *事業者応じたごみ減量・分別・排出指導を行う。 	2,000t については、これまで民間の一般廃棄物処理施設で処理されてきた事業系ごみが新可燃ごみ処理施設に搬入されることを想定して算出したものですので、手数料の改定によるものではありません。 事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者への指導を強化していきます。

30	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模事業者に対する分別指導の実施（46 ページ） <p>意見：</p> <p>「一般廃棄物の減量と適正処理に向け、適切な分別排出を図るため、分別指導を実施していきます」（46 ページ）とあります。中小規模の事業者の中には、1日平均 10kg 未満であれば事業用指定収集袋を使い市の収集に出すことができます。したがって、家庭用指定収集袋（20 円／L）と事業用指定収集袋（70.4 円／L）の2つを使い分ける必要があります。</p> <p>事業で出たごみを家庭用指定袋に入れることのないようにするには、分別指導の他に立入り指導が必要です。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *商店会など中小事業者に対しごみ分別等の立ち入り調査を行う *分別等が悪い事業者に対しては具体的な分別指導等を行う *商店会連合会や事業者との定期的な話し合いをもつ 	<p>事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者への指導を強化していきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>
31	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者の周知と拡大（24 ページ、46 ページ） <p>意見：</p> <p>「リサイクル推進協力店制度における認定事業所及び食品ロスの削減に積極的に取り組んでいる市内の事業所を協力店として認定する食品ロス削減推進協力店認定制度における認定事業所の拡大を図るとともに市民に対して広報媒体などを活用して認定事業所を周知することで、環境に優しい事業所を積極的に支援。」（46 ページ）とあります。</p> <p>リサイクル推進協力店認定制度が実施されたのは平成 17 年（2005 年）4 月、15 年前です。前基本計画では「リサイクル推進協力店認定事業所の拡大は、市民利用しやすくなるだけでなく、事業所への意識啓発にもつながるため、更なる認定の拡大に向けて、市民・事業者・行政が一体となって連携し、協力して取り組みを展開することが必要です」（39 ページ）としています。</p> <p>近年認定事業所は増えていますが、ごみ・リサイクルカレンダーにリサイクル推進協力店認定事業一覧を掲載し始めたのは平成 29 年度（2017 年度）版（3 年前）からです。市報ごみ特集に認定一覧は、平成 27 年 7 月号以来掲載されていません。市民に対しての周知は不足していると言わざるを得ません。</p> <p>大手スーパーはほぼ認定事業者になっていますが、中小の店舗の加盟は少ない（現在 4 店舗）。小金井市には 800 を超える店舗があります。今後は中小店舗の加盟が課題です。多摩市は 100 を超える店舗が「多摩市エコショップ認定制度」に加盟しています。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *加入促進にはインセンティブを含む更なる制度の改善が必要です。 	<p>広報媒体を活用して認定事業者を周知することで、認定事業所の拡大を図っていきます。</p> <p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
32	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> 店頭回収の推進（28 ページ、47 ページ） <p>意見：</p> <p>「ごみを自らの責任で独自に又は他の事業者と協働して適正に処理しなければなりません」「店頭回収に取り組むことが大切です」（28 ページ）とあります。</p> <p>「食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収をさらに推進するため、自主回収・自主処理を行う事業所へ働きかけを行っていきます」「店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進していきます」（47 ページ）とあります。店頭回収について、前基本計画では「拡大、働きかけ、広報媒体を利用した情報の提供」（63 ページ）がありました。が、ごみ・リサイクルカレンダーやごみ特集号に「ペットボトルなどお店に返す」記載はありません。広報媒体を利用した情報の提供は不足していると言わざるを得ません。スーパーによって、</p>	<p>広報媒体を活用して店頭回収を周知することで、店頭回収の推進を図っていきます。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>

		<p>自主回収・自主処理は2品目の店舗から6品目の店舗までと、ばらつきがあります。例えばイトーヨーカ堂武蔵小金井では、紙パック・トレイ・ペットボトル・ペットボトルキヤップ・ビン・缶（アルミ及びスチール）と6品目なっています。缶を回収すればポイントが与えられるインセンティブがあります。</p> <p>提案</p> <ul style="list-style-type: none"> *事業者・市民・行政で構成する共同会議を設置する *品目の少ない店舗は増やす働きかけを行う。 *自主回収・自主処理が未実施の店舗は店頭回収の働きかけを行う。 *ごみ・資源カレンダーに「店頭回収を積極的に行いましょう」の記載をする。 *ごみゼロ化推進会議が中心となり、活動の一環として店舗前で宣伝等を行う。 	
33	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<ul style="list-style-type: none"> • 環境負荷低減の推進（48ページ） <p>意見：</p> <p>「SDGs の達成に貢献できるよう食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題について、国・都の動向を注視しつつ施策を展開していきます」（48ページ）とあります。</p> <p>食品ロス削減については2015年9月の国連総会決議で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも言及し、日本は「食品ロス削減法」を施行しました。この法律では、都道府県・市町村は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定するようになっています。小金井市は「2020運動」を始めていますが、より拡大・充実した食品ロス削減推進計画を策定する必要があります。マイクロプラスチック等プラスチックについては「プラスチックゼロ宣言」を出し、削減について具体的な施策を打ち出す必要があります。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> *「小金井市プラスチックゼロ宣言」を <p>プラスチック削減、なかでも海洋に流出するプラスチックは、マイクロプラスチックになり生態系悪影響を及ぼし、世界的にその取り組みが強化されています。</p> <p>小金井市のプラスチック排出量は横バイ傾向で、削減になっていません。</p>	<p>マイクロプラスチックによる海洋汚染については、本市としても取り組む必要がある問題として認識をしています。</p> <p>可燃ごみの共同処理に向けて、環境負荷低減のため、すでに排気ガス規制に適合したクリーンディーゼル等の低公害車の導入を進めています。</p> <p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>

		<p>日本での取り組みの1つに「プラスチックゼロ宣言」自治体が増えています。小金井市でも「プラスチックゼロ宣言」を出し、市民に、全国にアピールしていただきたい。(以下の表プラスチックゼロ宣言を出している自治体等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">プラスチックゼロ宣言の自治体（15自治体、策定中1自治体）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>京都・亀岡市「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2018年12月</td></tr> <tr><td>葉山町「プラごみゼロ宣言」</td><td>2018年12月</td></tr> <tr><td>鎌倉市「かまくらプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2018年10月</td></tr> <tr><td>神奈川県「かながわプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2018年9月</td></tr> <tr><td>大阪市「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年1月</td></tr> <tr><td>関西広域連合「関西プラスチックゼロ宣言」</td><td>2019年5月</td></tr> <tr><td>阪南市（大阪府）「はなんんプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年5月</td></tr> <tr><td>守口・門間・森口門間商工会議所 「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年6月</td></tr> <tr><td>貝塚市（大阪府）「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年6月</td></tr> <tr><td>藤井寺市（大阪府）「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年6月</td></tr> <tr><td>泉佐野市「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年6月</td></tr> <tr><td>柏原市「かしわらプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年6月</td></tr> <tr><td>八尾市（大阪府）「やねプラスチックごみゼロ宣言」</td><td>2019年7月</td></tr> <tr><td>柄木県と25市共同で「プラごみゼロ宣言」</td><td>2019年8月</td></tr> <tr><td>枚方市「プラごみダイエットへポイ捨てゼロ」宣言</td><td>2019年6月</td></tr> <tr><td>横浜市「上こはまプラスチック資源循環アクションプログラム」</td><td>策定中</td></tr> </tbody> </table> <p>*新可燃ごみ共同処理開始にあたり、収集車両の低公害車の導入と運搬車両の大型化は周辺住民への負荷低減のためにも必要です。</p>	プラスチックゼロ宣言の自治体（15自治体、策定中1自治体）		京都・亀岡市「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」	2018年12月	葉山町「プラごみゼロ宣言」	2018年12月	鎌倉市「かまくらプラスチックごみゼロ宣言」	2018年10月	神奈川県「かながわプラスチックごみゼロ宣言」	2018年9月	大阪市「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年1月	関西広域連合「関西プラスチックゼロ宣言」	2019年5月	阪南市（大阪府）「はなんんプラスチックごみゼロ宣言」	2019年5月	守口・門間・森口門間商工会議所 「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	貝塚市（大阪府）「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	藤井寺市（大阪府）「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	泉佐野市「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	柏原市「かしわらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月	八尾市（大阪府）「やねプラスチックごみゼロ宣言」	2019年7月	柄木県と25市共同で「プラごみゼロ宣言」	2019年8月	枚方市「プラごみダイエットへポイ捨てゼロ」宣言	2019年6月	横浜市「上こはまプラスチック資源循環アクションプログラム」	策定中	
プラスチックゼロ宣言の自治体（15自治体、策定中1自治体）																																					
京都・亀岡市「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」	2018年12月																																				
葉山町「プラごみゼロ宣言」	2018年12月																																				
鎌倉市「かまくらプラスチックごみゼロ宣言」	2018年10月																																				
神奈川県「かながわプラスチックごみゼロ宣言」	2018年9月																																				
大阪市「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年1月																																				
関西広域連合「関西プラスチックゼロ宣言」	2019年5月																																				
阪南市（大阪府）「はなんんプラスチックごみゼロ宣言」	2019年5月																																				
守口・門間・森口門間商工会議所 「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
貝塚市（大阪府）「かいづかプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
藤井寺市（大阪府）「ふじいでらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
泉佐野市「泉佐野市プラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
柏原市「かしわらプラスチックごみゼロ宣言」	2019年6月																																				
八尾市（大阪府）「やねプラスチックごみゼロ宣言」	2019年7月																																				
柄木県と25市共同で「プラごみゼロ宣言」	2019年8月																																				
枚方市「プラごみダイエットへポイ捨てゼロ」宣言	2019年6月																																				
横浜市「上こはまプラスチック資源循環アクションプログラム」	策定中																																				
34	第3章 第2節 発生抑制を 最優先とし た3Rの推 進	<p>(1) おかれた状況、意見</p> <p>2020年7月からレジ袋有料化の義務化が遅まきながら国により進められようとしている。またマイクロプラスチックによる海洋汚染が世界中で問題視され、世間の注目を集めている。プラスチック、アルミ缶などの店頭回収は、拡大生産者責任の観点からも大事な問題である。</p> <p>小金井市ではイトーヨーク堂、いなげやなどのスーパー・マーケットや、コープみらい貴井坂下店などで、発泡スチロール、透明のプラスチックなどやアルミ缶などの店頭回収を自主的に行っている。市民は購買したプラスチック容器などを店頭に持ち込んでプラスチック回収に協力している姿がよく見られる。市民が持ち込み、事業者が回収ボックス設置と回収物の運搬をすることにより、プラスチック回収が理想的な姿で実現されている。今やこのような事業者による店頭回収は自動的にやらざるをえない状態になっている。</p> <p>日野市で行われているペットボトルお返し作戦は、市の強い指導の下に、市と事業者、市民三者の共同会議を立ち上げて、三者の合意の下に行われた成功例である。これにより収集運搬料などの節約が行われ市の財政に寄与している。しかし、市民生活に於いて、店頭回収がまだ市民のライフスタイルを変えるところまでは進んでいない。</p> <p>このような状況の下では、ただ国の施策を待つのではなく、小金井独自の取組みを進めてよい絶好の機会が整っている。</p> <p>(2) 提案</p> <p>38p の項目 5-(1)の項目は市民・事業者・行政の連携を述べるだけでは、具体的に何をするのか全く明確では</p>	<p>マイクロプラスチックによる海洋汚染については、本市としても取り組む必要がある問題として認識をしています。</p> <p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>																																		

		<p>ない</p> <p>39p の 6-(4)の項目リサイクル推進協力店認定事業所の拡大というような進め方では、展望のある有効な施策となっていない。行政が強力に進めていくという意志が全く入っていないからである。</p> <p>43p の基本方針に於ける同様の項目に於いても全く同様である。</p> <p>周りの状況は整っているので、あとは事態を進めるシステムに向けた組織作りである。行政の実行に向けた強い意志とリーダシップが必要である。</p> <p>行政が行政・市民・事業者を一同に招集する共同会議・組織を立ち上げる。そこでは行政が考えているシステムを提案され、三者が納得できる実行可能なシステムが共同で作り上げられる。行政はその実行を見守る。市は店頭回収できるプラスチックの収集運搬は中止すべきである。</p>	
35	第3章 第3節 安心・安全・ 安定的な適 正処理の推 進	<p>現市長体制に反対します。</p> <p>処理場は、小金井市内に建設するべきだと思料する。</p> <p>是非、現市役所跡地に建設するべきである。</p> <p>環境アセスメントは、現代の技術力で可能。</p> <p>コーチェネレーションを学習してください。</p>	<p>可燃ごみ処理については、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年4月の新可燃ごみ処理施設本格稼働を目指しています。一方、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貴井北町）を建設予定地として施設の整備を進めています。</p> <p>各施設ともに周辺環境に配慮するため、法令に基づく環境基準よりも厳しい基準を設け、公害・環境保全に十分配慮した施設を計画しています。</p>
36	第3章 第3節 安心・安全・ 安定的な適 正処理の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理経費節減について（52 ページ） <p>意見・提案：</p> <p>小金井市のごみ処理経費は「多摩地域の平均を上回っており、高い水準にあります」（15 ページ）とあり、52 ページには「適切なコスト情報の開示や資源化処理にも多額の経費が掛かっていることから、ごみになるものを元から減らすリデュースを最優先に取り組まなければなりません」としています。ごみ処理経費は多摩地域の平均を上回っているのではなく、全国及び多摩地域においてトップを続けています。3Rを積極的に進め、PDCAを具体的に行い、市民に公表すべきです。</p> <p>1、ごみ減量とは反対に年々ごみ処理経費増大になっています</p> <p>平成18年度（二枚橋焼却場全面停止前年）ごみ・資源物総発生量は31,993t、ごみ・資源物処理経費は21億8,778万円、市民1人当たり処理経費は19,527円、燃やすごみ処理経費は1kgあたり49.9円です。</p> <p>平成30年度のごみ・資源物総発生量は26,768t(5,225t減)、処理経費は、29億4,583万円(7億5,805万円増) 市民1人当たり処理経費は、24,312円(4,785円増)、ごみ・資源物は約16%減量しても処理経費は約130%に増大しています（市報）。</p> <p>2、特に燃やすごみ処理経費の年々増大しています</p>	<p>ごみ処理経費について、コスト管理とわかりやすい情報公開の手法の検討を進めています。</p> <p>コスト意識を持ち、コスト管理の徹底を図っています。</p>

		<p>燃やすごみ処理量は平成 18 年度 17,996t に対し、平成 30 年度は 12,021t、平成 18 年度に比べ 5,975t（3 割以上）も減っています。平成 30 年度処理経費は、平成 18 年度 49.9 円／kg でありましたが、平成 30 年度は 136.8 円／kg と 2.7 倍を超えています。</p> <p>三市可燃ごみ共同処理の稼働で燃やすごみの単位当たりの処理経費は下がると思われます。しかし処理量に比例して処理経費が増大するので、ごみ減量は重要です。</p> <p>以下の項目は個別の提案（パブコメ）と重なるところがありますが列挙すると</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、燃やすごみの約半分を占める生ごみは焼却せず、資源化ないし消滅化する <p>*すでに生ごみ HDM システムの導入は市議会の全会一致で採択されています。三市ごみ減量市民会議では燃やすごみの減量について、HDM システムやバイオガス化、紙おむつ資源化などが論議されています。焼却ごみから生ごみを少なくすることによって、ごみの質が良くなり、焼却コスト削減をはじめヒートアイランド抑制にもなります。</p> <p>*生ごみ堆肥化事業を見直す</p> <p>現在小中学校の生ごみ処理機はすべて乾燥型で、乾燥した生ごみは、遠くの群馬県の榛名山麓まで運び、委託業者に堆肥化してもらっています。乾燥型処理機は処理経費が消滅型に比べ高く、運搬費を含め堆肥化経費も多い。処理経費が少なく、堆肥化経費のかからない消滅型処理機に順次切り替えることが必要です。なお、現在の生ごみ堆肥は小金井市から出た生ごみはほとんどなく、汚泥や畜糞等で出来ています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2、ペットボトルやトレイなど事業者の自主回収・自主処理を組織的に強力に進める <p>ペットボトルは、その処理に 251.9 円／kg（平成 30 年度）と極めて高い処理経費になっています。店頭回収を組織的に進めると同時に収集回収を減らすことにより、日野市は約 4 割の経費削減を達成しました。ごみカレンダーでも店頭回収を呼びかけています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3、集団回収、販売店回収を強化する <p>古紙の処理経費は 27 円／kg（平成 30 年度）。集団回収奨励金 10 円／kg を出しても、kgあたり 10 数円の経費削減になります。販売店回収をごみカレンダー等で市民呼びかける。毎週回収を 2 週に 1 回にすることも検討すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4、単身集合住宅の部屋別収集や転入者ごみ相談窓口設置等によるごみ減量・分別強化など 	
37	第 3 章 第 3 節 安心・安全・ 安定的な適 正処理の推 進	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開（52 ページ） <p>意見・提案：</p> <p>市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、①適切なコスト情報の開示、②多額な経費に対しリデュース、③コスト管理の徹底、④国の一般廃棄物会計基準などに比較検証、⑤新たな会計手法の検討、⑥分かりやすい情報公開の研究（52 ページ）としています。小金井市は平成 18 年 10 月以降燃やすごみの広域支援を続けてきました。家庭の燃やすごみの削減に力を入れ人口 10 万人以上 50 万人未満の自治体において、全国で、多摩地域で、一番少ない市となりました。また、事業系可燃ごみは広域支援の対象外のため民間事業者は民間施設で処理しており、行政のごみ排出量からほとんど除かれているため、行政上の数値からは、総ごみ量も全国一少ない市となっています。しかし家庭から排出される総ごみ量は、多摩地域 26 市で 13 番目に多く、一番少ない市ではありません。事業系可燃ごみが加われば、総ごみ量でもトップではなくなります。一方、ごみ処理経費は全国的にもトップクラスの高さです。</p> <p>ごみ減量とごみ処理経費削減を同時に実行しなければなりません。前記提案してきたことを実行するならば、2 つの課題を同時に達成できると考えます。特に総ごみ量の約半分を占める焼却ごみを減らし資源化するならば、</p>	<p>ごみ処理経費について、分かりやすい情報公開の方法について、検討を進めています。</p> <p>個別に御提案いただいている点については、年度ごとに定める処理計画の中で検討を進める際に参考とさせていただきます。</p>

		<p>可燃ごみ新焼却施設周辺の皆様への負担を減らし、処理経費軽減できます。</p> <p>*市報ごみ特集号をさらに分かりやすくする。</p> <p>年4回の市報ごみ特集号はごみ問題を知る貴重な情報源です。さらに分かりやすくするために、例えば、ごみ処理経費の単位を統一する(kg当たりに統一する)、事業系ごみ排出量を掲載する、多摩地域との比較を数値上で記載する。多摩地域の先進的な事例を載せるなど。</p> <p>*廃棄物会計の統一</p> <p>国の廃棄物会計と小金井市の廃棄物会計が異なるため比較が難しいところがあります。例えば、他市との比較が難しい。分かりやすくするためには基準の統一を検討する必要があります。しかしあまり変わると小金井市のごみ処理経費の推移が分からなくなる懼れがあるので基準の変更には前と後の解説等が必要になります。</p> <p>*処理コストを含む施策のPDCAの結果を市民に公表すること。</p>	
38	その他	<p>可燃ゴミとプラゴミが同じ値段だと、可燃ゴミに回してしまう人が多いと思います。 プラゴミは無料にすれば、みんながんばって綺麗にゴミを出すと思います！</p>	<p>御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>
39	その他	<p>(1)意見 地震、洪水発生後の災害ごみの処理についてだけでなく、あらかじめどのような水害が起こるか下水道、地下水、伏流水など流域の水の流れを調査しておくことが急務である。これにより被害を最小に抑える対策をとることが期待できる。</p> <p>(2)提案 小金井市には東西に北から玉川上水、仙川、野川が走っている。仙川と野川の間にハケと呼ばれる崖線がある。その間の水の流れをあらかじめ調査する組織を早急に作るべきである。</p>	<p>本計画では、災害発生時には、「小金井市災害廃棄物処理計画」の基本方針に基づく災害発生時の対応に向けた体制の構築を推進していくことを記載しています。</p> <p>意見募集の対象外ですが、御指摘の点については、貴重な御意見として参考とさせていただきます。</p>

※同趣旨の意見が多数ある場合は、(他に〇件)と表示しています。

第7章 用語解説

あ行

用語	解説
一般廃棄物	廃棄物には、大きく分けて一般廃棄物と産業廃棄物があります。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされています。一般廃棄物には、家庭から生じた廃棄物と事業活動に伴って生じた廃棄物があります。
一般廃棄物会計基準	市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進めるための支援ツールのひとつです。平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして環境省より公表されました。一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するに当たり、書類作成支援ツールが提供されています。
一般廃棄物収集運搬業許可業者	市の許可を得て一般廃棄物の収集運搬を行う業者です。
エコセメント	ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくるセメントのこと、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。

か行

用語	解説
拡大生産者責任	生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）の略称です。関係者（製造業者、輸入業者、小売業者、消費者）の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みが「環境マネジメントシステム」です。
拠点回収	公共施設などに設置された専用の回収ボックスに投入された資源物を、行政が回収する方法です。
戸別収集(回収)	各戸から排出されたごみを、行政が回収する方法です。

さ行

用語	解説
最終処分	中間処理を行った廃棄物のうち、資源化できないものを埋立処分することです。
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）の略称です。事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品などの再使用（リユース）のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指した法律です。
自主回収	市が回収している拠点回収とは別に、店舗が自主的に回収箱を設置して資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。
自分ごと化	本計画では、ごみの減量や3Rの推進に関して、当事者意識を持ち、自ら考え行動してもらうことです。
集団回収	町会・自治会・子供会などの団体が、古紙やアルミ缶などの資源を回収し、資源物回収業者に引き渡す活動のことです。

用語	解説
循環型社会	まずは廃棄物などの発生抑制、次に循環資源の循環的な利用、そして循環利用が行われないものについては適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。
浄化槽汚泥	浄化槽に貯留されている汚泥のことです。
3R	「リデュース (Reduce) = 発生抑制、リユース (Reuse) = 再使用、リサイクル (Recycle) = 再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとった作られた言葉です。
食品ロス	未利用食品残渣や食べ残しなど、本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。
組成分析	ごみの質や分別状況などの把握を目的として、ごみを構成する種類と割合を調査することです。

た行

用語	解説
堆肥化	人の手によって堆肥化生物にとって有意な環境を整え、堆肥化生物が有機物（動物の排泄物、生ごみ）を分解し、堆肥を作ることです。
中間処理	ごみを焼却したり破碎したりしてごみを減量化（減容化）もしくは資源化処理を行うことです。
店頭回収	店頭などに設置された専用の回収ボックスに投入された資源物を回収する方法です。
東京たま広域資源循環組合	多摩地域25市1町の自治体（組織団体）によって構成・運営され、一般廃棄物の最終処分、焼却残渣などの処理を広域的に行うことを目的として設置された一部事務組合です。

は行

用語	解説
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法（昭和45年12月25日法律第137号）とも略称されます。廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。
PDCA サイクル	Plan、Do、Check、Actionの頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を低減する目的・目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実施（Do）します。その結果を点検（Check）し、更に次のステップを目指して見直し（Action）を行うことです。
不法投棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、廃棄物を投棄することです。
包括連携協定締結団体	市民サービスの向上や、地域が抱える社会課題の解決に向け、協定を結んでいる市内及び近隣の大学や企業のことです。

ま行

用語	解説
マイクロプラスチック	粒径5mm以下のプラスチック粒子のことです。難分解性のプラスチック類が、紫外線や波の力などの物理的作用を受けて細片化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズや洗濯した衣類から発生する纖維状のマイクロファイバー等があります。
見える化	本計画では、ごみや資源物の行方や資源化の過程をわかりやすく図解したり、情報をデジタル表示したりするなど、視覚的なわかりやすさに重点を置いた情報発信に努めることにより、取組の存在や具体的な内容を知ってもらうとともに、市民や事業者にわかりやすく、客観的に捉えられるものとすることです。

や行

用語	解説
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日法律第112号）の略称です。家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するなど、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律です。
容器包装リサイクル協会	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の略称です。「容器包装リサイクル法」に基づく分別基準に適合した容器包装廃棄物の再商品化を行うなど諸事業の実施を通じて、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として設立された協会です。

ら行

用語	解説
ライフスタイル	個人がそれぞれの社会的、文化的、経済的条件のもとで示す、価値観・習慣などを含めた生活様式のことです。
リサイクル	3Rのひとつで、廃棄されるものから再利用できるものを資源とし、再び使用して製品などを生産することです。
リデュース	3Rのひとつで、ごみになるものはもらわない・買わないなど、ごみになるものを元から減らすことです。
リユース	3Rのひとつで、一度使用された製品を、そのまま、または製品の一部品をそのまま再度使用すること、もしくは修理して使用することです。